

平成18年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成18年6月16日 午前10時 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 第 2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4号議案 飯島町国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 第 5号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算（第7号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第10 第 7号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）専決

日程第11 第 8号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第4号）専決

日程第12 第 9号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）専決

日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）専決

日程第14 第11号議案 飯島町国民保護協議会条例

日程第15 第12号議案 飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

日程第16 第13号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 第14号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第18 第15号議案 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 第16号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

日程第20 第17号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 第18号議案 平成17年度飯島町飯島東部保育園建設事業工事請負変更契約の締結について

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 内山淳司  | 2番 宮下 寿  |
| 3番 曾我 弘  | 4番 平沢 晃  |
| 5番 森岡一雄  | 6番 三浦寿美子 |
| 7番 竹沢秀幸  | 8番 坂本紀子  |
| 9番 宮下覚一  | 10番 松下寿雄 |
| 11番 織田信行 | 12番 野村利夫 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総 務 課 長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 大沢利光 教 育 次 長 北沢正文

○説明を欠席した者

教 育 長 大沢利光

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林廣美  
議会事務局書記 吉川恵子

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成18年6月16日 午前10時

おはようございます。

定足数に達していますので、只今から、平成18年6月飯島町議会定例会を開会いたします。

議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。議会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成18年5月24日付飯島町告示第17号をもって、平成18年6月議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、心から厚くお礼を申し上げます。今年は5月の日照不足や5月24日の雹害と農作物の生育初期への異常気象が続きまして、収穫への影響を心配をしておるところでございます。このために関係機関と連携を密にしながら、影響を最小限にとどめるよう現在対応をしているところでございます。

さて、いよいよ梅雨の時期を迎えました。大雨洪水などで農作物や公共施設あるいは住民生活にとって、災害のない梅雨であってほしいと願っておるところでございます。

さて、秋田県の藤里町の小学校1年生の殺害死体遺棄事件など、小さな子供への大変痛ましい事件が連日報道されておりまして、心を痛めております。当町においても、今年度に入り、変質者の出没、児童への不審な声かけ、そして5月29日には豊岡仏石踏み切りで、通学児童がランドセルをひたたくられるという事件。また6月7日には同じ豊岡のお不動さま付近で、車に乗ってきた男に棒でたたかれる事件が連続をして発生をいたしました。幸いに大事には至りませんでした。住民の皆さんのご協力を得て、見守り隊の活動や通学路の点検など防犯活動をしているさなかのことでありまして、大変残念に思っております。現在は地域や関係機関、団体さらに地権者に協力を求めて、通学路の安全確保を図るなど、実効のあがる対応をできるところから行っているところでございます。また警察当局にも1日も早い解決を求めているところでございまして、今後も児童生徒が安心して通学ができ勉学に励める環境づくりに努めてまいります。なお、この件に関しまして具体的な取り組み対応等につきましては、最終日の全員協議会の中で申し上げる予定にしております。

一方、大変ご心配をおかけしてまいりました昭和伊南総合病院の救命救急センター返上問題につきましては、5月23日に、県より南信地域救命救急センターの再編に関する県の最終的な見解が示されまして、昭和伊南病院を10床とし、飯田市立病院と諏訪日赤病院にそれぞれ10床ずつ設置をして、10月からスタートさせたい旨の提案がございました。伊南行政組合ならびに昭和伊南総合病院としては、この提案を前向きに受け止めて、伊南行政組合議会の議を経て、これを基本的に受け入れる旨6月6日に回答をいたしました。

議員はじめ町民の皆さんのご支援ご協力に心から感謝を申し上げますとともに、細部につきましてはやはり最終日の全員協議会でご報告をさせていただきたいと思っております。

なお、本定例会に際しまして、大沢利光教育長の欠席通告をさせていただいておりますが、大沢教育長は去る5月18日に肺の疾患により検査入院をいたしまして、6月7日に退院をいたしました。引き続き自宅療養が必要ということでございまして、本会期中出席できませんがご了承くださるようお願いを申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件1件、条例案件が8件、補正予算案件8件、その他案件2件の計19件でございます。いずれも重要案件でございますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員を指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、10番 松下寿雄議員、11番 織田信行議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長

会期の報告をいたします。去る6月2日に議会運営委員会を開催し、会期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から6月23日までの8日間と決定されましたのでご報告いたします。

議 長

お諮りします。

ただいま委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月の23日までの8日間としたいと思います。

異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。したがって会期は本日から6月23日までの8日間とすることに決定しました。会期の日程について事務局長から申し上げます。

事務局長

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

まず町長からの報告を求めます。

町 長

それでは、私の方からは4件についてご報告を申し上げます。

まず、平成17年度の繰越明許費の繰越計算書について申し上げます。平成17年度一般会計予算で定めた都市再生整備計画策定業務の委託事業ほか、2件の繰越明許費の計算書につきましては、地方自治法施行令第146条の規定により報告を申し上げますのでご覧をいただきたいと思います。3つの事業でございまして、ひとつには都市再生整備計画の策定業務の委託事業でございます。翌年度繰越額という欄をご覧いただきまして、これが2,730,000円、飯島東部保育

園の整備事業につきまして 214,404,000 円、七久保小学校施設整備事業 112,372,000 円の合計 329,506,000 円でございますのでお願いをいたします。

続きまして、平成 17 年度飯島町土地開発公社決算についてでございますけれども、平成 17 年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る 6 月 1 日の開催の公社理事会におきまして審議をお願いし承認をいただきましたので、地方自治法の規定に基づいてその概要をご報告を申し上げます。平成 17 年度の土地開発公社事業は、17 年度から新たに伊南バイパス用地の取得を直轄権限代行業として土地開発公社が行うこととなりまして、本郷地区においてほぼ計画通り取得したところでございます。また七久保新田地籍の旧日本石油輸送所跡地を工場用地として取得をいたしました。土地の処分では、久根平工業団地の 12,248 平方メートルを内堀醸造株式会社へ売却をしたほか、東部保育園建設用地を町へ売却をいたしました。また累積する公社損失額の補てんに町から 80,000,000 円の補助を受け、公社経営の改善を図りました。これによって久根平工業団地が完売となりまして、今後新たな企業用地の確保が課題となるわけでございますけれども、これからは町内の適地をいくつか PR をして企業が選定した時点で、企業のニーズに合ったいわゆるオーダーメイド方式による造成を行うことを基本に進めてまいりたいと考えております。一方、公社造成の分譲住宅地の販売につきましては鋭意販売努力を続けておりますが、思うような成果には至っておりませんが、今後とも最善の努力をしまる予定でございます。主な収益は、久根平工業団地売却 159,000,000 円、東部保育園建設用地の売却 151,000,000 円で、本年度収入は 314,000,000 円ほどとなっております。また借入金の支払い利息軽減のために金利入札を行うなど、前年度より 4,000,000 円ほどの軽減を図ったところでございます。以上のことから、事業原価および事業外費用を差し引いた単年度収支では 65,000,000 円ほどの黒字決算となりました。内容につきまして詳細はお手元の報告書のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思ひます。

次に平成 17 年度第 2 3 期でございますが、財団法人飯島町振興公社決算について申し上げます。平成 17 年度飯島町振興公社事業報告決算につきましては、去る 5 月 29 日の理事会において認定をされましたので、地方自治法の規定によりましてご報告を申し上げます。平成 17 年度に行いました当公社の事業は、千人塚のマレットゴルフ、釣り、オートキャンプ事業の 3 事業でございます。前年の 16 年度は、鯉ヘルペスの影響で魚の放流を見合わせたために、釣り事業は平成 17 年度にはアマゴ 2,000 匹などを放流した結果 187 名の利用者がございましたが、天候等の影響もありまして、オートキャンプおよびマレットゴルフの利用者が少し減少いたしました結果、事業収入全体では前年比 219,660 円の減少となりました。振興公社が主催いたしました第 21 回の千人塚世界マレットゴルフ大会は、世界 12 カ国 21 名の外国籍の方を含めて、県の内外から 154 名の参加をいただいて盛大に開催を出きたところでございます。支出の面では、千人塚マレットゴルフコースの維持管理にかかる委託料・手数料、施設の修繕費用及び釣り事業のために放流した魚の購入費等でございます。詳しくはお手元の決算書をご覧をいただきたいと思ひますのでよろしくお願いをいたします。

最後に株式会社エコーシティ駒ヶ岳の第 15 期決算について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成 17 年度第 15 期の決算につきましては、去る 5 月 22 日開催の同社株主総会に置いて承認をされておりますので、地方自治法の規定に基づいてその概要

をご報告をいたします。エコーシティ駒ヶ岳の 17 年度事業は、中川村の施設が 4 月 1 日開局となったことによりまして、新たに中川村の 1,544 戸が加入をいたしまして、伊南 4 市町村の情報センターとしての基盤が出来上がりました。また地上デジタル放送の開始に伴い、デジタル化を伊那ケーブルビジョン株式会社と共同で開始をいたしました。さらに県内の CATV 12 社により 34 万世帯加入の大きなネットワークができあがりまして、県議会の中継や各地のイベント等、自主番組の交換を始めました。17 年度中における加入状況は、CATV が中川村の加入もあり 1,967 件の増、インターネットが 868 件の増加となりまして、当初計画を上回る加入実績となりました。CATV 業界は地域密着型放送をメディアに、インターネットでの通信分野を加えて、順調に拡大を続けております。今後は地上波デジタル放送への対応および 4 行政や関係機関との連携によるきめ細かな地域情報の提供と、加入者ニーズにこたえる運営等が課題となっております。次に経営状況でございますが、CATV およびインターネット加入者の計画対比増や経営の合理化に努めた結果、営業収入では 574,000,000 円余りとなりまして、費用を差し引いた営業利益は 148,000,000 円余となりました。これによりまして当期の最終利益は 87,000,000 円余の黒字決算となりまして、当期末処分利益 198,000,000 円のうち、設備更新のために 30,000,000 円を積み立てて、次期繰越利益金として 168,000,000 円ほどを計上することができました。詳しくはお手元の資料のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思ひます。以上 4 件私の方からご報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま報告のありました各会計決算につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

議 長

次に議長から申し上げます。

最初に平成 18 年 3 月定例会において決議されました、公共事業を防災生活関連に転換し国土交通省の事務所の執行体制等の拡充を求める意見書、及び出資法の上限金利の引き下げと出資の受け入れ預り金および金利等の取り締まりに関する法律および貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書、については平成 18 年 3 月 17 日に関係行政庁へ送付いたしましたので報告を致します。

次に請願・陳情の受理について報告します。本日まで受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。会議規則第 89 条及び 92 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査報告について報告します。3 月から 5 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求める方は別紙の通りであります。なお大沢利光教育長さんが病氣療養中のため欠席であります。

以上諸般の報告を終わります。

議 長

日程第 4 第 1 号議案 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは、第1号議案人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を説明を申し上げます。人権擁護委員は法務大臣が任命する任期3年の委員であります。現在、北沢祥弘氏、湯沢敏美氏お二人が在任中ではありますが、湯沢敏美氏が今年9月30日に任期満了となります。任期満了後の後任の委員候補者として、これまで1期3年お勤めをいただき、実績・経験・人格ともに最適任者として引き続き湯沢敏美さんに本職をお願いをいたしたく、法務大臣に推薦するにあたりまして議会の意見を求めるものでございます。なにとぞ全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。  
討論を省略し、これから第1号議案人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立をもって行います。本案は適任者としてこれに同意することに賛成の方はご起立願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。

議長 起立全員であります。したがって第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。  
暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[湯沢敏美さん入場]

議長 再開いたします。  
ここで、ただいま推薦同意されました湯沢敏美さんからあいさつをお願いいたします。  
[湯沢敏美さん登壇 挨拶]

湯沢敏美氏 皆様おはようございます只今ご紹介をいただきました七久保の新田湯沢敏美でございます。よろしく申し上げます。人権擁護委員の推薦をいただきました。平成15年に任をいただきまして3年間、未熟者でございましたけれど勤めさせていただきました。そしてさらに第2期目という推薦をいただきましたけれど、本来未熟者でございますけれど、相談者に的確な助言と援助を、そして私の持つ少ない知識と、そして研修を重ねた内容を相談者に十分ご理解をいただいて、地域住民の皆様にご期待をされる人権擁護委員として頑張りたいと思います、それには高坂町長様をはじめといたしまして、本日ご出席の皆様方のご協力ご支援をいただきまして、しっかり勤めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議長 暫時休憩といたします。そのままお待ちください。  
[湯沢敏美さん退場]

議長 再開いたします。

議長 日程第5 第2号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に係る専決処分の承認を求め

ることについて提案理由の説明を申し上げます。今回の条例改正は、国の法令改正に伴う関係条例の改正であります。国においては最近の社会情勢に鑑み、公務災害における保障の適正化を図るために、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を平成18年3月27日に公布し、4月1日から補償基礎額等の引き下げが行われたところであります。また併せて一部用語の整理等も行ってあります。これを受けまして町におきましては国と同様の内容をもって4月1日から補償基礎額の引き下げ等について、飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を平成18年3月31日付をもって専決処分をしたものであります。詳細につきましては、ご質問によりまして担当課長からご説明をいたしますのでよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたしまして提案理由の説明といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
9番 消防団員の働きに関しましては常に敬意を表しているところでございますけれども、今提案理由の説明のように政令による減額ということでございますが、町としてはそのふるさとづくり計画の中に消防団の費用減額がうたわれておるわけでございますが、それとの関連といえますか、いずれにしてもこの先、減額していかないといかんということが見えるわけでございますが、そのへんの見通しとですね、今回のこの減額による金額、どの程度減額になるのかお聞きしたいと思います。

総務課長 町の予算における消防団員に対する影響については、これから実施計画等策定する中でお願いをしていくということになりますので、今現在これからどういうふうにするということについては、数字的なものは今持ち合わせはございませんのでお願いをしたいと思います。今回の公務災害の補償条例の改正につきましては、そもそもこの公務災害の補償の基準につきましては、国で定める基準の範囲内で各町村の条例に基づくことで補償された場合に補償されるということになりますので、政令で定めた基準をそのまま町で運用していかないとズレが出てしまうということになりますので、国の基準数値そのままやっているとということになりますので、制度としてはご理解をいただきたいと思っております。それぞれ補償基礎額それから怪我をされて介護を要する場合の補償を、そういったものについての基準額を今回減額されるということです。減額の理由については、社会情勢に鑑みという、そういう国の方での説明であります。推測するに、各種の年金等が現在減額されてきているというようなことから、おそらくそれに合わせての減額ではないかというふうに思われます。私のちょっと試算でありますけれども、例えばの話ですが、遺族補償年金等を消防団員が受ける場合、分団長で勤務が10年から19年くらいの年数で、妻と子供2人の場合ということで、ちょっと試算をしてみました。おおむね月額2,000円くらいの減額になるのかなというふうに思います。さらに介護の補償の月額につきましては、条例にその数字がありますのでご覧いただいて比較をお願いをすればわかる範囲であります。常時介護で第三者にお願いをするような場合月額380円の減額、それから家族がこの方を介護するような場合には月額240円、そういったような金額での減額になるということでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第2号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第2号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第6 第3号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第3号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申しあげます。本条例案は地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に交付されたことを受けまして、同日付をもって町条例の一部改正を専決処分したものでございます。条例の主な改正点であります。先ず住民税関係につきましては、三位一体改革の一環として税源が所得税から個人住民税に移譲されることに伴い、個人町民税所得割の税率が平成19年度分から6%の比例税率となります。また地震保険料控除の創設および地方たばこ税の税率引き上げ等について改正をしております。次に資産税関係につきましては昭和57年1月1日以前に建築した住宅について一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税の税額を最大3年分にわたり二分の一に減額する耐震改修促進税制の創設、土地にかかる固定資産税の負担調整措置等が主な改正事項となっております。細部につきましては担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願いいたします。

住民福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第3号議案 飯島町税条例の一部を改正に係る専決処分の承認を求めることについて採決いたします。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第3号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第7 第4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第4号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。本条例案は、先の第3号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことを受けまして、同日付をもって関係条例の一部改正を専決処分に付したものでございます。主な改正内容につきましては、介護給付金の課税限度額の引き上げと公的年金等控除の見直しに伴いまして、国民健康保険税が増加する高齢者に配慮するための経過的措置を規定するものでございます。細部につきましては担当課長から説明をいたしますのでよろしくご審議の上ご承認を賜りますようお願いいたします。

住民福祉課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第4号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部を改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第4号議案は承認することに決定しました。

議長 日程第8 第5号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算第7号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第5号議案平成17年度一般会計の補正予算第7号専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づいて、今回の議会においてご報告を申し上げ承認を求めるとでございます。まず平成17年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが、おおむね計画通りの行財政運営ができましたことは、町議会の皆様はじめ町民の皆様の深いご理解とご協力のたまものと心より感謝を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ57,260,000円を追加して、歳入歳出それぞれ5,130,220,000円とするものでございます。まず歳入であります。特別地方交付税につきましては結果的に平成16年度実績に比べて22,000,000円あまり下回りましたが、当初予算に対しましては増額となりました。また地方譲与税及び地方消費税交付金につきましても前年度実績を下回ったものの、当初予算に比べて増額となりました。配当割交付金および株式等譲渡所得交付金につきましても交付額が決定いたしましたので、補正をするものでございます。国庫、国県支出金につきましては、各種事業の終了に伴う精算補正が中心でございます。また町債につきましても起債総額が決まったことによる補正でございます。一方歳出につきましては、農業集落

排水事業特別会計繰出金の減額をはじめ、各種事業終了に伴う減額補正が中心でございます。また今後増加する公債費の償還等を考慮して、減債基金の積立および地方財政法に基づく財政調整基金への一部積立を行うことをいたしました。このほか、平成17年度の決算書に当たって必要な補正をお願いをいたします。その他補正内容細部につきましては担当課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしく審議の上承認を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番

まず32ページでございますが、民生費でございます。2561の社会福祉基金のですね、積立基金の60,000円の内容についてお願いをいたします。それから老人保健医療の繰出金の関係でありますけれども、この後8号議案で老人保健がありますが、8号議案では減額補正になっておるわけですね、それに対して一般会計からこれだけの繰出をするという、なんか精算ということだったんですけれども、まあ全体の町の予算を考えれば、行って来いの話なんですけれども、一般会計からこれだけ出して特別会計を減額するという、その意味合いをちょっとお願いします。

住民福祉課長

それではご説明いたします。まず初めに2561の関係の社会福祉基金の関係、これ寄付金の内容ということですが、これは社交ダンスの会でマイというクラブがございますけれども、そのクラブで活動をしたまあ記念事業をしたと、その剰余金ということで50,000円を寄付をしていただいたということで、この社会福祉に役立てていただきたいと、こういう話がございます、ここで積立をするとこういうものがございますのでお願いをしたいと思います。あの60,000円でございます。失礼いたしました。次に、繰出金の関係でございますけれども、これやはりルールがございますもんですから、国庫とか県とかまた基金の負担割合、こういったものでこのルールに伴って精算をしたということでありますので、特に一般会計とかそういったことじゃなくて、やはり数字的にルールまた前年度の関係もございますもんですから、そういった調整をしたということでありますのでご理解いただきたいと思うんですけれども、これはまた、それこそ負担割合がありますもんですから、その割合で算出した結果ということであります。よろしく願いいたします。

議 長

ほかに意見ありませんか。

6 番

それでは、民生費の障害者支援費事業の5,448,000円の減、扶助費の減額なんですけれども、実態というか、どういう内容でこれだけ利用者が、たぶんこれ実績ということですので、当初予算よりも利用者が少なかったとか、そういう内容になると思うんですけれども、状況というか実態というか教えていただきたいと思えます。

住民福祉課長

これは実績によるものでございます。内容的にまだ分析とかそういったことはしてございませんけれども、決算までにはしっかり内容していくってことであります、とにかく請求また申告のあったものを算出したと、こういうことでありますのでお願いをしたいと思います。

議 長

11番

織田議員

ほかに質疑はありませんか。

商工業の振興費の中で、先程ちょっと6,340,000円の減額ということになっておりますが、事業がなされなかったもの、それから利子補給事業で、これはトータルとして10,000,000円の余、みていていただけれども、執行率において50%を切る内容だったという説明がありましたけれども、この特にこの内容について事業がなされなかった、それからその執行率が50%を切った利子補給事業のこの今の実態がわかりましたらお願いしたいと思えます。

産業振興課長

それでは特に16年度と比較して実態を申し上げたいと思えます。まずその前に、最初の事業が実施されなかったという商工祭、中心商店街等の活性化またいろいろそうでありますけれども、これはやはり当初の段階では商工会の方からこういう要望があつて予算を取り、また前年の実績等も勘案しながら取った予算でございますけれども、実施の中でそういうことになったということでございますのでよろしく願いしたいと思えます。次の商工振興資金等の利子補給事業でございますけれども、まあ現実に利用が半分程度であったということですが、例えば16年度の実績と比較をいたしてみますと、町の商工業振興資金でございますけれども、16年度は26件で金額にしまして86,600,000円ほどの利用があつたわけでございますけれども、17年度は9件で11,940,000円ということでございます。またそれではその資金が県に回ったのかということでございますけれども、県の資金の方も16年度が30件で619,380,000円あつたものでございますけれども、17年度には19件で189,890,000円、率にして約30%ということになっているという状況でございます。この原因がどういふことにあるのかということにつきましては、ちょっと詳細には承知をしておらないわけでございますけれども、まあ景気の関係またそれから今までの段階で、ある程度借り切っているということもあろうかというふうに思えます。以上です。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成17年度飯島町一般会計補正予算第7号専決を採決します。

お諮りします。

本案は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第5号議案は承認することに決定しました。

議 長

日程第9 第6号議案 平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第6号議案平成17年度国民健康保険特別会計の補正予算第4号専決について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生

じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をいたしましたので、議会において報告を申し上げ承認を求めます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,823,000円減額し、歳入歳出それぞれ852,192,000円とするものでございます。内容は国民健康保険事業における保険給付費の確定によります平成17年度決算書に当たって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第6号議案平成17年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第4号専決を採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。したがって第6号議案は承認することに決定しました。
- 議長 日程第10 第7号議案 平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算第3号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長 それでは第7号議案平成17年度介護保険特別会計の補正予算第3号専決について提案説明を申し上げます。本会計の補正につきましても、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をし、今議会において報告をし、承認を求めます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額をそれぞれ33,000,000円減額をし、歳入歳出それぞれ704,849,000円とするものでございます。介護保険事業におけます保険給付費の確定などによります平成17年度の決算書に当たって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただいて承認を賜りますようお願いを申し上げます。
- 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第7号議案平成17年度飯島町介護保険特別会計補正予算第3号専決を採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は承認することに決定しました。

- 議長 日程第11 第8号議案 平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第4号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長 第8号議案平成17年度飯島町老人保健医療特別会計の補正予算第4号専決について提案説明を申し上げます。本会計の補正につきましても、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をいたしましたので、議会に報告を申し上げ、承認を求めます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28,911,000円減額し、歳入歳出それぞれ1,125,207,000円とするものでございます。内容は老人保健医療事業における医療諸費の確定によります平成17年度決算書に当たって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いを申し上げます。
- 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)
- 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第8号議案平成17年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算第4号専決を採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は承認することに決定しました。
- 議長 日程第12 第9号議案 平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第4号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長 第9号議案平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第4号専決について提案理由の説明を申し上げます。本会計の補正につきましても、地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会において報告をし、承認を求めます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ500,000円を追加し、歳入歳出それぞれ754,030,000円とするものでございます。歳入につきましては、町債の資本費平準化債の確定により増額をするものでございます。また歳出につきましては、飯島処理区管理費の実績、利子償還費の確定により減額をいたしました。予備費を増額をいたしまして決算処理にあたって必要な補正をいたしました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第9号議案平成17年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第4号専決を採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。  
議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって第9号議案は承認することに決定しました。

議 長 日程第13 第10号議案 平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第10号議案平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号専決について提案理由の説明を申し上げます。本会計補正につきましても、3月議会定例会後において補正が必要が生じたものについて予算を編成をし、地方自治法の規定に基づいて3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会に報告し、承認を求めるところでございます。補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ14,000,000円を減額し、歳入歳出それぞれ209,957,000円とするものでございます。内容は管理費を年間実績より減額をし、これに伴う歳入の一般会計繰入金を減額するものでございます。ご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願いを申し上げます。  
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
9 番 今説明のありましたように、管理費につきまして、まあ減額でございますので大変結構なことでございますけれども、補正前の金額とです、あまりにも率が大きいわけです。ちょっと内容をご説明いただきたいと思っております。  
建設水道課長 それでは説明をさせていただきます、まずは管理の関係でございますけれども、機器の補修等につきまして、当面耐用年数等で見積りをして予算をしておるわけでございますけれども、壊れた時点で要するに補修をしていくということでございますので、その分が今年度17年度におきましては、その補修をまだ機械が壊れなくて、さかのぼりという状況も出ておりますので、そういう分の関係がこの余ってきたということでございますのでお願いをしたいと思います。  
議 長 ほかに質疑はありますか。  
議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
議 長 (なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第10号議案平成17年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号専決を採決します。  
お諮りします。  
本案は承認することに異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって第10号議案は承認することに決定いたしました。

議 長 日程第14 第11号議案 飯島町国民保護協議会条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第11号議案飯島町国民保護協議会条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。武力攻撃事態等における、国民の保護のための措置に関する法律が、平成16年6月18日に公布され、同年9月17日から施行をされました。これを受けて平成17年3月に、国民の保護に関する基本指針が閣議決定をされ、平成18年3月に長野県国民保護計画が策定されたことによりまして、平成18年度中に市町村国民保護計画を策定する必要があります。市町村長は本計画を策定するときには、市町村国民保護協議会に諮問をすることとされておりまして、その組織及び運営に関し必要な事項は同法第40条第8項の規定により、市町村の条例で定めることとされておりまして、本条例を提出するものでございます。細部は総務課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。  
総務課長 (補足説明)  
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
議 長 (なしの声)  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております、第11号議案飯島町国民保護協議会条例につきましては総務産業委員会へ審査を付託したいと思っております。  
異議ありませんか。  
議 長 (なしの声)  
異議なしと認めます。したがって第11号議案飯島町国民保護協議会条例につきましては総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長 日程第15 第12号議案 飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
町 長 それでは第12号議案飯島町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。第11号議案飯島町国民保護協議会条例と同様に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく条例でございます。日本に対し、外部からの武力攻撃が発生した事態等において、内閣総理大臣は市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の施政について閣議決定を求めるとされており、これを受けて市町村は市町村長を本部長とする市町村国民保護対策本部を設置しなければならないこととされておりまして、市町村国民保護対策本部は、その区域にかかる国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を取り行います。さらに武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態等においては、市町村緊急対処事態対策本部を設置しなければならないとされておりまして、これら2つの本部に関して必要な事項は、同法第31条等の規定によりまして、市町村の条例で定めることとされておりまして、本条例を提出するものでございます。細部につきましては総務課長から説明



させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長  
議 長 (補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております第12号議案飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託したいと思います。  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。したがって第12号議案飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例にきましては、総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。  
午後12時 2分 休憩  
午後 1時30分 再開  
議 長 休憩をとき会議を再開します。

議 長 日程第16 第13号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
助 役 第13号議案飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。このたび国においては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の1部を改正する政令を、平成18年3月27日に公布し、4月1日からこれを施行して、非常勤消防団員の処遇改善を図るため退職報償金の支給額の改正がされたところであります。本条例案につきましては、これに伴う飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。平成18年4月1日以降の退職者である分団長、副分団長、部長、班長の各階級のうち、勤続年数10年以上25年未満の部分につきまして国に準拠して退職報償金の枠をそれぞれ2,000円引き上げるものでございます。詳細につきましてはご質問によりまして所管課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第13号議案飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 第14号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
助 役 第14号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案につきましては公営住宅施行令の一部を改正する政令が、去る平成18年2月1日及び4月1日をもって施行されたことに伴い、これに関連する飯島町営住宅管理条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては原則公募とされております入居者公募の例外扱い、並びに入居者の資格基準についての緩和を図り、公営住宅法の趣旨である、住宅に困窮するものの入居をより円滑に行おうとするものでございます。詳細につきましては所管課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

建設水道課長  
議 長 (補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第14号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)  
議 長 異議なしと認めます。したがって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第15号議案 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
助 役 第15号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。災害派遣手当は、災害応急手当や災害復旧に、国県または他の市町村から派遣された職員に支給するものであります。一般職の職員には規定がございませんので、本条例案をもってこの規定を整備するものでございます。詳しくは担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

建設水道課長  
議 長 (補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)  
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第15号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決  
 します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 第16号議案 平成18年度飯島町一般会計補正予算第1号を議題といた  
 します。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町 長 それでは第16号議案平成18年度一般会計の補正予算第1号について提案理由の説  
 明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ330,000円  
 を追加し、歳入歳出それぞれ3,980,330,000円とするものでございます。今回の補正につ  
 きましては、今後の事業執行に必要となりました最小限度の補正であります。主な歳出面  
 であります。まず町税の還付金でありますけれども、従来まで不足額を予備費の充用によ  
 り措置をしてきたものを歳出予算計上することによって対応していくための増額補正で  
 あります。また文化館の大ホールの管理運営につきましては、これまで直接町の職員が行  
 ってまいりましたが、この直営方式から委託方式に変更し、職員を1名減員させるための  
 補正でございます。なおこれに伴う人件費の補正につきましては、例年通り、他の人事異  
 動分も含めまして12月の補正にて対応をしまる予定でございます。また学童クラブ  
 につきましては、特に長期休業時の希望が多いことから、今年度から七久保地区内におい  
 ても児童の受け入れをしております。これらに必要な諸費用等を増額補正するものでご  
 ざいます。その他当面の事業執行に必要な補正をすることといたしました。細部につつま  
 してはそれぞれ担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決  
 賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長 (補足説明)  
 住民福祉課長 (補足説明)  
 産業振興課長 (補足説明)  
 教育次長 (補足説明)  
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第16号議案平成18年度飯島町一般会計補正1算第1号を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第20 第17号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第1  
 号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町 長 それでは第17号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算第1号に  
 ついて提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、地方自治法第214条の規定によ  
 り、飯島町公共下水道の根幹的な施設であります、七久保浄化センター建設工事に伴う債  
 務負担行為の議決を求めるものでございまして、詳しくは担当課長から説明を申し上げま  
 すので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

建設水道課長 (補足説明)  
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第17号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
 (異議なしの声)  
 議 長 異議なしと認めます。したがって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 第18号議案 平成17年度飯島町飯島東部保育園建設事業工事請負変更  
 契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
 町 長 第18号議案平成17年度飯島町飯島東部保育園建設事業工事請負変更契約の締結につ  
 きまして提案理由の説明を申し上げます。飯島東部保育園建設事業は、国の繰越交付金事  
 業として現在実施をしております、関係の皆さんのご協力により工事は順調に進んでお  
 ります。今回の工事請負変更契約につきましては、国から平成18年12月末までに事業  
 を完了とするよう指示を受けましたので、2月臨時議会においてご議決をいただきました  
 契約事項のうち、平成19年3月5日までとしておりました工期を、平成18年10月3  
 1日までに改めるものでございます。よって本議会の議決を求めるものでございまして、  
 細部につきましてはご質問により住民福祉課長から説明を申し上げますので、よろしくご  
 審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
 11番 ただいま提案の説明を受けましたが、18年度の事業として当初予定したよりも早く完  
 成して、というような国の指導だということで、内容はわかりますが、先達て、また某地  
 方の新聞によりますと、保育園児の対応も入園も来年の19年の4月からというようなこ  
 との準備の中で、保育園の保護者の衆達も聞(あん)にそんなようなことも心積もりで今  
 まできたという中で、途中から事業が完了して、今年度の内に3園の統合の内容もってい  
 うようなことも含まれた新聞記事を見たわけでございますが、私の誤解があつてはいけま  
 せんけれども、あのそうした完成と実質の3園の統合、園児の統合ということについて、

住民福祉課長 この工事の変更契約との関係、あるいは今までにこれについて話し合われている内容について経過をお聞きしたいと思います。

それでは説明いたします。まず完成でございますけれども、完成は現在順調に進んでおりまして、本体は9月末までには完成するとういうように見込んでおります。その他、外工工事等を実施いたしまして、10月には完了するとういうようになっております。この工事の関係で併せて特にひとつ問題は、現在の東部保育園また田切・本郷の現在の保育園については補助の対象になっておりまして、取り壊し費用が含まれるとういうことになっております。でいろいろ検討いたしましたけれども、どうも規模からいって飯島の保育園だけ飯島の東部保育園だけはこれは取り壊しを12月までに工事を終わるようにしないと、補助の額が影響するとういうことになりました。逆に田切・本郷につきましては、現況のまま補助の対象外にしても問題はないとういうようなことになりましたので、これにつきまして、6月の初めでありまして、保護者会の皆さんにお集まりをいただきまして、それぞれご説明申し上げました。その中で飯島の東部保育園につきましては、の保護者につきましては、完成後東部保育園へ移るということについては異存異論ないと、とういう話でございますけれども、田切・本郷につきましては、一部の保護者から当初の約束とういうか説明はこの園で最後卒園をしていくんだと、とういうことで了解をしてあるわけだとういうような話ございました。とういうことで、これにつきましては、現在とういうことで最終的な詰めはしてございませぬけれども、6月の末にそれぞれ各地区へ出向きまして、最終的な詰めをしていきたいとういうように考えておりますけれども、やはり地元の意向に沿った形で、開園の日これらについて決めていきたいとういうことに考えておりますので、お願いをしたいと思います。以上であります。

11番 織田議員 地元の意向に沿った形で田切・本郷については説明はするけれども、地元の意向を十分尊重して判断したいとういうことですね。それでそうした中でこの年度内のこともありうるし、結局来年4月の3園のしっかりした統合・開園という両方の道もありうるとういうことですね。

住民福祉課長 それではご説明申し上げますけれども、今のそのとおりでございまして、あくまでも地元の意向に沿った形で実施をしていくとういうことでありますが、東部保育園につきましては完成後移っていただくとういう形に変わりありませんので、そのことについて東部保育園の皆さんは承知をしとっていただけると、とういう理解でございます。以上であります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 宮下寿議員 今、織田議員の方からいろいろ質問していただきまして、先日ですね、ちょっとこの関係に適うかどうか、ちょっとわからないんですが、先日その3園の合同の保護者の方からちょっと私の方にもお話しがありまして、その中でやはり、今は新しい例えば保護者会長なり役員なりの皆さんがやっているわけですが、前年度までの部分でかなり行政とのすり合わせとかされていたと思うんですが、そのへんがまあ保護者会の方が悪いのかどうかわかりませんが、うまく伝わっていないんですね。今現在の例えば役員さんとか保護者の方、とういう中でたぶん、こないだの説明会といひますか、とういう中でいろいろ多分ご意見が出たと思うんですね。例えばバスの問題だとかいろいろ、なんかお聞きすると細かい部分での注文なり意見なり出たと思ひますけれども、とういうものに対してやはり行政としてきっちり説明をするなり理解をきちんと得た中で、いい形ですね、やっぱりこれだ

けのものを作ってやっていくわけですので、まあ遺恨とまでいかなくても、気持ちいい状態でやはりまず子供のことを考え、保護者のことも考え、とういう中でやっていくべきだと思ひますので、とういったところをきちんと保護者会なりとすり合わせを十分にさせていただきたいなと思うんですが。

住民福祉課長 先程ご説明いたしましたように、6月の末には各地元へ出ましてそして地元の区長さんにもお願いしまして、一緒に町の考え方を説明し、またいろいろ希望等をお聞きし、とういったことを考えております。とういった中である程度詰めていきますけれども、やはり住民の皆さんの意見を、先ほども言ったように十分尊重して実施をしてまいるととういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第18号議案平成17年度飯島町飯島東部保育園建設事業工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第18号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後2時6分 散会

平成18年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成18年6月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 一般質問

通告者 宮下覚一 議員  
 平沢 晃 議員  
 竹沢秀幸 議員  
 宮下 寿 議員  
 坂本紀子 議員  
 三浦寿美子 議員

○出席議員（12名）

1番 内山淳司 2番 宮下 寿  
 3番 曾我 弘 4番 平沢 晃  
 5番 森岡一雄 6番 三浦寿美子  
 7番 竹沢秀幸 8番 坂本紀子  
 9番 宮下覚一 10番 松下寿雄  
 11番 織田信行 12番 野村利夫

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	助 役 山田敏明 総 務 課 長 箕浦税夫 住民福祉課長 米沢長実 産業振興課長 斉藤久夫 建設水道課長 松下一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 大沢利光 教 育 次 長 北沢正文

○説明を欠席した者

教 育 長 大沢利光

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林廣美  
 議会事務局書記 吉川恵子

## 本会議再開

開 議 議 長	平成18年6月19日 午前9時10分 おはようございます。定足数に達していますのでこれより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。なお、説明員として出席を求めたうち、大沢利光教育長が病氣療養中のため欠席でありますので報告をいたします。
9番 宮下議員	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 9番 宮下覚一議員 それでは通告によりまして大きく3項目について質問をまいります。 まず先に町では第四次総合計画の今年度から5年間の後期計画が策定されまして、この4月からその計画に沿ったスタートが切られたわけでございます。先日来、耕地単位では耕地担当職員による説明会が開催されまして、町民の皆さんにこの計画の説明がされております。ここへきて協働の街づくり、つまり住民との協働によるまちづくりがある程度理解されつつあると感じているところでありまして、このことは誠に喜ばしいことでもあります。今、町には二つの大きなこれからのまちづくりの重点戦略があるわけでございます。その一方で行政側の役割あるいは任務が大きいわけで、町長理事者以下全職員が新たな気持ちの上に立って、なお一層の努力を期待するところでもあります。さて、そんな期待の上に町ではこの4月から庁舎内の課・係などの統廃合を行いまして、6課を4課にするなど大々的な機構改革が行われました。そこで、新たな組織改革として発足しそして職員の新たな再配置がされたことは承知のとおりであります。まだスタートして2ヶ月あまりという段階でありますので、まあその成果を評価するということまではいきませんが、理事者町長の気持ちの中ではこの各方面にわたる改革あるいは改善計画につきまして思惑通りといいますか計画通りに進んでいるという判断をしておられるのでしょうか。まず1つ目としてこの点をお聞きいたします。 次に、職員の配置に関することでもありますけれども、今回の新組織である課の統合の中で課長の統括の下に各係の長、まあ、つまり従来の係長がおりまして、まあその役と並列とみなしてよいのかどうかわかりませんが、新たな役付けとして各係に多くの専門官というポストができたのであります。これにつきまして、この呼び名の意味それと設けた考え方をお聞きしたいと思います。まあ、この言葉といいますか熟語といいますか、辞書を引いてもなかなか出てこないものでありまして、どういうふうに解釈したらいいかわかりません。併せてですねこの専門官と係長との仕事上の職責、また担当範囲はどのように区分別されているのかをお尋ねいたします。 3つ目にかねてよりいわれてきました職員数ならびに人件費の問題でありますけれども、まあこれも今の段階では近い将来の大きな目標に向かって進んでいることと思えます。まあその中で昨年度は7人減の1人増ということで、差し引き6人減であったと思えますけれども、まあこれは表面上の数字でありまして、内部の実情はわかりません。この新たな庁舎内の機構改革の成果といたしまして、総人件費また職員数の削減状況はどうなっているのかお聞きいたします。 次に4点目でございますけれども、先の3月定例会で町の一般職の職員給与に関する

改正条例が可決されました。今までの昇給または昇格ランクの見直しによる新たな給与体系になったのだらうと思っておりますけれども、従来のように年功序列の昇給ではなくて、その人の能力に合った形の中でやっていくということだろうと解釈しております。それでよろしいのでしょうか。まあこの職員の給与構造の改革とあわせてですね平成18年度今年度から実施したいと言われております人事評価制度の実施、まあ現在どんな計画で進んでおられるのか併せてお聞きしたいと思います。

次に、広域行政また県にも該当することでございますけれども、まあ主に伊南市町村間での職員の交流事業といいますか研修派遣が現在実施されておるところでございます。まあ新しい職場でのまた環境での研修をおおいに積んでいただいて地元への仕事に役立たせてほしいという願うところでもありますけれども、しかし果たしてその成果が現在出ているのでしょうか。いささかちょっと疑問に感じております。この制度に対する本来の目的あるいは、まあ、どういったメリットを目標としているのかについてお聞きしたいと思います。まあ、さらに他の自治体では実施されているところもありますけれども、こういった研修制度いっそ民間企業への出向による職場研修をしたらどうかと思うのであります。しかしこのことにつきましては当然相手企業の理解と協力がいただかなければ実施できないわけでもありますけれども、条件が合えばその対応は可能かどうか、またその考えをあるかどうかその点をお聞きしたいと思います。

続いて大きな2番目といたしまして、少子化対策についてでありますけれども、この問題はほんとに範囲の広いことでありますので、その中の子育て支援に関して質問したいと思えます。今、概況を見ますと日本の総人口が昨年度からマイナスに転じまして人口減少時代を迎えております。併せて最近の出生率の低下につきまして将来の日本の社会経済に深刻な影響を及ぼすということが懸念されております。したがってこの少子化対策の重要性がクローズアップされているところは言うまでもありません。この右肩下がり出生率を何とか反転させようと国・政府でもご承知のように担当大臣を設置するなどして、躍起になっておりますけれど、今のところこれといったみるべき成果は何もないという状態であろうかと思えます。まあそうした中で将来を思うとき最も憂慮し守らなければならない児童また幼い子供たちを取り巻く生活環境の悪化、そしてまた事件事故の多発には全く目を覆うばかりであります。そういった状況を踏まえまして、町でもこの少子化問題、子育て支援につきましては総合計画でも町づくり重点戦略の一項として大きく捉えておりまして、また18年度予算でも重点配分されておることとは大いに評価すべきと思っております。まあそうした上で子育て支援の観点からも言えることでもありますけれども、当町にとりまして若者がこの町に住んでみたい、住みたい、そう思えるような住みよい町、まあこの住みよい町とはその条件とはどんな姿と考えておられるのか、まず町長の考えをお聞きしたいと思います。

2つ目として、少子化の中で子供を育てていくうえでの支援につきまして、今の行政のやり方はまさに行政特有の縦割行政であると思えます。就学前までの保育園は厚生労働省の管轄でありまして、そして小・中学校においては文部科学省の所管であります。まあこのことは今まで当たり前の形としてやっているわけでございますけれども、しかしこれは国県を含めて全く行政サイドの考え方であって、子供を持つ親の立場に立っていないと思うのであります。子供が出生してから義務教育を終える中学卒業まで子供に関する業務を1ヶ所で且つ一本化することによって効率の良い支援等に対する業務運営

ができると思うのであります。どうでしょうか。よって、今現在町では住民福祉課と教育委員会でやっている事務事業、この窓口を一本化した対応はどうか、またその考えはあるのかどうかをお聞きいたします。

次3つ目の質問はまさに子育て真っ最中の若い夫婦だけの家庭にとりましてはなんともいっても急な義理とかまたは片方の病気等によってはショートの的に子供の面倒をみてもらいたい時があるわけでありまして、そういった時に一時的に対応できるシステムの構築が考えられないかということでありまして、老人の福祉でいうならばホームヘルパー的な事業の考えでありまして、そのへんの考えをどうかお聞きしたいと思います。

4つ目といたしまして現在建設が進められております東部保育園での子育て支援センターの関係でありますけれども、当初計画では平成19年3月の竣工予定でありました。しかし国の指導また関係者の協力をもとに順調に進行されているということでありまして、先日の本会議で工期変更の上程がありまして承認されたところであります。それによりまして10月末には本体含めてすべて完成できると運びということでありまして、ということは当保育園に併設される予定であります子育て支援センターの準備状況が気になるところでございます。現在の進行状況は、またこれからの予定計画をお聞きしたいと思います。

次に大きく3番目といたしまして、われわれを含めた団塊の世代の人的な面でございますけれども、まあいわゆる戦後ベビーブームに出生しました団塊の世代にとりましては目前に迫った定年退職後の問題についていま大きな分岐の時を迎えようとしているわけでありまして、俗にこれを2007年問題というふうに称しているようでございますけれども、まあこの問題はこれからの社会に良きつけ悪きにつけさまざまな影響を及ぼすであろうとの見方がされております。まあ昔の60歳といえますとかなり老人に、失礼ですけれども見えたような気がしますが、しかし今の60歳ではまだまだ体力的にも生活意欲も旺盛でありまして、経済的にもある程度兼ね備えた、私以外であります。経済的にも裕福な新しいタイプの高齢者層が今後続々と生まれてこようとしておるわけでありまして、まあこの2007年問題にどのように対処するべきか、これから先この捕らえ方またこの生かし方によっては実在感の大きな差が出てくるのではないかと考えられます。この団塊の世代をうまく活用して新たな地域の活性化につなげられないか、そんな思いをしているところでございます。まあそこでひとつとしてまあ最近田舎暮らしという言葉をよく聞きますけれども、都会地で今まで一生懸命に働いてきて定年後は地元に戻ってというUターンでも新天地へのIターンでもいいわけでございますけれども、とにかく働く意欲の方が移り住んでみたいという人たち、そういった人たちへの積極的なアプローチをして企業誘致とともに人的、人の誘致はどうかということでありまして、まあこれをしますと1番のネックという心配することは年齢が高いということと高齢化率が上がるということでありまして、そんなに高齢者ばかり集めてどうするのかということが聞こえてきそうでありまして、しかし現状若い人たちがばかりにUターンがIターンをいくら期待をしてもですねえ、まあ現在のところ一向に増えないわけでありまして、ましてやこの町にその若い人たちをひきつける魅力がなければそれは無理だろうと思うのであります。まあそれに比べまして団塊の世代の人たちにとってはですねえ、まあこの地は何といっても素晴らしい景観による癒しの空間があります。そしてまだまだ身体を動かせる大切な大地があるわけでありまして、それらをセールスポイン

町 長

トにまだまだ働けるこの世代のパワーこれに期待をして町づくりの一環として活用すべきだと思いますけれども町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それでは宮下議員からいただきました3点の質問に対して順次お答えをさせていただきます。まず町の行政運営の質の向上ということに関しまして、4月からの町における各種改革改善計画の進捗状況でございますけれども、飯島町の行財政改革につきましては飯島町ふるさとづくり計画ならびに集中改革プランに基づいて現在実施をいたしております。本年度4月からはまずご承知の通り大課制・大係制によりまして課および係を削減をし組織機構改革を実施するとともに、各係等の事務分掌の見直しを実施いたしました。一般職の職員の削減につきましては定員管理計画にもよりましてけれども勧奨による退職者を含めて計画以上の職員を削減をしてきております。また、平成17年度における各種事務事業の見直しに実施に伴いまして、平成18年度においても福祉関係・農政建設関係また消防団・交通安全協会等への町の単独の補助金や交付金の削減について廃止や縮小を各団体のご理解ご協力によりまして実施をしたところでございます。指定管理者制度の導入と外郭団体の改革推進においては、図書館の管理、公園の管理など、またそれらを財団法人の飯島町振興公社への指定管理者移行によりまして振興公社の業務拡大に伴って自立経営を目指しておるところでございます。なお、その他の指定管理者への移行も実施をいたしております。一方また各種分担金・使用料手数料の見直しなどを実施をしております。全体的にはほぼ計画に沿って進んでおるといふふうに思っておりますが、これからは飯島町ふるさとづくり計画ならびに集中改革プランを基本にいたしまして実施計画に反映した中で行財政改革にさらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、専門官の考え方とその職責についてでありますけれども、簡素で効率的な行財政運営を図るために4月より行いました課及び係等の機構改革によりまして、お話にもございましたように課の数は6課から4課に、係の数につきましては27係から18係というふうになりました。その中で専門官は主に統合により課の業務の規模が拡大した課の係に配置をいたしております。係を統括する職員を係長としておりますけれども、専門官は主としてこの係統合前の業務部門を総括をする立場で係長と一体となって統合後の新しい係の態勢を整えてスムーズな行政運営を図ろうとするもので設置をしたものでございます。専門官については今後大係制への移行に伴う事務事業の見直しと効率化をさらに進めまして、状況によっては将来的には逐次この職は廃止をしまいたいというふうに考えております。

次のご質問の総人件費および職員数の削減状況でございますけれども、自立の道を選択をした当町にとって財政基盤の確立は最重点の問題の課題のひとつでございます。その大きな要因としては人件費があるわけでございますけれども、国の給与改造の構造の改革に伴いまして当町でも国に準じた改正を3月の議会をお願いをしたところでございます。予算におけます平成18年度の常勤特別職を含む職員関係の人件費につきましては特別会計も含めて約1,037,000,000という数字でございます。対前年比では58,000,000円余の減額というふうになってございます。また、このまちづくり計画では平成27年度までに職員数を100名体制としたいという計画でもって現在進めておるわけでございます。平成17年度におきまして職員が7名減というふうになりまして、うち1名採用ということでお話ございましたように6名のまあ純減という形になるわけ

でありますけれども、削減計画の職員数132名に対して122名が現年度の状況になっておるわけでございます。今後バランスのとれた職員構成を考慮しながら職員数の削減を図る必要がありますけれども、やはり1部採用も視野に入れての計画的な職員の定員管理が必要であるというふうに考えておりますので、そうした考え方で今後進めてまいりたいと思っております

次のご質問でございます職員給与構造の改革と人事評価制度の実施目標についてでございますけれども、前段におきまして、国の給与構造の改革に伴う改正を行ったことを申し上げましたけれども、給与構造の抜本的な改革としてはこれは実に50年ぶりの大きな改革であったというふうに言われております。そのまあ中身、基本的な内容でございますけれども、念のためもう一度ここで申し上げておきたいと思っておりますけれども、今までの年功的なこの給与上昇を抑制をいたしまして、職務職責や勤務実績に応じたこの給与構造の構築と、どうしても地域ごとの民間賃金の水準の格差を踏まえて、地域間の調整を図ったということでございます、これは地域別の官民格差の3年平均値を参考として俸給表の水準を全体として平均で4.8%下げるとともに、きめ細かい勤務実績の反映を行うために従前の号俸を4分割をしまして、より実態に即した給与を支給するように改正がされておりました、俸給の引き下げは新旧俸給月額差額の差額を支給する等の経過措置を設けて段階的に実施をいたしました。平成22年までの目標でもって5年間でまあ完成をさせると、こういう考え方で進めております。なおまた給与への勤務実績の反映という面につきましては人事評価指標というものが示されました。現在本省あるいは府の1部の課長・課長補佐級の職員を対象として、国においては第一次の施行が平成18年の1月から開始をされておまして、当町におきましてもこれらの指標を参考にするとともに、関係する研修等を経る中で再三申し上げておりますように、来年の19年の1月から施行に向けて現在研究準備を進めておるところでございます。今後国等の動向に注視をしながら、試行を繰り返していく中で飯島町に合った人事評価システムの構築に努めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員間の人事交流制度のメリットがあるのかどうかということのご質問でございます。ひとつには県への職員研修派遣につきましては以前から行ってまいりましたけれども、平成14年度から上伊那郡下を2つのブロックに分けて市町村間の職員の人事交流を行ってまいりました。本年度も保育士を含む3名をこの伊南4ヶ市町村、近隣市町村へ派遣をして、派遣3名また受け入れも3名を行っておるところでございます。また、他にこの1名を県へ派遣をいたしまして、県からも1名の派遣職員をお願いしてございます。人事交流における職員資質への向上を図ることはもちろんのことですけれども、市町村間の交流を深めるとともに、他の市町村の行政手法を自ら肌で感じて、そして自らのまた意識改革を図りながらそれを今後の行財政運営に生かしていくというこれが最大の狙いでありメリットであるというふうに考えております。逐次まああの数字でどうというふうなこう計算的な効果というものも編み出せませんが、やはりそうして培ったものは長い将来における勤務の中で十分これは生かされてくるメリットであるというふうに私は考えておりますので、今後ともこの人事交流は必要であるというふうに考えております。

次のご質問、民間への職場研修についての問題でございます。最近のこのいろんな面

での厳しい社会情勢、税財政状況等の中にありまして、地方公共団体における民間企業等の考え方を行政に取り入れていくというこの考え方は今後の行政運営を図るうえで必要かつ重要なことであるというふうには考えておりますけれども、こうしたいろんな交流制度等の今実施をしておる段階で、現在の飯島町の職員体制等の状況からは今のところ当面の民間研修は行える状況ではないというふうに考えておまして、その考え方は現在持っておりません。

次のご質問でございます少子化対策についていくつかの点に触れてご質問をいただきました。まず飯島町における若者のこの住みよい町づくりの条件とはどういったものであるかということについてでありますけれども、アンケートなどまあ実施をしてみますと、飯島町の感想として出されてくるのがこの適当な働く場所がないということ、また優良企業がないあるいは少ない、それから子育て環境が良くないということ、良い住宅地がない、結婚をして住む住宅がない、それから住むその分譲地の場所があまりよくないということ、一般的にまあ封建的な感じがすると、さらにまあ若者の集まる店やレジャー施設がないと少ないというふうなこういう意見が都度多く出されてまいります。こうした意見を何とかよい方向にもっていくことがすなわちこの住みよい町・魅力のある町として人口増や活性化に逆につながるという要素になるわけでございます、お話をいたしましたように後期中期総合計画では特にこのことを重点戦略といたしまして今申し上げたようなアンケートに出てくるような施策について、この住みよい町・魅力のあるまちづくりを目指してさまざま施策を複合的に実施をして人口増対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、厚生労働省と文部科学省の一本化対応はできないかということでもあります。まあこれは国の組織は大変大きい組織でありますので現在同じ子供に関する行政的なならえ方も2つの省庁で分担してやっていただいておりますということで、若干私どものこの末端の自治体におきましても就学前とそれから就学後の子供の対応というのが中での例えばまあ保健福祉課、教育委員会との連携というような形の中でのやりにくい面もあるわけですが、今のいただいたご質問の趣旨はこの健全な次世代育成の環境づくりを推進していくうえで総合的な支援を行うためにこの福祉と教育の窓口の一本化の是非についてどう考えるかということだろうと思っておりますので申し上げますけれども、この飯島町はこれまであの就学前の教育というものの範疇は保育園で担っていただいていたということでございます。まあその考え方は今後とも踏襲をしていきたいと考えておりますけれども、少子化対策を含めてですね今後子供に対するよりよいまあ行政組織の一本化というものは必要ではないかというふうに私も思っておりますので、今後のまた一部組織の検討も含めての検討課題というふうにしてまいりたいというふうに思っております。それから子育てのホームヘルパー的な事業は考えられないかどうかということについてでありますけれども、保護者の冠婚葬祭や病気等による1次保育につきましては、昨年度は68件延べ78日間対応をいたしました。しかしまあこの一時保育というのは夜間や深夜もしくは翌日までに及ぶという保育は対象としておりません。したがってまあご質問のこの子育てに対するホームヘルパー的な取り組みにつきましては、補助金制度も現在ございませんし、現在の飯島町の財政事情では少しまあ無理があるというふうなことでございますので、現在のところ考えておらないということで申し上げます。それから準備中、準備をいたしております子育て支援センター





先程言いましたようにそこばかりに期待をしてもなかなかできないという現状がございます。まあ今の団塊の世代の人たちはですねえ普通の状態であればまだ15年から20年は十分に働けるというふうに思います。そんなことで高齢者の求めに応えるような新たな生活産業をつくっていくのがいいかと思っておりますけれども、まあそのひとつにして、ひとつの例として遊休農地の対応があらうかと思っております。今は土地・農地は持っているけれどももっと高齢であるために家族の後継者がいないために農業がやっていけないという人はいっぱいおると聞いております。したがって農地の荒廃が進んでいるわけでございます。この辺を貸すなり作ってもらう、まあそれもひとつの手だろうと思っておりますし、団塊の世代60代の方々はこちらにおることによってですねえ、その子供たちは当然たまにはこっちへ来るだろうと、子供たちが来ればその友達もついでに来るだろうということを考えてですねえ、その人たちがこっちへ来るということでこの地域の特性を知ってもらって、その良さを理解してもらって、それがゆくゆくは若い人たちの人口増につながればいいのではないかなあというふうに考えるわけでございます。そんなことでとりあえずその団塊の世代をこっちへ誘致するという意味合いでございますので、そんなことで地道な努力が必要でございますけれども、そんな方向の考えの町長の考えをお願いをしたいと思います。以上2回目といたします。

町長

再質問にお答えをいたしますが、専門官のことにつきましては助役の方から触れてお答えをさせていただきます。

この市町村間職員人事交流、宮下議員からは若干まあ否定的なご意見をいただいたわけでありまして、私どもは実は逆でありまして、今まさにこれは市町村行財政運営は国のひとつの自治法はじめ同じ共通の法律のもとに執行されるべきものであるわけでありまして、いま実際のこの自治体間という姿はまさにこの民間企業と同じような自治体間競争に入っておる時代だというふうに思っております。産業政策の面、企業誘致ひとつ取ってもそうでありまして、それから教育文化あるいは福祉の面まですべてその市町村の自己責任と自己判断でよりよい地域づくりをしてその競争に勝てないとなかなか持続可能な地域づくりが不可能であるというふうなまあ大きな時代の違いに入ってきたなあというふうに思っておりますので、それぞれの市町村のまた交流によって姿を垣間見ることによって非常にまあ刺激を受け、また勉強にもなり、戻ってひとつのアイデア提供や、第一に意識の改革も伴ってくるだろうというふうに思っておりますので、決してあの後ろ向きに考えるんでなくて前向きに考えるべきであるというふうに思っておりますので、ご意見をいただきましたけれども私としてはそういうふうな考えで参りたいというふうに思っております。

それから子育て行政の一本化は一貫性というのはお話の通りでありまして、就学前それから学校教育含めて子育て支援、子供に対する行政というのは1つの筋の通った一貫性がなければならないということはもうお話しのとおりでございますので、先程のご意見、それから私の方からお答え申し上げた内容でもってさらに今後具体的な方向について十分検討させていただくということをお願いしておきたいと思っております。それからまあ団塊の世代、これもまだまだ団塊の世代の60過ぎというのは現役世代でございます。すでにあの遊休農地等への取り組みについてもこれに期待するお話もいただきましたけれども、その通りでありまして、すでに営農組合や農業法人の組織にも積極的にこの団塊の世代の方に一部加わっていただいて、大変まあ積極的に一体となって取り組んでいる事

助役

例もこの町内にあるわけでありまして、一層そうした面も期待しながら今農政サイドの方に具体的にそのことを研究するように指示はしてございますけれども、やはりこれは受け入れ態勢の問題もございますし、個人のいろんな考え方もあるかと思っておりますので、団塊の世代も含めた、若者も含めた人口増対策としてのこの飯島町の良さというものを更に積極的にPRして人口増につなげていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

専門官関連につきましてはの再質問についてご答弁を申し上げたいと思っております。先程まあ経過、考え方につきましては町長から答弁を申し上げております。若干重複する点もあらうかと思っておりますがよろしくお願いたしたいと思っております。このたびの機構改革におきましては2課9係の削減、これはまあ今までのお話の通りふるさとづくり計画あるいは集中改革プラン、まあこれも基本方針を踏まえての、あるいは時代の要請に基づきます組織への移行、あるいはまた今ご指摘の通りですねえ組織全体のスリム化を狙いとしての機構改革だったわけでありまして、これによりましてこの専門官を設けたわけでございますけれども現在8名を任命をいたしておるところでございます。まあ専門官という職につきましての考えでありますけれども、先程町長から申し上げております係の統合によりましてまあ従来2課にまたがっておりました係が1係に所属することになりまして、係長としてはかなり広範な職務を掌握することになる事態になったわけでございます。そこでこの専門官につきましては係長の下で従前の1係に属しておりました分野を専門的にですねえ掌握をいたしまして係長と一体となって新しい係の仕事、2係が一緒になりました新しい係における仕事の停滞とか齟齬（そご）、あるいはまあ職務上の遺漏が生じないように新しい組織への移行を円滑に行いたい、まあこういうような趣旨もありまして新しい職責を設けたところでございます。町にありますその組織規則上では係長の下に当然所属をするわけでございますが、係長の指揮監督を受けまして特命業務を行う職とこういう規定をいたしてあるところであります。従いまして係長とこの専門職職責は明らかに異なっておるわけでありまして、職務が係長と重複をするということはありません。従いまして係長の増員という感覚では認識ではないわけでございますので、あくまでも専門官は係長の職務権限の責任の下に置かれているということでご理解をいただきたいわけでございます。

まあそういうわけで、この係長の増加と、こういうことでないということをご理解をいただきたいと思っております。それからまた、この専門官を置くことによってですねえ職責だとか命令系統にだいたいぶロスが出るのではないかとというようなご指摘でございますが、これは1つの部門ができますのでやはり時系列的に考えればそういう事態も予測ができるわけでございますけれども、この辺は連絡を密にすることによって回避ができるわけでありまして、むしろ係長の指揮命令系統の前に専門官としての係長へのまたひとつ意見の具申あるいはまあ協議というものが入ってまいるかと思っております。それからまた新しい職場におきましてこの専門官につく、つまりまあ先程申し上げましたとおり従前の係長職としてのあるいは前歴の経験を持って専門官というような発想があるわけでございますけれども、やはりまあ人員構成上ですねえすべてがこのようにはいってないわけでございますけれども、ここに主眼を置いて各専門官の配置をいたしたことは事実でございます。ただその中でも前職、今までの経歴もそれぞれの職員にあるわけでございますので、十分そういうものを生かした配置ということで行ってきたわけござい

ます。これもまあ町長からお答えしておりますけれども、そうした専門官の職であります職制であります、今後の新しい組織機構の定着この状況を踏まえまして、あるいはまた人事構成、あるいは年齢構成、あるいはまたその時その時に応じます施策の方向性こういうものをまた考慮に入れながら、今後の方向性といたしましては逐次まあこの減員をするあるいは廃止をしていくまあこういうことを前提といたしております。以上でございます。

宮下議員

人事交流制度につきまして、ちょっと町長に捕らえ方が間違っただけかもしれません。私の言葉が足りなかったかもしれません。私もあの人事交流が必要ないということではなくてですね、ぜひやってもらいたいですけれども、その交流を経験されたその職場での新たな環境の中でやってきた、そのことをその1人だけの研修ではなくて、やはりその役場全体へそのよかった点、悪かった点を十分伝達してもらって、それを職員の皆さんが生かしているかどうか、そのへんがちょっと足りないのではないかなあというふうに感じただけでありますので、実際どういうふうに行っているかわかりませんが、その辺を言いたかったわけでございます。まあそういうことでどうせ出るんなら一般民間企業にという意味合いを言った訳でございますので、その辺をどういうふうに行かしているのか、その辺をもう1度お聞きしたいと思います。専門官につきましては係長と同列ではなくて係長の下でというのはあの失礼ですけれども管轄の下でやるというそういうことだというふうに理解しました。はい、その点をお願いします。

町長

こういう制度につきましてお話をお伺いしましたが、ただ行ってただけで時間が経過したというだけではこれは何の意味も成さないわけで、私もあのこれまで帰ってきた研修生とひざを交えながらいろいろ意見交換をした場を設けております。そのことの良い部分についてはまあ見習うとか参考にするとかいろいろあるわけでございますが、当然そのことがやはりないと交流制度の効果というものには実を結ばないわけですから今後ともそうした考え方でやってまいりたいというふうに思っております。

議長

4番

平沢議員

4番 平沢晃議員

本論に入る前に5月24日に発生しましたかつてない大きなこの雹被害、飯島町でも52,000,000 というようなこの大きな被害額が公表されました。被災なされた農家の皆さん方には改めてお見舞い申し上げますとともに、この大きな被災に対しましてその心中を深く察するところでございます。町といたしましてもあらゆる手を尽くし最大の支援をお願い申し上げたいと思います。

それでは只今より通告に従いまして以下大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目としては農薬新基準ポジティブリスト制度の対応について、2点目は農業後継者の対策について質問を進めてまいります。

21世紀は環境と人類の世紀とも言われております。このような流れの中で自然や環境が人類にとってかけがえのない財産であることがこれは世界の共通認識になっておりますが、21世紀の農業は国際化が進み農産物価格は限りなく国際価格に向かって低落しており、経営規模が小さな日本の農業にとっては大きなダメージを受けているのが現状でございます。このような情勢の中でこのポジティブリスト制度がこの5月29日に施行されました。ポジティブリスト制度とはこの食品中に残留するすべての農薬や飼料添加物それから動物用医薬品に残留基準を設けて、基準値を超えた食品は原則として流

通・販売等を禁じる制度で、これまでの残留基準を受け継いだ41農薬を含め799の農薬で基準を設定し、基準値が設定できない農薬はこれは一律基準で0.01PPMを採用するものであります。この食品衛生法が改正されて3年たち5月29日新たな残留農薬基準がスタートしたわけでありましたが、この食品中に残留する農薬・動物用医薬品および食糧添加物についてはこれまで食品衛生法第11条に基づき残留基準を設定しその安全基準を設定し安全を図ってきました。しかしながらこの従来の規制では残留基準が設定されない農薬を含む食品に対する規制は困難であるという問題が生じたわけでありまして。それで平成7年の食品衛生法改正の際に衆参両議院におきまして今後ポジティブリスト制度残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の販売を原則として禁止する制度のこの導入の検討をする付帯決議がなされて、輸入食品の増大や食品中の農薬に関する消費者の不安が高まりその規制強化が求められました。このような状況を踏まえて平成15年5月の法改正においてポジティブリスト制度が交付後3年以内の猶予期間を置いてこの平成18年の5月末までに導入することとする経緯があり、実施の段階となったわけでありまして、町では地域の資源を基礎として2010年を目標とした第四次総合計画を策定し、みんなでつくる自然豊かなふれあいの町飯島町をこのキャッチフレーズに基本計画に基づき1,000ヘクタール自然共生農場づくりもその一端として取り組んできた実施計画ですが、このポジティブリスト制度とこの町の打ち出した自然共生農場づくりとのこの取り組みについてこれをどう整合して関連付けるか、まず町の方針と町長の所信をお伺いいたします。

飯島町は農業農村の振興対策として昭和61年に飯島町営農センターを設立し、専業農家も兼業農家も全戸参加で町ぐるみ地域ぐるみによる地域複合営農を展開し、活力ある農業の振興と農村づくりを進めてきました。この取り組みは米を基盤とした花とキノコと果物の里づくり、これをキャッチフレーズとした高付加価値農業の実践がこの高い評価をされまして、平成14年3月にはこの実績と関係の皆さんの努力が認められまして、日本農業賞集団組織の部の大賞をこの受賞したことは記憶に新しくこの飯島町の農業史上に残る一大改革と賛美するところでございます。しかし今日の農業はこの経済の国際化による農産物価格の低迷構造的な停滞と農産物の過剰、米の生産調整の行き詰まり等農業を取り巻く環境が大きく変化し、飯島町でも担い手農業の農家の減少や高齢化の狭間の中ですべての農業生産が大幅に減少しているのが実情ではないでしょうか。そこで21世紀を迎えて農業は新しい方向が求められ、力強い農業経営体の育成と法人化、それから後継者や多様な担い手の育成、個性ある産地づくり、食と農の安全安心を重視した生産流通体制の構築等環境を配慮した魅力ある地域づくりのために町ではいち早く地域複合営農を立ち上げ実践しているわけでありまして、この今回のポジティブリスト制度の制度化によるこのダメージはあるのか、その点もお伺いいたします。

永年続いてきた米の生産調整はこの大きな転換期を迎え、今後はこの農業者、JA、町の方針・計画それから新しい発想による取り組みに変わるわけですが、この地域の特色やアイデアを生かして生産から販売まで自らのビジョンで取り組みを目指す地域営農体制の整備を強化し、強化を営農センターを核として国の打ち出した品目横断的政策に立ち向かっているわけですが、このつど変わる国のこの支援のあり方の検討、それから担い手づくり、資金保全、資源保全、産地づくり等行政とJA、営農センター、地区営農組合が一体となった政策推進や運営、担い手への支援体制などこの課題が非常に山積して

いると思いますが、このポジティブリスト制度の指導によって地域複合営農の道このパートⅢこれの実践計画にどのように整合していくのか、これも併せて町の考えをお伺いしたいと思います。

新基準が発動して6月8日には輸入された中国産のスナッフえんどうからこのポジティブリスト制度で定めた一律0.01PPMを超える残留農薬が検出されました。それで初の違反が出ております。厚生労働省では食品衛生法に基づき回収と販売禁止を命じたこのニュースが大きく報道されております。消費者、生産者ともにこの反応は冷静でありましたが、生産者の気持ちの中にはこれは他人事ではない、法令を順守するのが当たり前のことと前置きをしながらも、農薬飛散の問題やこの土壌残留の影響で農薬が検出される等の不可抗力の面もないとはいえない、基準は国内外一緒なので自分たちの問題としてとらえなければならぬとそれぞれ複雑な心境の中でこの農家の不安が見え隠れしております。地区営農組合はこの農業者の自主的な参加により地域農業の総合的な企画、調整、実践組織として活動しております。町、営農センター、JA等の関係機関が一体となったこの地区の実情を生かした作付け計画と出荷計画の取り組が、これからの農業には重要な課題となると思いますが、この活動をバックアップするような施策のお考えがあるのかこの点もお伺いいたします。飯島町は先程来申しておる通り、米を基本に花とキノコと果物それから野菜の里づくりを目指して地域複合営農が実践されております。今回のこのポジティブリスト制度は飯島に多いこの果樹農家にとって特に大きな問題を抱えると想定します。これは農薬飛散の問題です。果樹の団地化がなされている園は対応の仕方もありますが野菜と隣接している園の場合の対策がこれが重大だと思えます。農薬取締法の農薬使用基準を守っても農薬散布時期をずらす対策はできかねますし、またこの飛散は自分だけで注意しても防御しきれず、これは普段は消えることはありません。飛散した農薬がこの回りの畑に飛散してそこで栽培している農作物に基準以上に残留する可能性が出てくるリンゴ等果樹栽培は散布能力が高いスピードスプレーを使用しているのも特に注意が必要となってきます。ちなみに日本植物防疫協会が行ったこのスプレーの試験によりますと風下側50メートルまでこのドリフトが見られる場合があると発表されております。このことからみてもこのスプレーによる防除等の際には何らかのドリフト低減対策が必要であることが示唆されます。果樹等の防除計画はむやみに変えることはできませんし、適期の防除がこの優良な果実を作る第一条件と生産者は申しておられました。どのように散布すればドリフトを低減できるか等散布計画やこの対策を立てることがこれまで以上に重要になってくると思えます。そこで町としてこの問題をどうとらえてドリフト対策にこのシートとかネット等にこれ助成またこの補助をする考えはあるのか、また他にこの対策の思案がありましたらこれも併せてお伺いいたします。

次に農業後継者対策について質問いたします。戦後農政の根本見直しと銘打った担い手経営安定新法が設立し、2007年度からの新たな経営安定対策の導入を盛り込んだ担い手経営安定新法がこの6月14日原案通り可決成立しました。これで米、麦、大豆等の土地利用型作物はすべての農家を対象とした従来の品目別の価格政策から施策対象を今度は担い手に絞りましてその経営を維持する本格的な所得政策に大きく転換するわけでありまして。飯島町営農センターは今日まで進めてきた地区営農組合の機能と活動を今後も持続しながら、時代に対応する地域農業体制を発展強化し、地区営農組合に今後

の地域農業の主役を担う地区営農組合法人を、この立ち上げはまさにこの国の政策を先取りしたレベルの高い新たな飯島町農業農村づくりが進められている現状も、そのポジションでご活躍なさっている人的指導力の賜と深く敬意を表するところであります。平成19年からこの新たな食糧農業農村基本計画が取り組まれます。ちなみに政策の概要を見ますと、この生産調整支援策の見直し、これは平成19年から21年にかけてコメの消費量が減少する中で生産と消費のバランスを取る仕組みづくり、2つ目としては品目横断的経営安定対策これは麦、米麦大豆等で目標を国内需要率、現在は40%であります、これを2015年までに45%に引き上げること、また価格が安い輸入農産物と国内生産物との価格是正と農産物価格の変動に対応した収入安定対策、この支援対象が担い手になるわけでございます。3としては資源、環境対策として農地水路等の資源保全それから肥料農薬の使用を低減する生産環境対策でこれ住民も含めた地域の共同体へ支援するものであります。そこで現行の施策で予測しますと、この担い手でないと国からの各種の支援措置が受けられません。それで担い手になる条件はこれは法人を含む認定農業者で4ヘクタール以上の経営が行うか、特定農業団体で20ヘクタール以上の経営を行うものとされ、この条件として規約があること、それから法人化へ向けた計画を持っていること、生産から販売までを組織がまとめて行う、これを一元化等の条件がいります。担い手新法が設立した現在この飯島町の法人の現状とこの認定農業者それから今飯島の専業農業者の状況と今進めている担い手新法への取り組みについていかがお考えかその点を所信をお伺いいたします。併せて関連がありますのでこの後継者と新規就農者の確保対策について質問を進めます。

本町の基幹産業は農業であります。この農業亡くして発展はあり得ないのであります。農業の将来展望は決して明るいものではないことは事実であります。生命を維持するのに不可欠なものは食糧であり、その食料を生産確保する農業が、おしなべて不振であり、後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であります。人口の高齢化に伴って農業従事者も高齢化している昨今、農業は自分の代で終わりだと、そういった言葉を最近よく耳にします。この後継者の居らないのは基本的には個人の問題ではありますが、町の基幹産業であるこの農業だけにこの看過できない問題であろうかと考えます。この本町の実態はどうなっているのか。後継者を確保するために行政として人口増活性化対策の一端としての考えはあるのか、また離農した土地に前段の同僚議員も申し上げていましたこの団塊の世代を視野に入れた施策をこの今飯島で行っているIターンUターンと並行して私は企業誘致と同じ感覚で農業をしたい人を誘致する方策を提案してこの新規農業者の確保対策についてのお考えをお伺いしたいと思います。

次にちょっと少し柔らかくこの花嫁確保について質問いたします。花嫁不足はこれは飯島だけの問題じゃありません。これ全国的な問題として大きな悩みでもありますし、現状では経済的にも自立できることから結婚を希望しない女性も多いとお聞きしております。結婚というのはこれは極めて個人的な問題であるので行政には限界があるとか、人の心を扱う問題は行政になじまないといった意見もあります。しかしこの今度立案しましたふるさとづくり計画の中で時代を担う若者が住みやすい町づくりを進めることはこれは行政の責任であると私は理解しこの点町長の所信をお伺いしたいと思います。

第1点は過去の対応をどう評価しているかという問題であります。花嫁確保についてはこれは従来でも無策であったわけではなく飯島町結婚相談所設置規程に基づく窓口を

設置してこの対応をしていることは認識しておりますが、その成果はあまりお聞きをしておりません。人口増対策としてもこれ大変重要な問題でありますのでこの充実、それから改組する考えがあるのかまたその取り組みについてお尋ねをいたします。2つ目としてはこの交流をする機会の提供であります。青年男女のふれあいの場をもち、交流の機会を提供することも必要であります。この従来は青年会等のこの交流も頻繁に行われておりまして多くのパートナーが誕生した経緯もありますが当世ではこれは無理だということも私は理解をしております。他の関係する団体また広域的にイベントを企画して交流する場の提供等を交流の中から話し合いへ進むことがこれが私は自然の姿ではないかと思えます。言葉の交流なくしてこの愛の交流を期待するのは何か不自然のように思えます。そうしたことからこの広域的な交流のイベントこれを企画することについてはいかがお考えか、それからもう1点はこの意識改革だと思います。青年男女も親も行政もこの飯島町の将来の視点に立って事を考える、ふるさとづくり計画の中には出産祝い金支給、子育て支援に関する充実は計画されておりますが結婚祝い金はありません。一番根幹である結婚に、さすが飯島町だというような意識の改革を推進することを提案を申し上げまして1回目の質問を終わります。

町 長

それでは平沢議員から2つの質問をいただきました。ひとつには農薬の新基準ポジブリスト制度の対応それから農業後継者対策ということでございます。まず新農薬基準でありますこのポジブリスト制度でございます。1,000ヘクタール自然共生農場づくりとの関連についてということでございます。議員のご質問にもございましたように国から農薬の新基準が示されたところでございます。細部の具体的な内容とこの取り組みにつきましては担当課長の方から申し上げますけれども、食品への農薬残留につきましては食品衛生法これによって残留基準が定められております。わが国では平成15年に食品衛生法の一部改正の法律によりまして、ポジブリスト制が導入されて平成18年今年の5月29日に施行され、お話をございましたように基準値は0.01PPM作物の100トンの中に1グラムの農薬成分を含有と、これがひとつの基準として定められました。そこでまあ1,000ヘクタール自然共生農場づくりとの関連でありますけれども、町ではこの取り組みによって安全で安心のできる農産物の生産による強い産地づくりを目指してさまざまな活動があるいはまた取り組みを進めておるところでございます。当然のことながらこのポジブリストは全国一律に適用される制度でございます各産地とも悩みは課題は非常にまあ多くて共通な悩みも多いわけでありまして、町ではポジブリスト制度の基準をクリアをする中でさらに自然共生栽培農産物の付加価値を高めて消費者が納得をし安心して食する農産物の提供に今後とも取り組んでまいりたいというふうに基本的に考えております。具体的には担当課長の方から申し上げます。

それから次の町が進める地域複合営農にダメージはないかどうかということですが、このポジブリスト制度の施行は農家にとりましては大変まあ厳しい取り組みであるということは当然まあいえるわけでございます。ただこの課題をクリアすることで農産物の販売が許されるということになりますので、これをダメージとしてとらえるのではなくて、安全で安心な農産物生産を積極的に進めていく、このことを絶対的な信頼の中で産地づくりをしていくというこのセールスポイントを今まで以上にPRをして強い農産物の産地づくりを進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それからまたさらに町やJA、地区の取り組みについてはどうかということですが、飯島町それから農業委員会、農業改良普及センターではこの課題についてこれまでもPRに努めてま

いりました。またJAでは果樹部や野菜部会を中心にドリフト対策実演会等の取り組みを行っておりますけれども、今後さらに広報活動や指導に努めてまいります。この連携の内容を深めて具体的に担当課長の方から申し上げます。また作付けの計画や出荷計画の話し合いの施策の考え方についてでありますけれども、農薬の飛散防止の面からは農作物の団地化や栽培計画が有効な対策として考えるというふうに思っております。営農センターや地区営農組合の農地利用部などを中心に取り組みを進めてまいりたいと思います。しかしながら農家自らの取り組みがやはりこれは基本でございますので、普及センターやJAの指導のもとに積極的に取り組みを促してまいりたいというふうに思っております。

さらにまた果樹関係のドリフト飛散対策のシートやネット等に対する町の助成の考え方があるかどうかということでもありますけれども、これはまあ農産物を生産するうえで生産者の果たすべき基本的な責任であるというふうに思います。したがって現在の財政状況の中で積極的な補助制度というものは考えておりませんけれども、町といたしましては今後とも関係機関との連携によりまして、土地利用や栽培の計画方法それから技術指導面によって側面支援で、ひとつ精いっぱい努力をしてみたいというふうに思っております。以上が農薬関係でございます。

次に農業後継者の対策でございますけれども、まず法人の立ち上げと専業農家の数と後継者の状況についてであります。現在の町内の農業関係法人は8法人、専業農家は126戸あるわけであります。このうち集約型農業の後継者は花き栽培農家を中心に育っている一方で、水田を中心にした土地利用型の農家の後継者はなかなか育っていないという状況にございまして、大変まあ農家の後継者問題は厳しい状況に置かれておると認識でございます。こうした中で平成19年度から実施をされます、お話をございました品目横断的の経営安定対策事業、この事業対策やそれから土地利用型農家の高齢化に対する受け皿として平成15年度から進めてまいりました地区営農組合の2階建て法人、これにつきましては現在まで3法人が立ち上がって、残りまあ飯島地区につきましても現在立ち上げに向けての準備が進んでおるとございまして、一応まあ品目横断的安定経営対策事業対策への対応については目途がつきつつあると、現在そういうふうに考えておるところでございます。

また後継者と新規就農者の確保対策についてありますけれども、日本の農業のまあ国際化が進む中であって農産物価格の下落にはなかなか歯止めがかからなく経営者は非常に厳しい状況にあるお話しがあった通りでございます。こうした状況を反映いたしまして平成14年に実施をいたしました農家アンケートでは、約70%の方から家の後取りは農業を継いでくれそうにないというふうな回答がございました。また新規就農者数につきましても、農業インターン制度等によるものが主な内容であるわけでありまして、そこでまあ後継者と新規就農者の確保対策について、具体的には1つのまあ土地利用型の農家の後継者につきましては、この国の品目横断的経営安定対策等の制度に適用した経営体の育成を目標としておりまして、特に地区営農組合の農用地利用調整機能これによる作業受託等によってこの支援により経営規模の拡大を進めていきたいということがひとつございます。それからまた集約型の農業の後継者につきましては農業改良普及センターやJAの技術指導・販売支援それから制度資金の活用等によっての育成を図っていくというふうに考えておりますし、お話をございましたこの団塊の世代への対応にしたことにつきましても同様に考えて、先程申し上げましたように、具体的な取り組みの検討を今担当の方へ指示をいたしまして進めておるところでございます。

それから花嫁対策の相談窓口の充実・改組の考え方ということで、なかなか非常に難しい問題であるというふうにとらえておりますが、飯島町といたしましては、この農業分野に限らずです

ね結婚相談所の設置として飯島町の社会福祉協議会に業務を委託して相談に乗っていただいで事務を進めておるわけでございますけれども、常にまあ隣接の広域的に市町村との情報交換を行いながら、いろんなまた交流の場面も設けながらということで、いろんなまあ形の中で進めておるわけでございますけれども、なかなか思うようにまいりません。平成17年度においてこの社協における取り扱いにつきましては、27件のまあ紹介があったというふう聞いておりますけれども、うち7件お見合いの場を設けてやっていただきましたが、縁組に至った例は残念ながらなかったというふうに報告をいただいております。

また農協でも結婚相談所を独自に開設をしております、こちらの方は平成17年度は5件の実績があったというふうにお聞きをしております。まあいずれにいたしましてもこれは何とかしなければいけない大変重要な問題であり対策でありますけれども、極めて難しい状況にあるという現状認識であります。これからもこれらの組織を通じて、広域的な交流の場をより一層広く持って、粘り強く対応をしていかなければならない課題であるというふうに考えております。なお特にいろんな交流の場をというふうなお話もございましたが、実は昨日最初のまあ試みでございました、いろいろあの町当局もご相談に与ってきておりましたけれども、第1回の伊那谷の外国人を中心とした国際交流フェスティバルというのが実施をされました。新聞にも今朝出ておりますが、大変私もまあ出席をいたしました時にも盛況でございまして、外国人で約120名くらい、それから日本人も関連して80名くらい、計300名くらい集っていただきまして、非常にまあ多彩な催しの中で素晴らしい交流会ができたなあというふうに考えております。これはあの外国籍の方も含めてですね今後のこうした交流の場を持って、そうしたものが深まっていくにしたがっていろいろそうしたあのふれあう場面も出てきて、そのことがこうした課題についてもいい方向で実を結んでくれればいいなど、単なる国際交流のだけの問題ではなくてですね、そういうふうにしていきたいということでこれからも側面的に支援をしてみたいと思いますし、持続的にこうしたものをさらに盛り上げてやっていただくというようなことで、いろいろの皆さん方に参加をいただきましたけれども、そうした考え方を持っておりますので含めてちょっとご報告をさせていただきますと思います。

それから最後に農業の活性化を担う経営体づくりの人づくり対応等の問題でございますけれども、農業の活性化につきましてはそれを担う人づくりが何よりも重要である、の要素であるということは申し上げるまでもないわけですが、今後の農業振興には地域の資源や高い価値を付加した競争力のある強い産地づくりが求められると、まあ当然のことです。そこで重要になるのが営農センターの企画調整機能、そしてそれを進める地域のリーダーの役割がこれは絶対的な要素として重要であるというふうに思っております。幸いにも飯島町営農センターは20年余にわたっての積み上げた大きな実績があるわけでございますので、今後もこれらにかかわる人の育成を進めながら、機能の強化を進めてまいりたいということでございます。まあ平沢議員も営農センターの副会長さんという立場で鋭意取り組んでいただいておりますので是非ひとつ共々よろしくお願ひしたいと思います。

それからまた、新たなその農業活性化の取り組みといたしましては、まあグリーンツーリズムの問題や地産地消の推進の問題、さらには農産物の加工やサービス事業等の取り組みが求められてきておりますので、こうした新たなニーズに対応しながら、次世代を担う農業後継者づくりにいろんな形の取り組みの中で積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでございます。以上第1回の答弁とさせていただきます。

それでは私の方から補足の説明をさせていただきます。議員の説明の中でもあったわ

産業振興課長

けですけれども、このポジティブリスト制度につきましてですけれども、これにつきましてはあの2つの考え方があるわけでありまして、ポジティブリスト制とネガティブリスト制ということでありまして、ポジティブリスト制というのは原則としてすべての残留農薬を禁止するという考え方に立っております、例外として残留を認めるもの、この一覧表リストで示すということですが、これにつきましては基準を設けるということですから、これの中では規制から漏れるものはないということになります。

それからネガティブリスト制ということですが、原則として残留農薬は自由という考え方に立ちまして残留してはならないもの、これをリストとして示してきたという方式であるわけでございます。こういう中で従来あの日本はネガティブリスト制をとっておりましたので残留基準は設定されていない農薬については残留があっても規制できないという中で輸入農産物の激増というような中でこの規制がされないということがあったわけでございますけれども、先程議員の中からもございましたけれども、このポジティブリスト制につきましてすでにこの基準によりまして輸入に制限がかかったというようなものがあったということですが、これからはそういうことになるものがかなり出てくるのではないかとというようなふうで考えているところでございます。

それでこの制度が1,000ヘクタール自然共生農場づくり、また地域複合営農これとどう整合していくのかということでございますけれども、やはりこれはあの全国各地一斉に実施をされる制度であります。やらなくてはならないのはまず積極的にこのものをクリアする産地であるということによりまして、やはりあの産地の力にしていかななくてはならないというふうに思うところでございます。まあそういうことになっていくわけですが、非常に課題は多いということになります。特に先程質問もありましたように、基本的な問題につきましては従来ネガティブの方で規制をしてきた、これはその通り記帳をしながらやっていけばいいわけですが、そここのところに記載されていなかった農薬につきましても0.01PPMというような残留があればこれは流通がされない、さらにはまた罰金もあるというようなことになるわけでございますので、こういったことにならないように対策を打っていかなくちゃならないというのが1番のポイントでございます。これによりましては、すでにあの資料また研修会等々積み重ねる中でやってきておりますけれども、なんせ初めてのことでございますので、どこまで徹底できていくかというのがこれからのポイントになるかというふうに思います。なかでもですね、大きなポイントになるのが農薬飛散ドリフトの問題だと思います。今までの作物に対してはその通り規制のとおりかけておったんですけど、隣にある作物に飛散するというのが一番心配なわけでございます。こういうふうになってくるときに大きなまあポイントになるのがやはりあのSSまたあのラジコンヘリコプターといったものによる飛散というのが一番まあ心配をされるということになるわけでございますけれども、その中では、果樹につきましてはリンゴ・梨併せて80ヘクタールほどあるということになりますし、年間の防除回数は15回程度あるということですが、この多くはSSでやられているということがあります。またあの水稻につきましては550ヘクタールほど作っておるわけですが、この中の約150ヘクタールがラジコンであると、また大豆は40ヘクタールくらいラジコンで防除しているというような状況にあるわけでございます。特にあのラジコンの問題につきましてはこれはあの全国的にも問題になっておりますけれども、私共も150ヘクタール取りまとめる段階では隣接にそういった稲以外のもののあるものについてはラジコンは飛ばさないというような形の中で進めてきているということでございます。SSにつきましては、やはりこれはあのいくつかの対策があるわけですが、SSを使わずにやるというわけにはいかないということがあるかと思っておりますけれども、まずは隣接者との連携、作物の調整、収穫時期の調整そしてまたあの隣接に作られている作物は何かと、そ

の収穫時期はいつか、というような形、このものをしっかり確認していくというようなこと、そしてできるだけ無風に近い日またあの風向きなどを選んで散布すること、また上方、上に吹き上げますとそれが飛散しますので上方の散布を抑えるというようなこと、またあの散布の粒子ですけども細かくすればするほどドリフトしますので、このものを対大きな粒で飛ばす噴口への交換また風量の抑制等々があるというようなことで、こういったものを徹底しながらドリフトというものを抑えていかなくちやならないというふうに考えております。

それで先程の中でもありましたけれども、これに対する有効な対策の中に、まあ防疫ネットというものがあるわけでございますけれども、5メートル程度のネットを張ることによって防除の時にそのネットをかけて、そして防除が終わればネットを収納するというとでありますけれども、まあメーター500円程度の費用ということのようでございます。町長の答弁にもありましたように、この費用に対する支援策というのは今のところ考えておりませんが、技術的な指導等によりましてこのことを未然に防いでいきたいというふうに思っております。またあの農業制度資金を活用されまして、この施設を整備するということになれば、農協の方がその貸付された場合には町の方には利子助成制度というものがあります。それであとの営農組合と土地利用調整等によってということも大きな要素でございますので、今後の中では土地利用調整等を含めたりまた作物の調整をする中でこういったものを未然に防いでいきたいということまたあの飛散をしないという意味では薬剤の検討というものもありまして、特にあの液剤とかではなくて粒剤の投げ込みというようなもの、まあ飛散しないものこれを活用するというものを進めていくというのがひとつありますし、またあのその隣の隣接する作目にも認められている薬剤を使うというようなこと等につきましても進めていきたいというふうに考えております。ポジティブリストにつきましては以上のように考えておりますのでよろしく願いいたします。農業後継者の対策につきましては町長答弁の通りでございますけれども、なにせあのこの中で一番厳しいのはやはり高齢化ということと、農業農産物が国際化の中で一律にあの値下がりが続いておるという中で非常に経営が苦しいということが一番の原因かと思っております。やはり儲かる農業というものが出来れば後継者はでてくると思うんですけれども、儲からない農業の中になかなか後継者は出てこないというふうに思っています。

まあそうした中で、対応としては土地利用型作物等につきましては、これは飯島町の環境にも大きく影響をする水田や畑でありますので、こういったものを守っていくためにはやはり規模を拡大という中でこのスケールメリット、経営の確立を目指したいということで法人の育成を進めておりますけれども、地域と一緒にやってこの法人にできるだけ多くのものを担っていただきたいたいというふうに考えております。またこの法人の中には先程あの言われました団塊の世代、この方たちがその補助員という形の中で協力いただきまして、経営される方また補助される方一体の中でこの取り組みが進んでいるというのも実態でございます。

そしてどうしても育てていかなくちやならないのが集約的な部分の担い手ということにもなるわけですが、これらにつきましてはやはり経営の合合作目の導入というようなものを検討していかなくちやならないというようなこと、さらには経営として今までは第一次産業ということで、農業生産だけに力を入れてきた経過はあるわけですが、これからは生産から加工販売さらにサービスというようなものまで含めたなかでの経営体の育成というものも目指さなくてはならないかというふうに思っております。以上です。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

それぞれご答弁をいただきました。このポジティブリスト制度についての担い手新法についても

まああの答弁といたしましては積極的にクリアする産地づくりを目指してということでございます。まあこの設立の時間がこの非常に短く、また検討の段階にあることはまあ理解しておりますが、すでに先行している飯島町の地域複合営農このパートⅢこれにまあ直接関連する大きな要素が含まれておりますので、その点をもう少し掘り下げて質問させていただきます。

先程来冒頭でも申し述べましたが、このリング等果樹栽培を行う上でスプレーヤーの使用は必要不可欠です。先程申した粒状いろいろありますけれどもやはり不可欠だと思います。その面につきましては先程来技術指導とか土地利用の側面支援をまあ計画なさっているそうですが、このドリフトを完全になくすことはこれは不可能かもしれませんが、このできるだけ低減するとともに、この近隣の生産者との話し合い、この充実の機会を持ってこのドリフトが原因となった農産物の農薬残留問題が先程来あの取り組んでいてくださるようですので、研修等もおおいにやっていただいて、この飯島からこの絶対発生することのないようにこれはしなければなりません。

それということも、やはり飯島町、伊南もそうですがこの果樹も共同選果でありますし米もカントリー対応でございますので、それぞれの形の中でまあロットで評価されますとこれ大変なことになると思います。この先行している地域複合営農のこの2010年を目標とした飯島町農業農村この活性化計画は、ここに栽培に携わるすべての生産者との関係機関この団体が一体となって取り組むことが最も大切であるということをまあ只今答弁の中でも私も認識しております。この豊かな緑を育むこの自然と共生する農業、農村づくりによるこの町の活性化、これは新法によって今まで来たのを軌道修正する必要が生ずるのかその点をちょっとお聞きしたいと思います。お伺いしたいと思います。

それからまた、一律農政を転換する担い手新法は、この農業を職業として選んだ農業者を支援し、農業を職業として選ぶとることのできるこの基盤を整えること、これがまあ担い手経営安定法の狙いだと思います。先程来申しておるように、この飯島は本当にあの高齢化とこの土地の流動化がますます進む現状を見たときに、この飯島の何年か先の飯島町の担い手育成の方向は、先程説明ありましたこの二階建て方式の法人又は今の認定農家に果たして地区営農組合からの作業を全部受ける能力がこれがあるのかと、この点がまあひとつ大きな疑問な点があると思います。それから支援を受けるためには4ヘクタール以下の生産者は規模拡大化、法人への参加の選択が必要不可欠です。小規模で販米農家は現在でも機械作業を委託しているので法人への誘導は問題ないと思いますが、この1ヘクタールとかこの2ヘクタールで農業への取り組みにこの意欲の強い農家の対応と、それからこの規模に関係なく農地を守ろうとしている、こういう意欲のある人の裏づけがこれがあるのか、この点が非常に不明確だと思いますのでこの回答が見えておりません。この担い手育成は先程来の説明で理解しますが、特定の人だけに働く地域複合営農に大きな波紋を残すのではないかとそういう懸念もあるわけですが、これらの点をですね行政としてこれをどう捕らえてどんな方法でこの担い手の育成をしていくつもりなのか、ちょっとまだあの時間が新しい法律でございますので、ちょっと大変だと思いますがその点お考えありましたらもう一度お伺いをして2回目の質問を終わります。

町長

まあいづれにいたしましても、この新しい新農業基準これを含めてですね飯島町の、それから生産させる農産物とその味、おいしさとともに安心してまあ安全なこの農産物として受けられるようなこのブランドづくりのために精いっぱいいろいろな手を尽くして努力してみたいというふうに基本的には進めてまいりたいと思います。細部は担当課長の方から申し上げます。

産業振興課長

地域複合営農の道パートⅢということで2010年を目指した計画を立てておるわけですから

平沢議員

ども、このもの見直しが必要になるのかということでありまして、やはりあの先程も言いましたようにこの制度は全国一斉に適用されるものでありますし、地域複合営農の中でも目指しておるのは消費者の皆さんから安心して買っていただける産地づくりということで、安心安全というものを消費者の皆さんに理解いただける産地づくりということになるわけですから、このものはハードルは高いですけれどもこなしていかなきゃならないということで、複合営農の見直しというものは必要ないんじゃないかと、むしろそこが目指すところではないかというふうにまあ私は考えております。それから2階建て法人の件ですけれども、まあ65歳以上の方たちがもう7割近くになっておりますので、そこで出てくる土地が全部受けられるのかということでも、これはあの先程もありましたように、団塊の世代等々で農村に帰ってくる方も数多くいるわけですから法人の経営者の皆さん、またあのそこのところの農村に帰ってきた皆さん、これの連携があればこのものは私はやっていけるんじゃないかというふうにまあ考えております。

ただ国の段階ではいろいろ言いながらですけども、やはりこのところに株式会社の参入というものがある程度視野に置いておりますので、まあそういうことになった場合に地域というものはどうなるかというあたりもよく考えて、やはり地域は地域で守るという形を持っていくことがポイントかなと思っております。

それからその次のあの、1ヘクタールやまたあの農村で農地を守りながら農業をやりたいという小さい人達、こういう人たちの姿が見えないじゃないかということでございます。このことにつきまして確かにあの複合営農のなかでも示しきれていないということであるわけですけども、この基はやはり国の方が示していないところになっておることであることでもあります。特にあのWTOの問題が今回のあの経営安定対策の一番のポイントでありまして、国際的に認められる国の支援、税金の投入という形の中でまあ麦・大豆等については、一応これはもう税金が投入されて経理経営を支援するという形になったわけですけども、米につきましてはまだそのところまでいっていないという形の中で、19年から21年までは今のままの対策が続くということで行われておまして、その先が見えておりません。しかしまあ米というものも国際価格の中ではまあ3,000円程度のものでありますので100%税金かかっても5,000円6,000円の価格になってしまいう危険性があります。そういう事態になりますとこれもあの今の品目横断的な下駄の政策ということになっていかなざるを得ない要素もあると、というような形での見通しは皆さん持っておるわけですけども、そここのところの国の方針がある程度出てきた段階からまあそのことは検討をしていきたいと、というようなふうに思っておりますけれども、まあもし考えるとすれば、この考える答えは今の地区営農組合全農家参加のその部分をどうするかというようなふうになるのではないかなあというようなふうに思っております。

いずれにしても、飯島町ではあの全農家農業者がみんな地域を守るといふこの基本がありますので、その人たち、農業に携わりたい人また農地に農村に携わりたい人このものを閉め出さないように進めなくちゃならないというふうに思っております。以上です。

それでは最後の質問を行います。  
皆様お聞きだと思いますが昨日の新聞に財政難の夕張市再建団体申請へというこのニュースが掲載されておりました。この夕張市はこの皆様ご存じの通り産炭地として栄えてピーク時には人口が120,000いたそうなんです。それが石炭産業の衰退で減少して一応観光の町として再建を図ったわけですが、現在は10分の1の13,000人で実質負債総額が標準財政基準の10倍以上の50,000,000,000円を超える見通しとなったと、その深刻な財政状況に陥っていた夕張市が自主再建の道を断念して、国に財政再建団体の指定を申請する意向を固めたというふうなニュ

平沢議員

町長

平沢議員  
議長

議長

7番  
竹沢議員

ースでございました。飯島町ではこの自立して持続可能な発展持続可能な町づくりを目指して大胆な行政改革と未来を見据えた諸政策を講じて活力と希望に満ちたこの町の将来を築くことを念頭に置くのと、これは町長の18年の施政方針でございます。中国の古典にこんな諺がありました。事に臨むに3つの難しいことがある。ひとつはよく見ること、二つはよく見て行うこと、三つは行うべきことは必ずやり通す、その難しさであると書いてありました。

先程来、云われているこの安全で安心して住める町づくりのために、やはりこの地域は地域で守る、全町挙げての協力体制の強化で取り組まなければならない、それにはやはり職員それから町民の皆さんのこの意識改革がこの飯島の平和な飯島の未来に続くことを念じまして町長の力強い所信をもう一度伺いして質問を終わります。

北海道の夕張市の例が出されておりますけれども、これは全国の市町村とも他人事ではないというふうに思っております。また近々発表される次期なる骨太の経済財政計画等におきましても交付税改革も含めていずれその破綻法というようなことが具体的に織り込まれていく情勢でございます。そうしたことによって、慎重が上にも慎重な行財政運営が求められていく時代だと、またその結果責任が問われる時代であるということにはもう間違いのないわけでありまして。この一農薬問題ももちろんそうでありまして、そうしたことを肝に銘じて理事者以下全職員真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻を11時20分といたします。休憩

午前11時5分 休憩

午前11時20分 再開

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 竹沢秀幸議員

それでは通告に従いまして1回目の質問を行います。

最初に交通安全施設の整備の推進についてであります。

私も地元の柏木に生活しておるわけですけども、飯島町の中で私の地元の七久保の新田、荒田、柏木耕地を南北に横断いたします町道横道原横断線、これは町道荒田線の交差点から南北に北へ走りまして、県道飯島飯田線の喫茶店山小屋の路の所の交差点までのあの区間ですけども、ここにあの南北に町道が走っておりますが、ここに東西にいくつかの町道があるわけでありまして、一般的には見通しの良い交差点ということであるわけですけども、私が目撃あるいは立ち会った事故がですね過去1年間に4ヶ所で6回ほど起きております。ある交差点、私が住むそばの交差点では2日にわたりまして早朝連続して交通事故があったとこういうことでございまして、その原因はわき見運転による一旦停止を怠ったものでありまして、ほとんど時間帯は午前の8時ごろから9時の間にすなわち出勤時間の間に発生しておるわけでありまして。七久保地区の新田や荒田耕地の勤労者の皆さんが、出勤時、県道七久保バイパスの交通量が多いということで、バイパスへ出にくいために町道横道原横断線を利用いたしまして、柏木の信号機がある交差点から飯島、駒ヶ根方面へ出るというために利用されているものと思うわけでありまして。まずこうした事故の多い見通しの良い交差点についてですけども、町の交通安全施設の現状、万全であるかどうかについてお尋ねをいたします。

次に、交通安全協会の活動に対する町の指導性についてであります。安協飯島町支会には役員も新体制となりまして、日夜活動を展開しているところであります。安協の幹部

の役員にお聞きしましたところ、昨年から会費の徴収方法を変えまして、自動車などの所有台数に関係なく一律1世帯1,000円という均等割で会費を納めていただくということになっているわけでありますけれども、聞くところによりますと、ある耕地ではこの会費を10世帯ほど自動車等を所有しているにもかかわらず会費を納入していないと、こういう現実があるそうであります。こうした実態を町として認識しておるのか、まあ安協の活動ですので指導性という意味で町のこれに対する見解を求めたいところであります。

2つ目ですが、お陣屋まつりに係る夏のイベントの創造について詳細は後で提案したいと思いますが、まず7月29日に開催する第25回お陣屋まつりを最後に諸般の事情により中止することが決定されたわけでありますけれども、このお祭りを中止せざるを得なかった理由と、この問題は何かであるのかについてお尋ねをいたします。それから視点を変えて、国庫補助事業で行ったと思いますが、飯島町都市計画公園でありますところの与田切公園の野外ステージにつきまして整備をされたわけですが、当初から今日までの間の利用状況、どのくらいの方がどのような団体が使っていたのか、それから現状のいろいろな備品施設があるわけだと思っておりますが、これはどこにあるのでしょうか、その現状をお伺いしたいと思います。

もしかすると、この国庫補助金等いただいたものであった場合に、適正に利用されていないということになりますと、補助金適正化法という法律がございます、国の会計検査対象補助金返還ということもあり得るやに思うわけでありますけれども、以上のことについて1回目の質問をお願いします。

町 長

竹沢議員からは交通安全施設の整備の推進とお陣屋まつりに関連をした内容、それから野外ステージの備品等のことについてのご質問をいただきました。まず見通しの良い交差点での事故が非常に多いということで、議員の近所である町道の横道原横断線を例にとりながら、安全施設の面はどうかということについてのご質問でございますけれども、町内のまあ全体的な交通安全施設につきましては、見通しの悪い交差点やカーブこれなどは学校PTAや耕地総代さんを通じて地元の要望に応えながら、カーブミラーそれから停止線・標識等の設置をしております。

交通事故が発生した場所についてはその都度点検を行いまして事故の原因について警察当局と現場での検討をして対策を講じておるということでございます、特にあの今議員からもご指摘がございましたが当町の事故の発生の特徴としていつも通って折る慣れた生活道路での事故が非常に多いということが言われております。また統計も事実そのようになっておるわけでございます。その原因のひとつとしてまあ当然のこの運転者の不注意がほとんどであるということでございます。今のその朝のラッシュの勤務に就く時間の気持ちの焦りというようなこともあるかと思っておりますけれども、そういうことございまして、この運転者の不注意がほとんどであるというふうに思っております。ましてや見通しの良い交差点については言うに及ばずであるわけでございますけれども、で、逆にそうした見通しの良いところでは、交通安全施設での不備で事故の原因というものはほとんどないというふうに警察とも検分をしながら整理しておるわけでございます。したがって、見通しの良い交差点での事故の多い場所については、その原因をもとに交通安全施設に欠陥のある場合には改善をしましりますけれども、やはり基本は交通安全意識の高揚を図るような安協、交通安全協会とともに十分啓発活動を中心に、この不

注意な事故によるところの事故防止というものをやっぱりきめ細かく繰り返し繰り返し啓発をして事故防止を訴えていく必要があるという、こういう認識で現在おるわけでございます。

それから次に、交通安全協会まあ飯島支会ということになるかと思っておりますけれども、この活動が十分に住民にまあ周知されているのかどうかということでございます。これはあの1つの外郭団体と申しますか独自の財団法人の団体でございますけれども、伊南交通安全協会飯島支会の活動につきましては、交通事故のない安全で快適な交通社会の実現のために、本年度の目標を年間の交通死亡事故、伊南この4ヶ市町村では3人以下に抑えていこうと、こういう重点目標として掲げております。そのために高齢者の交通事故防止のための安全講習会や、それから夜間の反射たすきの着用の推進を重点目標に掲げて、年間の事業計画に基づきまして行政も含めて日夜献身的に取り組む中で活動されておる実態でございます。

このお話ございましたように、安全協会は行政組織とは違う民間団体でありますので、その活動費用は各世帯から年会費という形で協力金をいただいて運営をしておるわけでございます。またあの役員についてはその都度耕地の推薦によって役員が選出をされて、日常積極的な事業を実施しておるわけでございます。もっともまあ住民の身近な団体のひとつとして、十分に交通安全協会そしてその活動に対しても認識をされておるものというふうに理解をしておりますけれども、なおまたこれはあの交通安全にかかる目標というものは安協であろうが行政であろうがそれぞれの組織企業であろうが、同じこれは共通の認識で、抑止目標に沿って努力をしていかなきゃならん問題でございますので、警察当局とも含めながら十分な連携をとりながらその対応に全力を挙げていきたいというふうに思っております。

次のご質問でございますお陣屋まつり、このまあ振り返ってのまあいろんな諸問題で、かねてから申し上げております今25回の今年度をもってまあ終了する、そのひとつの考え方に関連をいたしまして、あの与田切公園でございます野外ステージ、この状況あるいは備品の現況ということでございます。与田切公園の野外ステージは平成6年度に建設をした与田切公園整備事業のひとつの施設整備として設置したものでございます。当初からの利用状況につきましては、すでに10年以上経過しているために詳細な利用状況は不明でありますけれども、最近では年に1回程度の利用状況となっております。また備品についてはあの音響設備があったわけでありますけれども、やはりあーした施設でございますので管理上の問題もございまして、それから利用頻度の問題もあって、やはりあーした備品をさらしておくというわけには参りません。従って有効活用を図るために現在は中学校の要望等もございまして、中学校に移設をして現在音響装置として利用をしておるという状況でございますのでご報告を申し上げておきたいと思っております。

それからお陣屋まつりの問題点ということでもあります。ちょっと振り返って申し上げますが、お陣屋まつりは江戸時代の190年間にわたったこの天領地としての幕府直轄の飯島陣屋これが置かれまして、この地方の政治経済文化の中核をなして、さらには明治の維新後には廃藩置県等の政策の下で伊那県庁が置かれていた、こうした歴史の唯一の歴史をしのびながら、当時のにぎわいを彷彿させるお祭りとして昭和57年に当時の青年会青年部の皆さんによって創立されました。まさに下からの盛り上がりで作り上げ



たこられたそれがお祭りの発端でございました。以来まあ少しずつ形を変えながらも、当町の夏の風物詩として町民に親しまれてこの夏の季節を伝える祭りとして、提灯お輿、最大時13基ほどあったかと思えます。それから駿府静岡から飯島間を往来した代官行列の再現、それからお陣屋太鼓、お陣屋踊り連、古代伝統の獅子舞、その後まあ子供神輿等も参加してにぎやかに開催をして昨年まで24回を数えるに至ってきたわけでございます。

その一方でですね、ここ数年来お陣屋まつりの見直しということが非常に多く言われるようになりました。昨年の第24回の開催をするにあたりまして、当時の実行委員の皆さん方でお陣屋まつりのあり方検討委員会をこれを受けて何回か開催をし、検討をした経過がございます。主な論点と申しますか問題としてはやはりこの一部のエリアでの特に商工会議のお祭りではないかというようなイメージ、それから飯島区のお祭りではないかというようなイメージの感が非常に強いと、結果として飯島町全体のお祭りとして定着をしていないという意見が出されておりますし、それからそれも行政に事務局等主体も移った中で行政主導の押しつけ的な部分が非常に色合いが強いではないかと、協力をさせられているという感が非常に多い、強いということも言われておりました。で、まあ役場・農協・商工会の三者主体のお祭り運営にはやはりこうした時代の流れとともに限界がきておるのではないかと、同時に祭典予算の問題、なかなか厳しい予算の状況の中で町もちろんでありますけれども、商工会等もこの予算の縮小とそれに伴って、各戸の負担の増額もなかなか望めなく難しい、こういうまあいろんな問題が出されてまいりまして、同時にまたこうした考え方を町全体のイベントとしてとらえていくに、他のイベントとも比べてどう判断をしていくかということの検討の中で、中期総合計画の策定に当たってのこうしたイベントに関するアンケート調査、意向調査を実施しております。

まあこれはすべての行政全般についての意向調査の中の一部であるわけでありまして、で、圧倒的に多かったのがこのお陣屋まつりの見直し、一時中止というような声が非常に、各年層それから特に外周的な地区が当然のことながら多かったわけでありまして、そういう意見が出されました。当時、その辺を相対的に、じゃあ祭りの運営等をどうするかという結論には至っておりませんでしたけれども、今年の飯島町50周年この節を迎え、祭りもまあ25回目となるのを契機にいろんな状況判断をしたうえで、私としては見直し期間を設けたいと、とりあえず中止をしてもういっぺん違った盛り上がりの原点の中からこのことについて考え直していくべきであろうということをお願いして今日に至った。したがって今回の今年の25回目を持って最後にそのふさわしいお祭りにしていただきたいということをお願いしてまいりました。すでに3月の議会やそれから区長耕地総代会それからいろんな、集まる機会にも申し上げておるわけでございます。したがって、今後地域からのまた住民の皆さん自らの発想によるこの盛り上がり、ハッキリときちんとした目的意識を持った新しいイベントとして持ち上がることをぜひ期待しておるといふ考え方で現在おるわけでございます。私としてはそうした考え方で今現在おりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。1回目のお答えとさせていただきます。

それでは2回目の質問を行います。先程答弁の中で町としては、見通しの良い交差点の安全施設につきましては信号機、道路標識、カーブミラー、停止線あるいは停止文字

竹沢議員

の止まれだ等含めまして、そういう施設を十分してあるということでは問題ないかと、加えて安協と協力して啓発活動を推進していきたいんだという答弁があったところでもありますけれども、私の方から新しい見通しの良い交差点に必要な交通安全施設について提案をしたいというふうに思ひます。あのこうした交差点での事故は確かにその運転者の出勤時慌てているとか、わき見をしてしまうとかいうのと多分その平常時にです、そういう交差点をこう一旦停止をしなければいけないのをあまり一旦停止をしないで、そういう癖が日常あるとか、そういうことも含めて起こりうるものであろうというふうに想定するわけでありまして。

そこで、目で認識するところの交通安全施設というのは確かに整備されているわけでありまして、運転者の自動車などに振動を与えることよって危険を察知させる施設こうしたものは必要ではないかというふうに思ひます。最近あの駒ヶ根市などで死亡事故が起きた交差点などに、視覚により喚起させるカラー舗装の施設などもありますけれども、これもひとつの方法かと思ひますが、例えばですね、三三七拍子、塩尻インター付近であの高速道路にありますけれどもこれはあの舗装をカッターをして車に振動を与える方法であります。これもあのひとつの方法としてどうかということでは検討いただければと思ひます。それから先程申し上げたカラー舗装です。これはまあちょっと費用がかかりますので、これもまた財政的に許せば検討してみたいかと思ひますが、私もうひとつ提案したいのは安価でできる方法としてセンターパイプレーターの設置であります。これはですねあの幅15センチくらいのイボイボのセンターラインでありまして、高速道路ですとか主要幹線道路のセンターラインのところに敷設してありますので、誤って中央センターラインに寄りますと車にポコポコポコといふ振動が伝わる、そういうものでございますけれども、このパイプレーターに乗りますと振動が伝わるわけでありまして、これは先程申し上げたような交差点にもですねセンターライン引いてないところですので、要するに停止線より手前に何本かそういうのを横に引くという施工方法でどうかあということでありまして、こうしたのをドライバーが感知することによりまして、普段だと徐行運転で行ってしまう人が必ずそこで一旦停止をして交通事故を未然に防止することができるという、そういう効果が多いに期待されるのではないかと思ひます。この危険な交差点また見通しの良い交差点を含めまして総点検していただいて、センターパイプレーターの設置をすべきと思ひますがいかがか、検討をいただきたいと思ひますので見解をお願ひします。

次に安協の活動の中で、町長答弁もあつたところでもありますけれども日ごろから日夜交通安全の街頭指導また啓発活動各種イベントの交通整理や町道などのセンターラインや停止線引きなどの事業を行っておりますし、近々には安協として高性能の反射材の設置も計画されているやに伺つておるところであります。

また加えて行政とまあ一体となつて町道の危険箇所の点検なども行つているやに思ひますけれども、これはその交通安全という目的だけではなくて、通学する子供やお年寄りのことまで含めた防犯、安全、安心のまちづくりの視点から取り組んでいるものと思ひます。

よろしいですか。こうした活動は町は認識するとともに仏石踏み切りのランドセルひったくり事件など、そうした事件が起こつたときにその総代や区長などを通じて危険調査するというのではなくて、町が安協と日ごろから連携をしあつて危険箇所の点検を

行って改善をするというそういう活動がやっていると思いますが、その何か事件が起きたらやるのではなくてその日常的な活動・取り組ということが求められておると思うわけですが、いかがでしょうか。

それから町も高齢化が進むわけでありまして、安協としても高齢者のための安全確保ということがテーマになっておるわけでありまして、歩行者にその蛍光塗料を施したところの反射材のたすき、これは町民の皆さんどのくらい持っているか実態をちょっと把握しておりませんが、現実多分個人がこうしたものを用意する事になっているかと思うんですが、これはあの町で反射材のたすきをですね所有の状況を点検して、例えば補助を出して交付するとか、あるいは安協でこういう物資を斡旋するとか、何らかの方法でそのたすきを高齢者の皆さん全員に渡るように準備し、また着用していただく、ということによって高齢者を交通事故から守っていくという取り組みが必要ではないかと思うわけですが、その点についてもお尋ねをいたします。

それからすでに山久耕地から要請が上がっているというふうに認識をしておりますけれども、町道山久線と伊那の中道の交差点、この役場西のお膝元ですね、歯科医療機関との間の交差点ですけども、ここはあの東西に歩道がずっとついておりますけれども、ここに横断歩道がないですね、これはあの地元から横断歩道を設置するように要請が多分、町の方に上がっていると思いますが、これはいつやるのか見通しについて答弁を求めます。

続いて夏のイベントについてであります。先程4点にわたってお陣屋まつりの総括の答弁がありました。永年やった中でお祭りそのものは一部のエリア、商工会あるいは飯島地区などに偏ったお祭りではなかったことではないか、また行政指導による押しつけのお祭りであったのではないかと、予算各戸の負担問題を含めた財政問題、4つ目中期総合計画のイベントアンケートによるお陣屋まつりに対する消極的な意見が多かったと、というようなことなどを含めましてとりあえず中止ということになったわけですが、そこでお陣屋まつりに代わる夏のイベントについて提案をしたいと思えます。

自立を目指しました飯島町を情報発信するのにはやはりこの夏のイベントを継続していく必要がまずあるというふうに思うわけでありまして、先程質問した野外ステージの利用状況につきましては飯島町の宝でありながら年1回程度の利用状況でありまして、有効に活用されておりませんが、またその存在も町民の皆さん十分認識されていないのではないかとこのように思うわけでありまして、そこでですね与田切公園の野外ステージをおおいに活用してイベントをやったらどうかということでありまして、このステージを貸し出しまして夏の町民音楽祭と題しまして次のようなことをやったらどうかということで、飯島町発信発祥の下であります琴伝流のいくつもの大正琴のグループがあるわけでありまして、この皆さんの発表、それから3つのグループの信州飯島お陣屋太鼓、それから先般若い皆さんを中心として文化館でコンサートを行いました、町内にいくつか音楽バンドがございます。まあこうした方々、それからファゴット、フルートのクラブも最近活発に行っています。それからハーモニカそれから中学校の吹奏楽、それから小学生から高齢者までの合唱クラブがいくつかあるかと思いますが、女性の方も含めてこれらを含めた飯島町町民音楽祭というのをやったらどうかということこれは昼間の部であります。

夜になりまして、花火の夕べと題しまして町内に花火の製造業者がありまして、これ

らと協賛をいたしまして、ひとつはコンピューターで音楽に合わせて打ち上げる花火、このミュージックイリュージョンと申しますがこれと大三国または加えて手筒花火などの夕べを企画して、町民の皆さんに観賞していただき、町外に情報発信したらどうかと思うわけでありまして。

町民音楽祭の方でありますけれども、これにつきましては町内の児童生徒からお年寄りまでいろんなグループ団体含めまして練習の成果を一堂に会して発表願うことによりまして、音楽関係者の発表の機会と同時に町民の皆さんに音楽を、ささやかな文化を親しんでいただくということに意図があるわけでありまして。

それから花火の夕べですが、まあそういうわけで、今はありませんが昔はもう1社余分にありましたが花火の業者あるということでこういうところも町のひとつの特徴かと、そういうところに目をつけて花火製造業者に協賛をいたしまして先程申し上げたミュージックイリュージョンですがこれはあの千人塚祭りの花火のときに水中花火です。ねえ1番最後にあげる花火のことをいうわけですけども、やり方としてですね例えばですね2業者ありますが、新作花火の発表の機会というふうにまあとらえてもらって、費用は業者負担で町民の皆さんに見ていただくようなことを交渉して行ったらどうかということでありまして。

そうは言ってもお金がかかるということなればまあ費用負担はやむを得ないと思えますが、それから三国というのですがこれも文化的なものでありまして、町内11社の神社の秋の例大祭には必ず大三国が打ち上げがあるわけですけども、これはあの歴史的にはですね三河の方から発生した文化で、駒ヶ根市・宮田村・大田切川まででこの文化が止まっていると、これから北はあまり大三国というのはないというのが、当時宮田村の郷土歴史家の向山雅重さんから聞いたことがあります、そういう意味でこの地域の特徴的な歴史的な文化だというふうに思うわけでありまして、で、この三国の文化を伝承する必要があるのではないかとこのことでありまして、そこで飯島町は充実のまちづくりを重点戦略として住民協働の町づくりを進めておるわけでありまして、この4つの区単体にまちづくり委員会を立ち上げる計画があるわけですが、そこで大三国はですね4つの区で松の木をくり抜いて火薬を詰めて三国を作りまして、与田切公園へ持ち込んでこれであの打ち上げて、これをみんなでこう例えば順位を評価してね、比べてみるとか競ってみるとかそういうこともどうかと思います。それから手筒花火ですけど我々もよく作った経験がありますが、例えば耕地単位で有志によって上げてをどうかということ、それから清内路の花火は有名ですけどこれはあの、手で持って上げますと危険ですので、そういう方法じゃなくて固定式で手筒花火を上げるというようなことをやったらどうかということでありまして、あのいろんなことが考えられますがあの今までのお祭りの反省を生かして、出演者の日当たとか食事とかこういうものは全部自前でやるということで、まあ保安警備・駐車場の整理等の方の分は費用負担をするというようなことでやったらどうかということをお考えのわけでありまして。

で、この組み立てとして各区・耕地などが母体になりますが、まず4つの区の中でこうしたお祭りをやりたい人を公募をかけまして、公募による実行委員を構成して、まあそこに組織として耕地とか区を上乗せして、また行政にも若干財政面等加えてかかわっていただいて、その担い手、ある音楽関係者、それから花火業者こうしたものを含めたイベントとしてやってみたらどうかということをお提案するわけでありまして。これはあくま

でも案ですので、こうしたことについて町長どう思うかお尋ねをしたいと思います。

常に申し上げておりますように充実してキラリ輝く飯島町ということをつくっていくためには、やはりこの夏のイベントを形を変えてもすねえ継続してやる必要があります。先般斑鳩の町長もやっぱり続けるべきだというふうに申しておりましたけども、飯島町を元気にしていく町民の皆さんと共に盛り上げていく、内外に情報を発信していく、それから町内にあるこの公共施設の宝物を大事にして、みんなの共有財産としてより効率的に生かしていく、そういう視点からご提案をいたしますので見解をお願いをしたいと思います。

以上2回目の質問であります。

竹沢議員の2回目のまずあの交通安全施設の問題でございます。

まあ危険箇所等についてはそれぞれの必要な対応をしながら、施設整備も含めてやっておるわけでございますけれども、であの特に見通しの良い本人のまあ運転の責務の中でこう出てくる交通事故の対応というのは、やはりこれはあの繰り返し繰り返し安全運転意識の高揚を図ることがまあもちろん主眼であるわけでございますけれども、現実問題としてそうした場所で繰り返し繰り返し事故の起きるということについては、やはりこれはそうしただけではなかなか解決できない問題であるというふうには私もそういうふうに思っておりますし、今具体的にそうしたあのご提案もいただいておりますけれども、これまでも行政といたしましてもそうした部分に例えばカラー舗装の問題であるとか、それから今センターバイブレーターのお話も出ました。それから溝を掘って少しタイヤの振動を与えてその喚起を促すというような問題、あるいはまたあのゼブラ状にしてそうした少し注意を喚起を促すというようなこともいろいろあの試みとして今一部のところでやとる部分もございます。なかなかちょっと思うような結果が出ていないというふうには聞いておりますけれども、そうした取り組みの状況について所管的には総務課の部分と建設の部分とございますけれども、それぞれ担当課長の方から若干現況申し上げて、やはりあのそうしたことも試験的に入れていく必要があると、それでその結果を持って良ければまた推進していくことも必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから山久線の横断歩道、ちょっと今総務課長に確認しておるんですが、具体的な場所と部分についてちょっと私承知しておりませんので、また総務課長の方から答弁いたしますけれども、現況判断をして必要があればこれはまた警察の方にもお願ひをしていかなきゃならんなあというふうに思っております。

それからお陣屋まつりに変わるイベントとして、新たなまあご提案をいただきましてまあ敬意を表する次第でございます。あのかねてから竹沢議員の方もこうしたあの夏の風物詩としての位置付け、それからまたこれからの町の活性化や住民協働の参加町づくりを進めていく上では、やはりこうしたあの財政行政だけの問題で論じられるものではないということは私も十分承知しております。

でまあ夏の音楽祭を全国に発信していったらどうかと、特にまあ町はそうしたあの琴伝流の琴の発祥地でもございますし、非常に広く浸透しておる部分、それからそれに加えての最近のフルートの問題やら、そうしたものを総参加でやっていくようなご提案、それからもう一方では、やはりこの伊那谷の文化である花火文化、これは上伊那の中では現在飯島だけにしか、多分この花火製造工場というものはないだろうというふうに思

っております。これはまた新しいインパクトを与える中ですねえ新作発表、この間もあの千人塚の桜まつりの中では新作発表というようなこともありましたので、非常にあの斬新的な花火の競演ができたというふうに私も見せていただいて思いました。新しいまた評価もいただいております。その点も含めてすねえ古来からある三国というものをさらにまたボリュームアップしてというふうないろいろな構想の中で、今少しこの遊休的な施設としてある野外ステージ、これを利活用するためのひとつの手段ではないかということと、含めてそうしたご提案をまあ一応お聞きしたわけございまして、また十分検討してまいりたいと思っておりますが、ただ一方あのじゃあこうしたものをまた新たに立ち上げていくということにつきまして、だれがどのように先導を切ってそれから企画し提案し呼びかけて、そして財政負担はどうあるんだろうか、というような非常にまたこれは1年だけの問題ならばそれで済むかもしれませんけれども、持続的にそのことを続けていくということになりますと、非常に慎重な上にも多くの皆さん方の合意と目的意識を持った位置付けがきちんとしたものが必要であるというふうに思っておりますので、そうしたことを踏まえながら、ただこれからの新しいまちづくりの中には、そうした住民提案というものが非常に貴重な形として必要でございますので、ぜひそれぞれの立場でまた、今日もテレビ中継がされておると思っております。それぞれに住民の皆さまと受け止めていただいて、是非ひとつ私としてもさっきも申し上げましたけれども、何らかの形で住民のパワーとして生まれてくるものがあれば大いにそのことを期待したいというふうに申し上げております。

その上に立って町も行政として側面支援できるものはしっかりしていこうと、でひとつの町の活力というものを違った形でまた生み出していく、というふうに思っておりますので、ご提案をひとつつぶさにお聞きをしました。十分それぞれにまたひとつ検討をさせて頂きたいと思っております。その他のことにつきましては担当課長の方から申し上げます。

それではあの交通安全施設の整備の関係、それから安協との日常的な交通安全の啓発活動等についての質問について少し補足させていただきたいと思っております。

飯島町の安全協会との皆さんとの連携については常に担当係長を窓口にして連携をとるように努めております。特に年間の交通安全運動、それからそれ以外の安協独自の活動等を通じて安全活動については周知をしていただき、また活動も活発にやっておっていただくということで、非常に町としても感謝申し上げているところであります。まあそういうことで春と秋各地域の安協の理事の皆さんが地元の危険と思われる交差点等について路面表示をするなり、そういったことで、運転の皆さん歩行者の皆さんに安全を呼びかけるそういった活動も地道に続けておっていただくわけでありまして。

特にいままでのあの交通安全の中心的方向としては、交差点を見通しのいい交差点にしようということで、かなり建設サイドあるいは住民の皆さんの協力を得て交差点改良、それから路面の改良を今まで中心的にやってきましたわけです。只今議員の方から申されましたように、それが逆に交差点の事故が発生する箇所ということで逆の目に出てきているということで、果たしてこれ交差点改良あるいは道路整備が交通安全に有効なのかどうかちゅうこともやってみて非常に残念に思うし、いたちごっこだという概念として思っております。言ってみれば最終的には個人の意識の問題と、自分で安全にそこを走ろうというそういう意識を常に持ってもらうことしか、もう最終的にはないのかな

町 長

総務課長

あとというふうに思います。そうはいつでも住民の皆さんから要望がある箇所については、反射鏡それから路面表示あるいはガードレール等、町の予算の範囲の中で、できるだけ地元の要望に沿った中でその実施をしておりますので、今後その方針については変えないつもりであります。そのことでは安協の皆さんとまた意見交換をしながらやっていきたいと思っております。

それから山久線との交差点の問題、PTAの方からも中学校の裏の交差点について横断歩道の要望が昨年確かありました。警察の方へもその旨を伝えてあります。ただ警察の方で正規の横断歩道するについては、交通量の問題、いわゆる車と人との交差する場面ですので、そちらのバランスの中で公安委員会の規制をする横断歩道にはちょっとなり得ないという判断をいただいております。ただそういう箇所については安協の方で二本線を引いて、ここは人が横断する箇所ですという表示はしてもいいということになっておりますので、その辺は安協の方にも伝えてありますので、地元の皆さんの必要に応じてそういった表示も今後お願いをしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それからあの路面へのセンターパイプレーター等につきましては、建設課の方の道路管理の問題もありますので、そちらとの協議をする中でより有効的な手立てがあればまた警察等の意見も聞き実施をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

建設水道課長 今の交差点での施設でございますけれども、いくつかの方法があるわけで、溝を掘ってその振動を与えると、またあのカラー舗装そして今の言ったパイプレーターこういうような方式もいくつかあるわけで、その溝の掘る関係につきましては町道の舗装の圧ではちょっと無理だという状況でございますので、今いうカラー舗装かパイプレーターというそういう施策をとっていくことの方がいいんじゃないかなあということでございますのでお願ひをいたします。以上でございます。

竹沢議員 巷ではあの高坂町長は2期目も出馬をしてほしいという意見も多くうかがっているところであります。日夜努力されていることは評価はするわけですが、私もこれで議員として5回目の一般質問を行いました。過去に実行していたものもありますが、検討すると答弁いただき、まだ未実施のものもあるわけであります。あの一般質問に対する町の取り組みの仕方として思うわけですが、通常一般質問がある場合に議会の前に課長会を開いて理事者と協議をしてまあ対応策をとるわけですが、それは十分時間をとっていらっしゃるように思いますが、議会が終わった後の答弁した後の課長会での対応というのは短時間で行事予定と一緒にさらっと流してしまっているという実態があるやに思うわけであります。

そこであの一人ひとり議員が一般質問をしたその答弁にも町長としての責任があるわけですので、もう一度その答弁したことについて課長会でよく確認をしてですね実行できるものは指示をして実行する、ダメなものは先送りするとかいうことで、そうした後のアフターケアというか、そういうものもないと、このなかなか継続性というものはなくなっちゃって、あの同じような質問を他の議員がまたするとかね、そういうことになりかねないわけであります。

そういう意味で、私および他の同僚議員の質問に対する町長答弁、それからその後の町長の行動というものを町民の皆さん含めて厳しく見ているということ十分に認識し

ていただいて、その今後における町長執行町政の執行にあたっての決意を最後に求めて質問を終わりたいと思います。

町長 まああの誠心誠意お答えをしておるつもりでございますけれども、できることそれからできないことそれから検討をしてその結果でまたできることとできないことと、まあいろいろあるわけでありまして、いずれにいたしましても一般質問で出されたそしてまた答弁申し上げたことは、これはあのひとつの議事録にも載る大変まあ議会の本会議場での議論でございます。大変重く受け止めなきゃならないということでございます。であの結果としてここでその議論したことはそれだけということでは決してございません。その意味においてまた次の予算編成に向けそれから次の実施計画等のまたローリングの材料にもしていくというようなことでございますので、一層そうしたことの内容については肝に銘じてまた努力をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

竹沢議員 以上で終わります。  
ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。  
午後12時 6分 休憩  
午後 1時30分 再開

議長 会議を再開します。休憩に引き続き一般質問を行います。  
2番 宮下寿議員

それでは通告に従いまして午後最初の質問者として質問をいたします。  
まず自立による行政と町の業者の対応についてということで、最初に見積りや入札に対する行政の考え方及び業者側の対応はどうあるべきか、このことについてお聞きをいたします。

自立しうる町として中期総合計画の概要が各耕地で説明会が開催されました。計画の重点戦略として協働のまちづくりと人口増活性化対策があります。活性化対策の重点施策として商業振興や住民協働の中には住民・地域・企業は行政と共に取り組むとあります。このことをひとつの視点ととらえてこれからの質問をいたします。現在行政では公共事業などにおける入札だけでなく行政全般における物品購入などの見積りや入札について、どのような考えでいるのか、他市町村に聞いてみましても基本的には地元の業者を優先的に考えているという答えが返ってまいります。これはある意味一番優等生的な答えであります。確かに実行していることは私も認識はしているつもりです。しかしこれから言おうとしているのは、ただ単に行政を批判しようというのではなく、どうしたら町の業者がこれからも生き残れ、これからの行政に対してきちんとした形で優良な関係を保ち、町の形成に役立っていけるかということです。これから述べていくときに必ず問題となるのは、行政が執行していくうえで町民の税金を使うからには競争原理の下で有効な活用を行うという点です。その意味から言えばこれから私が申し上げることは外れてしまうかもしれませんが、しかしこれからの飯島町が今を維持し、少しでも活性化していくためには現状のままでよいのかと思ってしまうのです。

例えば建設工事については、おおむね指名競争入札によって地元の業者の方に落札されているようではありますが、物品購入においてはどうでしょうか。17年度の競争入札参加資格者名簿の物品製造等で町内業者は追加登録を含め31社ありました。これはさま

ざまな業種を含めてではありますが、支店・営業所を飯島に置いている会社が2社です。その他全くこの飯島町に置いていない町外の会社が追加登録で28社ありました。落札があるなしにかかわらず町内と町外がほぼ同数という、このことはどんな意味を持つのでしょうか。16年度ではありますけれども、会計室から出された消耗品単価契約の物品一覧表によりますと、46品目の中で町外業者による契約が27品目に及んでおります。私の聞いたところでは駒ヶ根市などでは市内に営業所なり無いと参加できないと聞いております。この違いはどういうことでしょうか。地元優先という意識はないのでしょうか。

ただここで申し上げたいのは、行政だけが悪いという気は全くありません。この状況で町内業者側にも積極的な行政への働きかけが常に必要であると思います。頻繁なセールス活動や仕入に対する努力は必要不可欠であります。しかし私も小売業を営んでいるのでよくわかるんですけれども、仕入に関しては自分の持っている仕入先だけでは限界があるのも事実です。昨今の実情では新しい仕入先を開拓するどころか、10何年、何十年も付き合いしてきた仕入先でさえ、経済的な面から支払いサイトの短期化を要求してきたり、あまつさえ、これからの部分においては保証金等を要求してくるような、そういった現実もあるように聞いております。そんな中でなかなか行政の要求に応えきれない面があるのも事実です。そのような中で、どのような努力をしていくかが課題となります。行政としてもそのような現実を把握をしていただきたいと思います。そのうえで、地元業者を育てるというような気構えで対応していくことが大切に思いますが、町長としてどのようなお考えを持っているのか、また職員の皆さんに対しどのような指導をしているのかお聞きしたいと思います。

次に、町内小規模業者の受注機会の拡大を図るための制度についてお伺いいたします。南箕輪村では平成17年度より小規模工事等受注希望者登録制度を始めたそうです。この登録制度は、村内の建設工事及び修繕の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどの理由により、入札参加の資格審査・指名参加願いを受けることができない方を対象に、村が発注する小規模な工事や修繕などの受注を希望する方の登録を受け付け、見積先の選定資料とすることによって、村内小規模業者の受注機会の拡大を図るというものです。対象となる契約は、財務規則の規定により随意契約によることができる予定価格が、小規模工事にあつては1,300,000円、修繕にあつては500,000円を超えないもので、その内容が軽易でかつ約束したことを実際に行うことの確保が容易であると認められるものとなっています。

飯島町としても、このように町内の小規模事業者に対して受注の機会を増やし活性化させていくための制度づくりはできないのでしょうか。ここでまた問題になるのがこのような制度を受ける側の意識です。例えば登録の方法で提出書類を書いたりそろえるのが面倒くさいとか、と、企業の協力会に入っているから仕事をもらううえで支障が出るのではないかとといったような考えを持ってしまわないかと私は考えます。

企業とはさまざまな中小事業者の集まりの上に成り立っていると思います。これからはそのピラミッドは維持しながらも、お互いに住み分けの意識を持っていくことが重要ではないかと考えます。規模の大きいものは企業が扱い、小さなものは直接中小事業者が扱うことによって、お互いが潤いきっちり税金も収めるという活性化が必要ではないのでしょうか。このようなサイクルを構築させる制度をつくる気持ちが町長にあるか考え

を聞かせていただきたいと思います。

この項目の最後でありますけれども、今後町が自立の継続をしていくうえで商工業者として、また一町民として、そして行政として考えるべきことは何かですけれども、自立の重点戦略の一つであります人口増対策、これはそれ以前の人工の減少を、まず食い止めることも必要な要素ではないでしょうか。飯島町で商業・工業・建設業を営んでいる方、工業の方は相手先が町外がほとんどではないかというふうに思われますけれども、まず個々の努力はもちろんのこと、異業種同士の連携の構築、これは農業との連携も含め、いかにお客さまに魅力を感じてもらえる努力と創意工夫を怠らない気持ちの継続が重要です。倒産や廃業をしてしまつては何にもなりません。そうなつてしまえば多くの人を巻き込み人口増などとは言つてられない状況を作り出してしまうのではないのでしょうか。町の形成の一翼を担っていることを絶対に忘れてはならないと思います。また一町民として考えるべきことは、重点戦略の協働のまちづくりへの参加はもちろんのこと、ここで私もぜひお願いしたいことがあります。

消費者としては少しでも安く良いものが買いたいという意識は当然のことだと思います。現在では近隣に郊外型のショッピングセンターが存在し、豊富な品ぞろえと価格が魅力となっています。小さな商店にとっては脅威以外の何者でもありません。その対抗策はないかと暗中模索が続きます。個店の魅力づくりこれが最大の課題であります。それが消費者である町民に伝わらなければ生き残つてはいけません。そこで何でもとは申せませんが、少しでも地元で消費するという気持ちを、私も含め、町民の皆さんにも持つていただきたいと思います。小さな積み重ねが町の形成の維持につながっていくと私は思います。

そして一方で行政として考えるべきことは何か。先にも述べたように商業・工業・建設業と、この飯島町で規模はさまざまではありますが、行政にもかかわっている地元業者に対して金銭的な支援だけではなく、地元業者を育てるといった基本的な考えを持って、町長として執行並びに指導していただきたい。この件について行政の長である町長にお伺いをいたします。

次に、子供の安全についてという件で、ご存じの今回の子供に対する相次ぐ事件の発生は、田切地区の有害図書自販機の撤廃の熱冷めやらぬ中で起こつたショッキングな事件であります。幸い被害にあつたお子さんに怪我はなかつたようですけれども、精神的なショックは計り知れないものがあると思います。それを考えると心が痛みます。事件にあつたお子さんたちの一刻も早い心の安定を願つてやみません。

今回の事件後の行政の対応は早く、現場の視察による事件の把握ができたことは大変意義があつたように思います。しかし問題は、今後の対応の早期確立にあると思います。小学校・中学校・保護者会・行政そして全町民による体制作りや、危険箇所や子供が登下校などで1人になりやすい場所の再点検を含め、早急な行動が必要ではないでしょうか。子供は本来、登下校など遊びや寄り道をしながら通つているものです。それが現在これからの季節、日が長いにもかかわらずそれもできないような状況にあります。

例えば、広小路のみんなの広場には、普通でしたらいつも子供の声が、きゃーきゃー言つたり、その声を聞くと私たちも安心をするわけですが、今ではすぐに下校しなければならぬということで、すごい、さびしい気持ちになっているのも事実であります。いつまでも子供の声が響いているような安心のまちづくりに向けて、一刻も早い対応が

町 長

望まれていると思います。全員協議会でお話があると聞いてはおりますが、この場での答弁をお願いをいたします。以上1回目の質問といたします

それでは宮下議員からいただきました2つの質問に対して順次お答えをさせていただきますと思います。まず自立による行政と町の業者の対応についてであります。ひとつには見積りや入札に対する行政の考え方、また業者の対応はどうあるべきかということについてでありますけれども、町が行政運営をしていく中で、入札あるいは見積りを徴する機会が随所に多くあるわけでございます。入札の場合は町では関係法令の定めるほかに発注のつど飯島町指名業者選定委員会を開催をして、指名基準に基づいて業者選定を行っているところでございます。当町の競争入札参加資格名簿には現在800社を超える、これは工事・物品等含めてでありますけれども、これをを超える業者の登録があるわけであります。入札の都度すべての業者を指名するわけにもまいりませんので、事務の合理化の観点からも、5社以上を指名するというこのルールによりまして、競争性が失われない範囲内で、通常の公共事業でしたら5社から10社くらいを指名しているのが実態でございます。また随意契約による見積りを徴する場合につきましても、関係法令および飯島町財務規則並びにこれらの要綱に基づいて適正に行っておるわけでございます。

また、これらに関しまして、地元優先との規定は明文化したものはないわけでございますけれども、今お話にございましたように、地元企業の振興というものは、まず最優先に胸に置いて対応をしていくようにということで、理事者以下そうした姿勢を持っておりますし、特にこの税をいただいてその税が地元の企業あるいは業者の中で還流をしていことが一番町そのものにとっては理想的であるというふうに私も考えておりますので、そうした考え方によって極力まあ職員もそうしたことをそうした目線でひとつ対応するようにということで、できるだけの対応をするようにということで指示をしております。

ただ一方、ご承知のようにこの入札制度見積制度というものは、最近とみに、この法律等でも競争性というものが非常に強く打ち出されれておりまして、このことがひいては透明性につながり公平性につながりという形になるわけございまして、限られた財源をいかに安価でもってその事業が推進できるかどうかということも、ひとつの自治体の行財政運営にかかってくるという、ひとつの側面がございます。したがって地元企業を優先しつつも、そうしたルールに基づいて、やっぱり、この入札見積制度というものは執行していく必要があるということを、ひとつご理解をいただいて、特にあの監査的な目線からも最近とみにそうしたことが強く求められておるということ、非常に一面、両立できないような難しい部分もありますけれども、そうした考え方で現在進めておるということをご理解いただきたいと思っております。

次に、町内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るための制度について、ということでございます。南箕輪の小規模の事業者の例も言われましたけれども、入札に関しましては今申し上げましたように、当町には入札参加の参加願ひ、競争入札参加願ひの登録業者でなければ参加できないとなっているのが原則でございますけれども、物品の製造納品等につきましても、町等の様式によりまして、小規模の事業者においても登録ができて入札に参加することができるルールになっております。しかしまあ公共工事につきましても、建設業法等に定めるこの建設業許可がいるというような一定の制約があるた

めに、小規模の事業者が入札に参加することは比較的難しくなっておるというのものもあるわけでございます。

したがって、飯島町におきましては、小規模事業者のためだけのこの登録制度というものはございませんけれども、こうした登録業者による業者選定を要する金額の最低額を、今年度から300,000円から500,000円に引き上げたというような改正もしてございまして、小規模の工事等においては登録を要さない事業者においても受注ができる機会を増加させておるというところでございます。でまあ南箕輪の例、出されましたけれども、町内でまあこうした例が、ご質問のような希望があるというふうには直接に私聞いておりませんけれども、そうした他町村では一・二例もあることは事実のようでございまして、したがって、公の工事となりますと施工能力の問題、それから一定の整った関係書類等の提出もやはり要求をされるというようなこともルールとしてあるわけありますので、非常にあの検討する事項も多いと思っておりますが、今お話のような考え方も大事かと思っております。したがって小規模事業者の受注機会は増加するような方向の中で今後検討をしてみたいというふうに思っておるところでございます。

さらにまた、今後町が自立の継続をしていくうえで商工業者として、また一般市民の立場としてそして行政の立場として考えていかなければならない課題問題ということだろうと思っておりますけれども、まあ私以下町政を担うものの使命は、施政方針でも申し上げましたように、社会の情勢がいかに変わろうとも、この町に暮らすすべての市民の皆様が安心して日々の生活を営むことができ、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくりまちづくりをすることが、これが最優先目標であり、課題であると思っております。

商工業者においてもしかりでございまして、お話にもありましたように、町内の事業所があるいはお店が、より安価で良質なものを住民の皆さんに提供できるならば、これに越したことはないわけでありまして。町民益とそれから一町民でもあるこの町内の事業者の育成のどちらかをとるかという二者選択択一の問題ではなくてですね、そういう捉え方でなくて、町としては今後ともそれぞれの事業ごとに最も適切な選択をしていく、というふうにご考えておるところでございまして、特にまあ商工業者の立場からも常にお客さんのこの顧客のニーズそれから時代の流れに対応したこの積極的な取り組みを期待しておるところでございます。

ただまあお聞きしますと、あの地元のお店・商店街から購入されるこのまあ滞留率というふうに言われとると思っておりますが、18%ぐらい現在、非常にまあこれは、あの、数字的には確かにこれでは地元の企業、将来継続できることは非常に難しいなあというふうに私も思います。したがって、町役場行政はもちろんでありますけれども、町民全員の方ができるだけ地元の店をかわいがっていただいて、いろいろあの、買い物客としてのニーズは多岐にわたっておるわけでありまして、そうしたことも含めてひとつできるだけ買い物は町内ですということ職員にも督励をしておるわけでありまして、公共物件の購入に対してもそういう姿勢で今後進めていくという形であります。一方でまた再三申し上げているように企業努力もぜひお願いしたいということかと思っております。

以上この自立の関連してのご質問のお答えといたしまして、次の子供の安全についてでございます。

今回の子供に対する事件の対策の問題でございます。今回の事件はご承知のように2件が本郷から小・中学校に通ずる、通学路として指定してある、人家の少ないところ、残りの2件が人家のあるところと、まあいろいろな形で発生をしております。全国的にも発生しておるほんとに痛ましい事件をみても、なかなかその発生場所を特定することは非常に難しく、予知予見のできないかと思えますけれども、逆に少しく陰のあるような場所であればどこでも発生するかわからない、非常に予断を許さない状況が随所にあるわけでございます。そこでまあ今回の事件を受けて町内、特に学校の問題でございますが、町内3校小・中学校3校では改めて通学路の点検を行うとともに、3校のPTA会員が協力しあって、自分たちの子供のために無理のない範囲で今できることをして、少しでも子供たちの安全を守る運動を進めていくというところを申し合わせたところでございまして、まあこうしたあの自発的な自助の活動に合わせて、地域の皆様のご協力を得るべく見守り隊の登録、それから子供を守る安心の家との連携、それから子供たちとの顔合わせ会等の実施をいたしておるところでございます。またそれぞれの関係者の話し合いの結果で、午後3時に防災行政無線で地域の皆さん方に当分の間毎日お願いをする放送措置をとってございまして、お聞きのように現在も続行中でございます。

まあ今後さらなる対応といたしましては、一つとしては犯罪のない明るい街をつくるという全般的なそうした雰囲気を作るということ、そしてそうした機運を醸成をしていくということ、それから具体的には子供の周辺をうろつくような不審者がいたらひと声かけて、警察にも同時に情報を常に入れてもらうというようなこと、またさらには子育て中の保護者をはじめ地域の皆様のご協力によって、通学路の安全な通行のための管理をやっぱりこれは自助努力でお願いしたいというふうに思っております。

これについてはまあ見守り隊や子供を守る安心安全の家などの直接的な行動に加えてですね、今年度から創設をした飯島町の協働のまちづくり推進事業の補助金の活用を是非お願いできたらというふうに思っています。地域との共同作戦の中で、雰囲気の明るい、こう光の射す通学路を作るために是非まあそうした形を考えていきたいということでございます。竹木の伐採等をこれに充てて行っていただくというふうに、現在いろいろとお話しをして進めておりますし、一部そうしたことに取り掛かっていただいております。さらには子供たちに自らのこの防犯能力を身につけてもらう、この防犯教育を実施するというところでございまして、まあいずれにいたしましても一過性のものではなくて長続きするような運動の展開がどうしても必要であろうというふうに考えております。

先日も本郷の育成会の皆さんが、事件のあった場所を中心に手作りの看板の設置や防犯灯に掛かった枝の切り落とし作業を行っていただきました。あの場所はさらにこれから地権者の協力を得て、沿道沿いの竹林などの伐採を先ほどの補助金活用をしていただくうえでまあ実施をしていただくということで、今具体的な詰めのお話しをしていただいております。

お話しございましたように、子供が明るく健やかに育つことはみんなの願いでありまして、こうした四季折々の素晴らしい環境の通学路飯島町のような環境の通学路の中でこうしたことをまあ心配しながら通学するなんてことは非常にまあ本意なことであろうかと思えますけれども、時勢が時勢なだけに気を緩めることができないなあというふうに思っております。

同時にまたやはりあの一番大事なものは家庭ではないかというふうに思います。地域ぐる

みで家庭も含めてこの健全に育つ環境を守る努力を一緒になってみんなでやっていくということだろうと思えますので、どうか地域の皆さんの力で、家の外で子供の声が聞こえるような地域づくりに協働してあたっていただくようお願いをする次第でございます。

ちょっと教育長不在でございますので、それに関連する部分も含めて私の方から総括的にお答えをさせていただきました。またあの一方で保育園の通園の問題もあるわけでございますけれども、保育園の通園は基本的には保護者がまあ送迎を行っていただいておりますので、まああの基本的には園児一人ひとりが通園することはありません。したがって学校の子供達と同じようなこの心配はあまりはないかと思えますけれども、今後まあ先般もお話しございましたように、東部保育園等々の統合の問題後の田切・本郷からの通園につきましても、現在保護者と話し合いを進めておりまして、基本的にはこれはあの町が用意する通園バスをご利用いただくということで安全対策は図られると思えますけれども、具体的には今後とも各保育園も含めて保護者と協力しあって安全な通園が確保されるように心がけてまいりたいと考えております。以上で第1回のお答えとさせていただきます。

それでは2回目の質問をいたします。

今あの町長の方からいろいろお答えをいただきました。確かに競争性と透明性はそれこそイコールの状態であるというのは私もそう思います。それは全くもって本当のことではあります。ただやはり町の中の商工業全部含めたものがどンドンンドン衰退していくということについては、やはりこれは何とか歯止めをかけなければならないということ非常に強く感じておりますし、自分でもやはり危機感というもの強く持っております。先程、滞留率が18%というような町長からのお話がありました。これは非常にほんとにあの商工会の中でもこれはほんとに問題になっていることであります。ただやはりあのひとつのこれはすべてではありませんが、これは私も当事者でありましたけれども、念願である広小路の拡幅、これはまああの田中知事とのいろいろな問題もありましたけれども、あの本当に私としてはよくやってくくださったと今でも思っておりますが、あのことによってそれまであった既存のまあ商店といえますかね、そういうものが高齢化イコール後継者不足等によりましてかなりまあ廃業といえますか、そういった形、あるいは移転されてしまったということで、だれもが認識をしているように広小路は商店街というよりも正直申し上げて住宅の中に商店があると、これは町民の皆さんも共通の認識であると思えます。

残された人間が今後どのように自分を守り、より発展的な考えを持ってやっていくかということが非常に重要になると思えますし、私の地域以外でも七久保地域・田切地域・本郷地域のどんな業種の皆さんもそれなりに一生懸命この大変な経済事情の中で生き抜いていると思うわけです。そういった面からしますと、現実町長のおっしゃっていることはわかりますけれども、是非ですね地元の業者を守るというよりも育てるんだという気持ちを持って執行していただきたいですし、いろんな業者に対しても見えた限りでは結構ですので指導をしていっていただきたいなと思えます。

得てして人は求めるだけで、今度は与えようという気持ちになかなか持てない、昨日の社協のボランティアの集いの中に、自分が受けている恩だけではやはりダメだと、自分自身がつぶれると、やはりプライドもあると、自分を必要としてくれるそういった形あ

宮下議員

るいは自分が出ていけるのであれば出て行って自分がされているのではなくて自分もするんだという、やはりそういうお互いの交互のキャッチボールといいますか、そういうものがあって初めて形成されていくものだと思いますので、1回目の質問の中にもありましたけれども、やはりできるだけ行政と業者のこの関係というのをいい意味で関係づくりといいますかそういったことをお願いしたいと思います。

次にですね、3月の定例会で一般会計補正予算書の中で、診療所のファクス購入についてありました。これは可決したものですので金銭や購入に関してとやかく言うことはできませんので、そんなことは申しませんが、購入先がどこか町長ご存じでしょうか。まあこれは私も聞いた話ですのでどうもその17年度の私の見た限りの入札参加者名簿には載っていない業者のことだったのではないかと、これはほんとに、はたして本当であるのかどうか、そしてまたある課のですね印刷機の見積通知書なんですけれども、これが3月15日付の発送で出されとります。普通に考えますとだいたい翌日の町内であればまあ16日につくとしまして、見積りを取るために地元の業者は今度は仕入先に連絡を取ったりするわけですね、そうしますと一般の普通の企業でありますと、まあ考えるに17日18日は土日ですのでこれはまあ普通休みと考えるとすれば、20日の月曜日の午前9時までに提出しろというのはあちよつと早急すぎるのではないかと、やはりもう少し余裕を持って通知をすべきものと私は思うんですけれども、まあ諸事情があったとは思いますが、やはりそういった部分、あのこれはひとつの例ですのでこれだけを私も追求しようという気はございません。ただやはりそういったものっていうのはやはり少しでも努力する業者が努力するためのある程度の時間というものも欲しいと思うんです。ましてや、なかなか仕入れ先が限られてくれば非常に厳しい中、それでも見積りに出そうという気概を持ってやっている事業者もあるわけですので、そういった配慮が欲しいなあというふうに思うんですけれども、どう思われますでしょうか。でまた、他では担当が変わってですね急に地元の業者を今まで使っていたいたんですが、今度担当が変わったことによりまして、形式的な見積りの提出だけでコロッと町外の業者になってしまうということがあります、ここ、どこと、私申し上げませんが、これではやはり地元の業者が育たないというのは当然じゃないかなあと、本当の詳しいところは、これは私もそこにいたわけではございませんので何とも申し上げられませんが、やはりこういったことはやっぱり少しでも少なくしていただけたらなと思います。

やはりその行政の側の姿勢と地元の業者の努力によって、良い関係を保ってこの町の発展というものに貢献するっていう、そういった形づくりをしていかなきゃいけないと思います。そういった意味でも、今上げたのは私が知った中での例でありますので、すべてがそういうことであるとは私も申し上げませんが、そういったことは町長としてどう思われるかということをお聞きをしたいと思えます。

それから今あの、登録制度ですね、それに関して町長にもお答えをいただいたわけです。まあ300,000から500,000円の引き上げで登録の、その、あれを増やすというお気持ちはよくわかりますし、ありがたい事だと思います。それによってやはり増加をさせる必要があると思えますし、まあ南箕輪できて飯島できないわけではないので、やはりそういったところをですね前向きに考えていただいて、やはりあの私ももともとは飯島の人間ではありませんが来て13年になりますが、業者っていいですか商工業者ですね、と見ますと、私も実際やっていますので面倒臭いって思うときがあるんですね、

それが一番飯島はよくないことだと、今までやってこれなかったし、今出されても先程町長がおっしゃったようにいろいろそういう能力だとか、なんとかってということによって、そういうまあ審査っていますかそういうものがいろいろ出てくるわけですね、そうすると面倒臭いと思うんですね、それが一番のやはり飯島の欠点だと思います。それと、持続力がないと、持続力がないんですね。始めるんですけれどもなかなか継続っていうものができない。例えばその店づくりひとつとってもこうしたいんだという中で、最初はやってくけれども、その後の長続きしないというところが非常に多く見受けられるような気がいたします。これは業者側の反省点ではありますけれども、是非ですね今後ともですね町としてそういった登録制度、これは商工会を使ってでもいいと思えますし、行政としてのある限りの情報を持ってですね、直接、例えばそういった業種の商売をされている方に直接そういったものがあるんだというようなものを配布していただく、そういったいわゆるまあ最初はすぐには答えは返ってこないと思えますけれども、やはりそういうのもひとつの啓蒙活動だと思うんですね、やっぱそういうことも行政としてはやっていただきたい、で、答えるのはこっち側だということですので、難しい面もあると思えますけど是非その辺も積極的な姿勢を持ってですねえ町長として指導していただきたいと思うわけです。

以上について私の意見等々ではありますけれども、今、町長に申し上げました。このことにつきまして町長の答弁をいただきたいと思えます。

町 長

宮下議員からの地元の中小事業者、特にまあお店やさんが行政との関係において中小企業地元企業の振興を図っていくことはもうこれは異論がないことで基本的な考え方でございます。

現在今までもご承知のように、商工会との政経懇談会の場であるとか、いろんな懇談会の場面もございまして、それから現場的な実務的な面も含め、所管課産業振興課が定期的に商工会の事務局と経営指導員さん等も含めていただいて、そうしたことに対する対応やいろんな考え方の意見交換をしてやっておるように聞いておりますので、ちょっとあの所管の課長の方から現状報告申し上げたいと思えますが、常にそうした感度でもってなんとかまあ、ひとつ、地元の地域の中小企業の皆さん活性化してそして振興して行ってほしいという姿勢でやっておりますので、またいろいろとまた具体的な面があるかと思えますけれども、企業のまあ、ひとつ、ご努力もいただいて、全体としてそういうふうな右肩上がりの方へ持って行ってほしいなというふうに思っております。

それからあのファクシミリのこの購入に絡んで、ちょっと見積りの時間もないこと等によって、地元の企業参加できない、しにくいという点もあったとような例もございましたが、あの、出来るだけ広く余裕を持ってそして企業努力の中で安価な良質な製品が収まるのが私ども一番の基本でございますので、手続的に間違っておるということではないと思えますけれども、その辺の実態と基本的な考え方を助役の方から補足をさせて申し上げます。

助 役

再質問に対する答弁でございます。

おおかた町長の答弁で事足りておるわけでございますが、若干細部に触れて申し上げたいと思えます。診療所のファクシミリの購入でございます。まあ3月中旬ごろというご指摘でございまして、まあいずれにしてもこの業者の選定につきましては庁内全体でやる選定委員会、それからまた比較的まあ金額の少ないものについては各課で課長



のもとに選定を行う、2つの場面があります。このファクシミリにつきましては住民福祉課、現在の住民福祉課でございますね、そういう所管で選定をされて手続きをされているものと思います。従いましてちょっと細部私もここで、まあ業者とかです金額についてしっかり記憶をしておりません。申し訳なく思っておりますけれども、その中で今町長から答弁がありました。やはりまあ業者の選定につきましては先程来申し上げておりますように、極力町内業者を優先し、さらにまあこのいわゆる見積り契約そういうものの絶対条件でございます、まあいわゆる公正性、透明性それからまた経済効果を発揮する競争性の発揮、これはまあ避けて通れませんので、そういう点を勘案しながら実施をいたしておるところでございますけれども、見積り期間のその設定に若干ちょっと問題があったというご指摘であろうかと思っております。

やはり今、何段階ものこの流通経路を経て納品になりますので、やはりまあ小売り業者とすればやはり仕入元の意向も大きな要素になってまいります。そういう点ではやはり適切な見積り期間の設定、これには十分配慮していく必要があろうかと思っております。今後この件につきましてははですねえ、また十分足らざるところは扶植して参りたいとこういうふうに思っているところでございます。

それから、この見積りの徴取先の選定でございますけれども、比較的安易なものは先程申しあげましたとお各課で行いまして、この折りにもやはり基本になるのは今までお取引ををいただいてきた業者が、やはり一番の基本になると思っております。その中に過去の取引の中で何か特異な事情がありまして、やはり選定を変えざるを得ないということがあるとなればですね、それがまた大きな要素になりますけれども、そうでない限りはやはり今までの実績を十分尊重してくるということだと思っております。

ちょっと細部に至っての内容を承知しておりませんので、まあそれ以上のご答弁はできかねますけれども、そういう内容をもって今後も慎重にまあ選定をしてみたいと思っております。それから南箕輪村の例を挙げられまして小規模工事等受注希望者登録制度のご質問がございました。大変まああの南箕輪としてもですねえ研究をされまして立派な制度を置かれておるというふうにも私思っておりますが、大変行政の区域内に業者が大変多い場合にはやはりまあ行政といえどもやはり町内の隅々にどういったぐいの業者が存在しておるのか、創業されたのか、なかなかその状況を把握ができかねますので、やはりこれは希望のある業者から登録を受けてリストを作成しておくことは大変まあ有効でもあり必要であると思っております。

で、飯島等ですねえ比較的この地域の狭い地域、私ども十分とは申せませんが、まあおおかたの事業者の皆さんについては情報を得ておるとい、まあ認識を持っておりますし、この登録をすることによりまして、先程来議員の方からもお話がございました事業者の中には、なかなか理解が得られずにですねえ、登録がなされない部分が非常に多いわけですね。一面まあ先程の物品調達につきましてもその域に至って登録がない、登録をひとつ、お出しいただけますかという場面がいくつもございます。ですからまあ一概に南箕輪の例をして飯島町の行政が改まるということもいかがと思っておりますが、要は町内あまねく業者が見積り徴取の対象になるデータがそろっておればよろしいわけでありますので、むしろそうした登録制度を置くことによって今、言ったとおり、登録のない業者が出てくる、選定が漏れる、こういうことも心配されます。この辺はもう少し町といたしましても南箕輪の例を参考に検討してみたいと思っております。

ございます。以上簡単でございますけれども追加質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

産業振興課長

それではあの補足の説明をさせていただきます。

まああの、町長答弁の通り、私どもあの、毎月商工会また金融機関と意見交換またあの情報交換をしております。その中の部分ですとねえ、このことについてということでありました。じつはあのまあ、商工業の振興ということにつきましては特に商業、非常に厳しい状況にあるわけで、何を何から手をつけていいかというような状況ですけれども、是非あの今お話のありましたことについてはですね、課題に取り上げて、私どもあの、町内の商業を振興する立場ですので、そのために何ができるか、今助役の答弁も含めまして検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

宮下議員

それでは質問というふうになるかどうかはわかりませんが、今町長はじめ助役そして産業振興課長からいろいろお話をいただきました。とにかくやはり飯島が自立をしてこれからも残っていくということは行政だけではできませんし、町民だけでもできない。その町民の中にいる業者なりサラリーマンの方も皆含めてそうですけれども、みんながやはり飯島町というものの形成の一翼を担っているんだというものは、やっぱり忘れてはならないと思っておりますし、その中でも商いをしていく商工業者においては特にですね、やはり自分たちもこの飯島のためになっているんだと、おれたちが商売をやっていることによって飯島町にもためになっているんだと、やっぱりそういった気持ちもやっぱり絶対的に必要だと思いますし、それをやはり見守ってくれる、やはり行政そして行政のやっぱりそういった姿勢がどンドンドンドン出てくることによりまして、やはり受ける側であるわれわれも、じゃあ、やらなきゃならないじゃないかというようになっていくと思われまので、ほんとにこれから継続的に、今町長のお答えをいただきましたけれども、継続的にそういったものを審議をしていただきながら、是非良い方向に向かっていただきたいと思っております。質問ではありませんが、これをもって質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長

8番 坂本紀子議員

8番

通告に従い健康で安全な食についてを質問いたします。

坂本議員

人は母のお腹からこの世に生まれて死を迎えるまで、食物を口から食べて栄養を吸収し、そしてお尻から排せつをするという行為を毎日繰り返し、体も心も成長し年老いてまた土に戻っていくということを何世代にもわたって繰り返してきました。人類が始まったころ食べていたものは何だったんでしょうか。木の実、草、虫それらは生きるためにそして空腹を満たすために食べていたのです。寒くなると1人では生きられません。1人集まり2人集まり知恵が生まれ文明ができ食物も変化してきています。木の実のころは歯は頑丈でした。歯磨きなどしなくても自然に食べかすがとれていました。砂糖という甘い食物がなかったのです。また食べ物を探すために知恵も生まれました。目・耳・鼻・手足を使ってよく歩き、よく見て、臭いをかいで、これならば食べても死なないという食物を、体すべてを使い、嗅ぎ分けていました。最初のころは道具もなかったのです。歩いていかれる範囲のもので手が届くところまで、木に登っても取れるところまで、そして食物に石を投げで取る、棒でたたいて取る、という道具を使うことを覚えていきます。人は最初自然界にあるその時にその季節のものを食べて移動しながら生きてきました。暖かいところでは移動することをやめ、定住して食物を育てて食べること

が始まりました。石器時代から弥生時代のお話です。これは人類が発達してきた歴史であり、人間が健康に生きるためのヒントが示されています。食物は歩いていかれる範囲の中のもので、今そこにあるものを食べ、固い物も柔らかいものもよく噛んで食べるということです。現在言われている食育と言う言葉はすでに明治時代に存在していたもので決して新しい概念ではないのです。

先程から述べてきました太古のころからの人間の発達過程のこのシンプルな、食べるという行為の本質が、1980年代後半から1990年代において経済の急速な発展とともに、食の多様化やお金を得るために忙しい生活を送り、料理の手間を惜しみ、外食産業やレトルト食品・冷凍食品など、加工食品業界を肥大化させてしまっていることも事実です。またコンピューターの発達に伴い、社会は第一次産業といわれる農林水産業者を必要とせず、ホワイトカラーといわれる人々に、賃金の上でも労働者数の上でも多くを望み与えてきています。国策として経済界から望まれれば、教育のうえでもそうせざるを得ない状態でした。農林水産業者に補助金を与えても教育の上ではそれらの人々がいることで食物が生産され、全国民が恩恵を受けているということの子供たちにもきちんと教えてこなかった面もあります。また消費者である多くの人々もお金で買えれば何でも買えるという、そのためにはお金を稼ぐ職業に就く必要性があり、本質からますます遠ざかってしまったわけです。

また特に日本は食物を工業製品と同じ品質で消費者が求め過ぎる傾向があります。ドイツで暮らした2年間私は各地ヨーロッパを旅行してみたものは、袋の中に入っている大きさまちまちのジャガイモや、ニンジン、インゲン、あるいは棚に並べられた野菜たちです。日本のスーパーマーケットと明らかに違う野菜売り場です。それはその国の人々の食に対する意識の違いが大きく現れています。日本のスーパーは美しすぎるくらい整然としています。しかし食物たちは生き物なのです。季節により土地により大きさ・形・色はそれぞれ違っていてもよいと私は思っています。日本は北海道から沖縄までその広さの中で十分に珍しくおいしい食材を手に入れることができます。また季節により同じジャガイモでも通年を通して手に入れようと思えば手に入れます。がしかし一年中トマトやキュウリを食べる必要はないのです。日本と似ている国はイタリアです。長靴の入り口はスイスとフランスにくっついていて、涼しいところです。しかしつま先は地中海に浮かび、通年を通して温かいところです。イタリアは日本より早くから食の運動を進めています。スローフードといわれ、かれこれ10年以上がたちます。ドイツは食とともに環境ということで、生産現場では薬物については厳しい基準になっています。

食育推進会議の中で18年の3月31日に発表された食育推進基本計画について、町長にお尋ねします。食についての町長の個人的見解と、今後飯島町としてはどのようにこの基本計画を行っていく予定があるのか、それは食べるということ、生産するということの両方の面からお尋ねしたいと思います。

次に食べるということについて担当課長にお尋ねします。出産間近の妊婦さん、また出産してからの子育て中のお母さん、そして子供たち、そして小学校や中学校・高校に通わせているお母さん、そして子供たち、また20代から30代の若者あるいは40代50代の壮年、60代から70代それから80代以上の人々、また独り暮らしの人々の食に対する意識、健康状態はどのようになっているのでしょうか。

か。またそれに際して健康障害が始まった人々に具体的にどのような指導及び手立てをしていますか。それとともに食物を生産する現場から見ますと、安全ということが近年特にいわれてきております。農林水産業は工業製品のように完全100%を追求しすぎると必ず自然環境を破壊します。農業では化学肥料と消毒を多用すれば地下水に残留農薬が検出されたり、食物に検出されたりします。魚や貝や昆布も採り過ぎればなくなり、養殖も飼育の仕方によっては海を汚すことがあります。自然界の中で多量に作ったり採り過ぎたりすることは環境を破壊するという意識を、食物を生産する人々は持っているのでしょうか。飯島町の生産者の人々の意識調査をしたことはありますか。またその結果はどのようなものだったのでしょうか。

生産地である飯島町ですが、こんな声も聞かれます。じいちゃんばあちゃんが作った畑の野菜は畑まで取りにいかなければいけない。土がついていてすぐには使えない。今食べたい野菜がないなどの理由でそこに畑に野菜があるのにもかかわらずスーパーで買ってしまふ。また作り手に言わせると食べてもらえない。こういった内容を耳にします。現状はどうなっているのでしょうか。こういった内容のアンケートはしたことがありますか。

大都市圏以外は生産地である日本ですが、生産者の減少に歯止めがかからないのは、国策としての農林水産業の扱いがあまりにも近年邪険にされすぎていると私は思っております。

農林水産省で出している2000年の小雑誌の中でこういう、一番身近な食べ物の話、というこういう雑誌があるんですけど、この中で現在の日本の状態を簡単に明記してあるところがあります。穀物の自給率は世界173カ国のうち日本は124番目で、1位はアルゼンチン。2位は書いてないんですが3位がオーストラリア4位がフランス、アメリカは17位、ドイツは22位となっております。食糧自給率はすでに40%を切っていますし、日本人の食べ物のために外国の農地が日本の農地の2.5倍も使われているというデータが載っています。また農産物の輸出額のほうが多い国は、ブラジル、オランダ、オーストラリア、アルゼンチン、アメリカで、輸入額の多い国は日本で320億ドル、イギリスで145億ドル、ドイツ105億ドルで食生活が変化してきたことがこのデータからはっきりと見えます。

自給率が高かったころは、ご飯中心のみそ汁と魚と野菜というメニューでしたが、現在はご飯は少なく肉を多くとったり、野菜を煮る・ゆでるといった料理より、サラダになり油を使う機会も増えました。肉とは牛肉、豚肉、鶏肉でありこれらの餌はトウモロコシなどです。配合飼料のほとんどは輸入によって賄われていて、料理の油は主に大豆になりますがそれもほとんど輸入に頼っているのが現状です。

気になることは口に入る直接の食物は遺伝子組み換えがなされている食品にはなっていませんが、家畜の配合飼料や調理用の油の大豆は現在遺伝子組み換えは禁止とはなっていません。安全という面から食物がだんだん遠いところに来ています。教育の中であるいは福祉の中で現在の日本の状態を町の人々に広く知ってもらおうべく何かやっているのででしょうか。以上1回目の質問とします。

坂本議員からは健康で安全な食についてということで、古代のまあ石器時代からの食文化のルーツに触れていろいろとお話をいただきました。まあそれは拝聴させていただいたということにいたします。現実的な飯島町での食の消費、それから特にまあ公共施

町長

設、それから生産面での両面からのお答えを現実的にさせていただきます。

まず中学校でありますけれども、家庭科の単元で1年2年で食物として17時間ずつ行っておるわけでありまして、給食の指導としては、地域食材の日、それから生産者と給食を食べながらの交流、栄養士の指導、教科学習の中では農業生産現場での見学、特産品の勉強、さらには総合的な学習の時間においては農作物の育成などを行っております。また小学校におきましても農業体験、農作物作り、収穫物の調理など地域の素材を生かした授業の工夫を生かして食育の大切さというものを学習をしておるようでございます。

また近年、子供たちの生活習慣の乱れが指摘をされております。経済成長とともに、この食生活、生活習慣の乱れておると、今お話もございましたけれども、こうしたいろんな食育に合わせて、早寝・早起き・早ご飯、この運動が提唱をされておまして、当町でも中期総合計画の目標に向けてこの運動を展開をして、家庭や地域の協力を得る中で子供たちの学習意欲、体力、気力の向上を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に保育園でございますけれども、保育園では保護者に対する取り組みといたしましては、給食便りにこの旬の食材や節分などの行事食の紹介、それから食事の量などの資料提供、またはアレルギー対策といたしましては保護者に献立表の点検をしてもらいながら、除去を必要とする献立は代替食を用意するというような工夫をしておるわけでございます。

次に園児に対する取り組みといたしましては、給食献立に行事食をできるだけ取り入れながら、保育士から節分などの説明をしております。調理を行うことは大変まあ重要なことと捉えておりますので、収穫祭やおやつ作りで調理を行ってもらっておる、また野菜の栽培も保育の一環として保育園内で行っておりまして、収穫祭の食材として利用をしておるということでございます。また全体の集会やクラスごとに食材を中心として食事に関する話合いをして、食事の重要性、楽しさというものを味わってもらうように努めておるところでございます。まあ、その他に子供の食事の様子を栄養士に伝えて、献立の参考にしたり、子供のそしゃく状況に合った調理形態を取り入れたりしておるということでございます。

それから次に高齢者に対する食育でございますが、高齢者にとって食事に関連する事柄すべてが自立した生活を継続するためには不可欠と考えておまして、介護保険事業の介護予防事業の一環として地域包括支援センターを中心に食の自立支援事業を行ってまいります。

また認定を受けられた一人暮らしで調理ができない方、この方には訪問介護員と一緒に調理をしたり食事を作ることが介護保険で行っておる、制度的には行っておるということでございます。

それからまた、母子保健事業として実施をしております食育でございます。妊娠期間から始まり思春期までを行っておるということでございます。現代社会は親世代の生活リズムの乱れが子供の規則正しい食リズムを乱しておるというふうにも言われております。当町でも3歳児で夜10時すぎに寝る子が4割近くいるということのようございまして、親も子ども朝食をとらない家庭がだいぶ増えてきておるというようなこと、そこでまあ子育て講座、各乳幼児健診、育児相談、訪問指導等の機会をとらえながら、若い親世代に食の知識の普及を行っておる、また調理実習も併せて行うことで母親の調理能

力を高めて、生活習慣病予防につなげる機会として進めておるところでございます。特に子育て世代に行っております、この子育て相談、子育て講座、小児生活習慣病予防教室等の事業を学校などの関係機関と連携をする中で行っておりますが、この充実を図り、今後も食育を含めた健康づくり子育て支援を乳児から思春期までの一貫した継続性のある保健施策事業として実施をしていきたいというふうに考えております。

それから次に、今度は作る方、生産する方でございます。飯島町で生産する安全安心な作物の農産物づくり、それと公的な機関での流通の現状ということに関連してのご質問でございますが、飯島町は平成16年の3月に策定をいたしました地域複合営農への道のパートⅢ、これによりまして1,000ヘクタール自然共生農場づくりを提唱して、その取り組みを進めておるところでございます。前議員のご質問にも関連しお答えをしておりますけれども、この事業の概要は現行の化学肥料と農薬に基づいた農法というもの、ボカシ等の高品質の土壌改良資材を活用しての土の力を再生することにあるということでございます。化学肥料や農薬の使用量を半分に削減した安心安全な農産物づくりを、町の全農地1,080ヘクタールに普及をして、町ぐるみで強いこの産地づくりを進める狙いのもに進めておるわけでございます。現在自然共生部栽培会を中心に、水稲、大豆、そば、果樹、野菜などの作物の自然共生栽培に30ヘクタール余の規模で具体的に今取り組んでおります。この取り組みを支援するために、低農薬、低化学肥料への移行を目指した技術指導や、試験圃場の設置、さらに農家の皆さんが病虫害被害の予防技術を習得をして、農薬等の無駄な使用を極力削減するためのセミナー等の取り組みも行っておるところでございます。

なお、本年が栽培2年目ということになりますので、本格的な推進に向けて販路開拓の取り組みが今後の大きな課題であるというふうに考えておるところでございます。

アンケート等も学校等で実施をしておりますので、また次長の方からご答弁させていただきたいと思いますが、町のおける農産物の公的機関での流通については、学校や保育園の給食が主でありますけれども、品目的には果実、キノコ、根菜類等が中心でありまして、自然共生農産物の使用の拡大は今後進めていかなければならない課題として考えておるところでございます。

そこで特に学校給食センターでございますが、飯島町で生産されている物資、農産物並びに上伊那郡市内で生産されておる農産物を限定をして使用しておるものがございます。その使用している農産物は米でありまた野菜類で、それからキノコ、リンゴ、イチゴが主なものでなっております。そこで現在米飯給食週3日学校給食をやっておるわけでございます。その食数は9,800食、これのお米につきましてはJA上伊那と契約したコシヒカリ100%をご提供をいただいております。野菜につきましては地域食材の日を中心に、旬の野菜をできるだけ飯島町で生産されたものを使用いたしまして、またキノコは年間を通じて町内の直接生産者から、またリンゴ、イチゴはその時期に選果場あるいは生産者から仕入れたものを行っておりまして、これは保護者負担の給食費というものが、保護者が支払いを負担している関係から、あらかじめ学校給食センター運営委員会の了承を得て、この地域食材として指定をして契約をして実施をしておるものがございます。

今年度予算においても、給食センターの炊飯器を7,000,000円かけて更新をすることにしております。今後も地元の米、給食センターで炊いて子供たちにおいしいお米をご

飯を提供をしてまいりたいというふうを考えております。まああの上伊那のブランド米というようなことで進めております。できればこの町内で直接生産されたお米を直接この給食で味わっていただくということがベターでありますので、その辺のところは今もう少し掘り下げて、具体的な考え方ができないかどうか検討させておるところでございます。

またこの食材の提供に関しては、保育園でございますけれども、主要予定量があらかじめ確保ができますこのキノコや芋、マスなどの食材は使用しておりますけれども、なかなかこの旬のものといいますと使用することがその旬々ではできませんけれども、季節によっては食材はまあ限られておるといようなことで、この辺についてまあ通年通してその季節の食材というわけにはまいらないというふうに聞いております。以上まあ食の教育の問題、それからこの生産現場からのひとつの考え方についてお答えをさせていただきます。

教育次長

それではあの具体的なご質問でございます、この食に対する意識の問題、それから健康障害、それからそれらに対応する手段、手だて、この問題でございます。私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まずあの、食に対する意識の問題でございますけれども、先程町長の答弁の中にございましたように、全国的に早寝、早起き、朝ご飯これがあの国民運動として現在進められております。これにつきましては、あの、最近の脳動学の中で非常にあの脳の中の解明が進んでおまして、まあ朝ご飯を食べてくるのが子供たちの学力にも大きな影響があると、こういったことが分かってまいりまして、まあそういった観点からぜひ子供たちに朝ご飯を食べて朝登校していただきたいと、こういった問題を含めていわゆる生活習慣の乱れ、こういったものを子供たちに正しい生活習慣を植え付けていこうとこういった運動が提唱されているところでございます。

早く寝て早く起きることが朝食を食べることにもつながるとい観点からでございます。そういった観点で各3校とも朝ご飯を食べてくる子供たち食べない子供たちについてのアンケートをした結果でございます。で、それによりますとまあ9割方以上の方が朝ご飯を毎日きちんと食べて学校に来られるということでございますけれども、逆に裏返しますとまあ時々朝ご飯を抜くとか、そういった人たちも含めると1割方の子供たちが朝ご飯を食べないで登校してきている実態もあるということから、中期総合計画の中でもこの問題をひとつの大きなテーマとして取り上げて、今後の活動をしていきたいとこういった方向示しているわけでございます。このまあ、朝ご飯を食べないことが即健康障害につながるかどうかにつきましては別といたしまして、現在あの健康障害という問題につきましては、特にあの小児生活習慣病こういった問題がひとつ大きくクローズアップされておまして、学校の関係につきましては、法律的には学校保健法だとか学校給食法に子供たちの健康状態を定める法律があるわけでございます。けれどもそういった問題の範疇を超えて、町の場合につきましては貧血検査を、例えば中学校全生徒を毎年行うとか、それからあと小学校におきましてもそういった6年生に貧血検査を行うとか、いわゆる学校保健法の枠以上の検査を実施いたしまして、その結果をもちまして現在の住民福祉課の方の保健センターとタイアップしまして、学校の養護教員と保健師さんたちの会によりまして翼の会というものを長年続けてきております。これにつきましてはその結果に基づいているんな知識を持ってもらったり、それから場合によって

は少し運動をしていただいたり、そういったことが必要な子供たちについて講座を設けて親と共に学んでいただくとういった機会を設けてきているところでございます。以上でございます

住民福祉課長

それでは成人病との関係なんですけれども、これによってまあこの結果によりまして食の改善が必要であると、こういった皆さんに対するまあケアの関係なんですけれども、これにつきましては栄養士によるまあ個々の栄養指導、食の指導また保健師による指導等を随時行っておるといようなことでございます。また不幸にしてまあ糖尿病とかまた腎臓病またそれによる肥満とか、こういった人たちのいわゆるについては病態別の健康教室こういったものを実施しております。その中でまあ食の改善とかまた運動、こういったものを併せまして指導を行っておるといようなことでありますのでお願いをしたいと思います。以上です。

坂本議員

では2回目の質問をさせていただきます

今ちょっと翼の会のことが次長の方から出ましたが、翼の会の資料は読ませていただきました。かなり10年以上前からデータを蓄積されていて、町の保健師の方また栄養士の方共々あのお母さん方、妊婦の方やまた幼児で子供を抱えているお母さん方とか、そのリフレッシュセミナーとかそれ以外の機会をとりまして、母たちと料理の話それから子供に対しての離乳食の話、まあどうやって離乳食をするかという話をしているというのを聞きました。

で、あのやはり年代が若くなると、あの今の母親の年齢層は30代後半から40代で第1子を産む方といっそ早くて18歳から22、23歳で第1子を産まれる方と別れていて、まあ年がやっぱりそれだけ立っている母たちは、お料理に関してはそんなに問題はないらしいのですが、やはり若いお母さんで母親にどうか妊娠中の方はあの妊娠中のときは問題はないのですが、生まれてからの離乳食においては、単純にお料理をするといってもなかなか母子家庭、核家族というわけではないのですが、料理の点ではまだまだ教えていかなければいけないということ、保健師の先生がおっしゃっていたことが、とても私の中では印象に残っておりまして、せっかくデータをこれだけ持っているのもっと総体的に学校といつかそういう枠を外して、福祉課の例えば成人病とか、そういう全体の中での町を挙げての、その、そういう食育といつか食べるということと共に、自分で料理をすることです。ね男女共同参画という中でもよく言われているのは、年配の方たちの、例えば奥様が亡くなられて男1人になった場合の食のあり方とか、料理の仕方なんかの部分で、うまくできなくてそれが原因で外食の、例えばセブンイレブンのお弁当を買ったりとか、なんかそういうかたちで成人病の一手手前に行ってしまうとか、まあそういう方たちも増えつつあると思うので、是非その子供と親っていうのはまあずっとそういう形やっているので、それをもう少し広げた中での交流会っていうか、そういうものをね是非行政の中で持っていて、食っていうのは食べるという問題だけでなく、やはり農業というそういう作るという部分でも非常にこれからかわかって、特に飯島町は生産地であるので、残留農薬とか、そういう良い食品を作っていくという生産地であるっていうことで、そういうことをやっていってもらいたいと思っております。

それと地産地消ということで、学校給食に学校給食とそれとともに保育園での給食に地元の野菜を使っているというお話でしたけれども、あのやはり大量に作るということ、ここ何年前から0-157の発生ということで、衛生管理面のところでのハード

ルは非常に使う現場のハードルが高いということで、生産地である飯島のまあなるべく使うようにしたいという町長のお話でしたが、もう少しその枠を広げるってゆうか、使う側と生産する側の両方の歩み寄りが必要なのではないかと私は思っております。

で、例えばそれが生鮮食品でなかったとしても、小麦とか大豆、麦の生産を現在していて、飯島町もしていると思いますが、中川村ではドンパンの会っていうところがパンを作って保育園に卸ろすということも行っており、まあパンという形ではなかったとしても、飯島の麦はどうも加工するとうどんが一番適するということを開きましたので、うどんという加工品という形ででも給食というルートに乗せられればと思います。そういう部分で、二次的加工品という、生鮮食品っていうことではなく二次的加工品を給食に乗せるということも考えられると思いますので、そういう部分でのあの地産地消の部分でもう少し柔軟な対応をしてもらいたいと思っております。

それともう一つお尋ねしたいんですが、駒ヶ根あのJ A上伊那でやっています、すずらん牛乳の件なんですけれども、駒ヶ根の学校給食では市の方が半分負担ということで、保護者があと残り半分を負担してすずらん牛乳を給食に乗せるということを現在やっておりますけれども、先日出ましたルーラルというこの地元の雑誌の中で、やはり箕輪の方でもそういうことをやりたいということで、試食会を学校の生徒にしたんですけれども、中学校の中学生の28クラス中14クラスが、大人はですねえそのすずらん牛乳を飲んでおいしいというふうに答えて保護者の人たちは答えていたのですけれども、14クラスの中学生はいやだと言う事を、そういう答えが返って、厳しい結果となって、それで結局これからそのやっぱり小さい頃からの味覚ということで、給食センターの方たちと話した中では、保育園ではですねえ、保育園の栄養士の先生が言うには、あのいろんな形でのまあ洋食和食という形で献立を作っているということで残食はほとんどないということでした。ですが、給食センターつまり小学校・中学校の段階になると、どうも子供達の中に味覚というまあ味覚も発達していきますので、そういう段階で味覚ができていく段階でそのまあ学校給食は3食のうち1回ですので家庭でまあどういう形の食事をとっているかで味覚がだんだん変わってきます。その中で残食になりやすい食品がヒジキの煮物だったりとか、あと昆布を使った、なんか料理だったりとかということ、どうも和食に関してはあの料理の仕方によっては残る場合もあるということを開きました。それであのまあ、そういう形で牛乳のことなんかは飯島町としてはどんなふうな考えを持っていらっしゃるかちょっとお尋ねしたいと思っております。

町長            まああの、今いろいろお話がありましたが、食もこれ各学校だ保育園だ乳幼児だというふうな形でなくて、一生を通じたこの食も生涯教育の中でとらえていくべきだというふうなお話、全くその通りだと思いますので、それに関したこと、それから給食センターでのさらなる地産地消を進めるというふうなこと、これもまあ従来からいろいろ内部的にはやっておりますけれども、加えてまあ牛乳の問題につきましては次長の方から答弁させていただきます。

教育次長        あの学校給食センターの関係についてまずお話をさせていただきたいと思いますが、学校給食センターでは現在あの先程町長の答弁の中にごさいましたように、飯島産の野菜、キノコ、果物、米等をなるべく取り入れるように計画をしてるわけでございますが、まあ地産地消の関係でいきますと、もう少しその内容の取り入れについては、できるのかなというふうに考えておりますので、今後の中で農家の皆さんと取り組みをしてまい

りたいというふうに考えております。

ただ過去にもですねえ商工会が中心となって給食センターへ納める組織がありまして、それが結果的には今、町内の野菜の業者さん1業者という形になっているわけでございますけれども、やはりその仲介をしていただけるコーディネーターみたいな人がですね、やっぱりおっていただいて、双方のつなぎ役をしていただくと、こういったようなことも必要でございますので、今後の中でお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

それから小麦等の具体的な生産物のお話もございました。まあそういったところも魅力的ではございますが、現在あの小麦につきましては学校給食会という学校給食法の中にごさいます組織がございまして、まあそういったところから国の一部の支援を受けまして、例えばパンだとか麺については、そういったルートで小麦が実際配給されてくるわけでございます。まあそういった部分もございまして、そういった部分も勘案をしながら、今後の中で検討ということになろうかと思っております。

それから同じルートでございまして、牛乳につきましても同じことが云えるわけでございます、現在牛乳につきましては県の方で各市町村給食センターの意向を踏まえて、一括入札を行って単価を決めているというような実態がございまして、飯島もそちらの方に手を挙げて、なるべく安価な牛乳を確保していくという実態がございまして、従いまして、すずらん牛乳さんにつきましては、かつてはそのルートに乗っていたわけでございますけれども、J Aの経営方針によりまして、赤字を出してまでそのルートには乗らないという経営方針が出された時点で、単価的には折り合いがつかなくなったと、こういう事態がございまして。時たま駒ヶ根市さんの場合につきましては、地元で牛乳を生産している農家があり、またその生産工場も駒ヶ根市さんの中にごさいましたので、日々慣れ親しんだ牛乳を是非子供たちに飲ませたいという親の願いもあって、その単価の穴埋めを保護者と行政が半々で持って穴埋めをしてやっているという状況でございます。まあ現在の様子はちょっとお聞きをしておりますけれども、当時の単価差でまあ牛乳ビン1本8円ぐらいの差があったかと思っております。これは非常に大きなことでございまして、また子供たちにとりましても、あのそれぞれ好みがございまして、すずらん牛乳がいいという子供もおりまして、まあ現在の通常のルートに乗っている牛乳がいいと、こういう子供もございまして、その時点で飯島では通常の県のルートを通じまして、いわゆる牛乳を納入していただいているとこういってございまして、今後これもこれは続けていきたいというふうに考えております。

それから、翼の会がそもそも発足いたしましたのは、学校の養護教員とそれから保健師さん方が話し合いを行いまして、人間の一生の中でそれぞれの機関が違うことによりまして指導が異なってはまずいのではないかと、こういったことがございまして、まあ学校の間がいわゆる健康指導の中で抜けてしまうのは好ましくないということから、一生を通して一貫したまあ指導体制を作りたいとこんなような願いがありまして、学校の養護教員と保健師さん方が手を組んでいただいて、ずうっと一生した一生の管理の中で健康教室を維持していきたいと、こういったことから始めてきたというふうに記憶をいたしております。

学校という枠を外して、食べるというようなことをまあPRをしていったらどうかということもございまして、昨年の例でございまして、町の健康づくり大会

におきまして、中学の養護教員が中学の実態をスライドを使いまして発表したような例もございまして、そういった点については今後も十分PRをして、それぞれの理解を得ていきたいというふうに考えております。

それから、社会教育の中でも町長が申し上げましたように、そういったこと必要でございます。まあ今年はこちらはどうぞございませぬけれども、今までの例では、おやじ大学というような、いわゆる講座ももちまして、男性の料理等も経験をしていただくようなそういった講座も設けて実施をしております。まあこういった希望が住民の皆さんから寄せられれば、こういった講座の復活はもちろんですし、今後とも働き掛けをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

坂本議員

最後に、少し食とは少し離れて離れるというか食と健康ということにかかるんですけども、先程次長がいわれました中学校の先生の保健の先生のその今年の秋の発表の中でですね、運動能力のことが書かれているんですけども、あの中2の男子の県内の運動能力を50としますと、その時の中2の男の子たちは上体起こし、柔軟、50メートル走なんか大体半分のラインだったという結果が出ていまして、そういう点でいくとまあそれを継続的に見ていかなければ判らないんですけども、まあ翌年というか今年も見てということなんですが、その運動のこの中学生だけではなくて、飯島小学校の保健の先生に聞きましたら、小学校ではスポーツテストはやっていないということだったんですね。で、私たちの時代は毎年スポーツテストというかスポーツ能力を測るということがあって、その時は全校の生徒たちがそれぞれの課題に沿って記録をして、それを毎年毎年蓄積をしていくということで、まあ食べるということと健康であるということが非常にまあその中から子供らしい発達状態っていうのが見られたと思うんですけども、まあ近年うちに帰ればパソコンをやるとか、通学においてでもクラブ、クラブというか形の中で、間に合わなければ学校の近くまで親に車で送ってもらってしまうとかいうこともあり、非常に学校に来ることが体を動かすっていうことからすごく遠ざかっている面もあり、ただ学校の体育の授業の中だけではこれから大人になるべく人たちの体をつくっていくには、まだまだ足りない面もあると思うので、ぜひその運動能力ということの平均的っていうか、毎年そういうものを調べて蓄積をしつつ、子供たちの健康状態を気をつけていくということも大切かと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

教育次長

中学校の状態が今お話のあったわけでございますけれども、確か17年度だと思いましたが、中学校が指定校になりまして、運動能力のテストをする、まあ相当の予算も必要でございますので、それでやった結果が時たまあったと思います。従いまして、3校でこういった運動能力テストを毎年行うという実態は現在ございません。県・国を通じて抽出でそういった実態を測って、それをまあ平均的にして全国的な動向、県的な動向を現在発表しているというのが実態でございます。まあ確かに運動能力の問題も必要でございますし、いろんな学力テストの問題もこれからいろんな方向でそういった問題が出されてくると思います。現在のところあの毎年運動能力を測定するという考え方はございませぬけれども、あの全国的に子供たちの体力体位が落ってるという、こういった報告もございまして、そういった点については今後も十分そういった方向を踏まえての学校の対応、そういったものを考えていきたいというふうに、全国的には動いております。以上でございます。

坂本議員

以上で質問を終わらせていただきます。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時30分といたします。休憩。  
午後 3時13分 休憩  
午後 3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

6番  
三浦議員

6番 三浦寿美子議員

それでは今回の一般質問の最後になりました。質問をさせていただきます。

共に支え共に生きる健康福祉の町づくりについてということで質問をさせていただきます。先日5月の27日に東京の代々木公園で50,000人を集めた、許すな憲法改悪守ろう命と暮らし、という大会が国民大行動という集会がございました。このような大きな集会でしたけれども、一般的な報道はなかったと思います。医療制度の改悪法が国会を通りまして、世論はこの集会に現れているのではないかとと思われるわけです。長野県の調査では昨年10月から介護サービスで食費、居住費が全額利用者負担になったために、どのような影響があったかという調査をされております。施設から退所をしたという方が37人、個室から他小室へ11人、利用回数を減らした115人、利用料の滞納が4人、その他2人ということで、そのうち低所得者の方が31人それ以外の方が138人、という調査結果でございました。施設やショートステイの利用者の中には、国の低所得者対策の対象となる方が18人含まれていたと報告がされております。

本日の長野日報では松本市で高齢者負担増の医療制度改革介護難民に懸念ということで、県の医療と介護を考えるというシンポジウムが開かれたという報告が載っております。また狙われる知的障害者ということで昨日の信毎ですけれども大きな記事で知的障害者の方が悪徳商法で自己破産が起きるといようなトラブルが多く発生していて、大変気にかかるという内容の記事も出ております。そういう中で大変これから介護保険、医療制度、障害者支援法など、さまざまな制度が変わってくるということで懸念をするものですが、私のところ、前日今年になってからの3月以降の新聞記事なんかを集めてみただけですけども、医療改悪では年に20,000円の負担増に、70歳から74歳の方の平均で、なるのではないかというようなことや、75歳以上も保険証が取り上げられるのではないかという内容のもの、また診療報酬の改定で医療機関での収入が減って病院の1割が経営危機に陥るのではないかと、また看護職員なども確保が難しくなってくるという内容の記事、また75歳以上1,300,000人から保険料があ年金から天引きになるということで、生活が非常にどう生きていったらいいのか不安だという内容のお年寄りの声などもあります。

さまざまな、こうした不安、また障害者の方たちは作業所で働きながら、それがサービスだということで応益割ということになって、非常に高い利用料を支払わなければならないと、障害年金だけでわずかな作業工賃を収入として得ながら、そこから工賃よりも高い利用料を払うということで、本当に自立支援になるのかということでも不安の声が広がっております。

また福祉工場ということで、健常の方と一緒に作業をする、そういう工場があるわけです。全国の中にはあるわけですけども、そういうところで働いている方も、健常者

の方は利用料を取られるわけではありませんので、そこで働く障害者の方だけ、それが障害者へのサービスを利用したというふうにみなされて利用料が応益割で取られるというようなことも生まれるということや、これは5月26日の記事なんですけれども、今年の3月ということで、障害を持つ娘さんと母親が無理心中をしたと、それはまだ4月から障害者自立支援法に変わるという前に、とても利用料が払えないということで、お母さんが娘さんを殺害をし自分も自殺を図ったというような無理心中事件があったというようなことも伝わっております。そういう中では、全国の中で128の自治体で軽減策で対応するというようなこともされてきているということも伝えられていたりしております。またいろいろな団体がそういう応益負担をなくす運動を進めているというようなことも伝えてられていますが、大変に実際に現場の中では大きな不安が広がっているところですよ。

そこでお聞きをしたいと思いますが、今年4月1日から介護保険制度が改正になりまして、その後の利用者の方々の介護を必要とされる方々への影響をどう捉えられておられるのか、また10月からは制度が新予防給付ということで、ますますあの筋トレとかいろいろな事業が始まってくるわけですが、その準備状況というものは一体どのように進んでいるのかということ、それから障害者自立支援法につきましても同じようなことをお聞きするわけですが、10月から本格実施になるというふうにお聞きしておりますので、その影響、今言いましたけれども影響、また取り組みの準備状況をお聞きしたいと思います。

それから、先程国会を通りました医療保険制度の改正によって、住民の皆さんの健康や生活に大きな影響が心配されております。どのような状況が生まれてくるのか非常に心配するところなんですけれども、どのような問題意識をお持ちになっておられるのかお聞きしたいと思います。

またあの、以前に質問に答えて町長は、真に手を差し伸べなければならないところへは厚くという観点から、介護や医療・福祉ついて、今後起こりうる住民の苦難に、特に厚くという観点で答弁をされております。介護・医療・福祉について、今後起こりうる住民の苦難に対応していくために、どのような手立てが必要とお考えになっておられるのか、どのような位置づけで取り組まれるというふうにご考えておられるのかお聞きしたいと思います。

1回目は以上でお願いします。

町長

それでは本日最後の質問者でございます三浦議員から、共に支え共に生きる健康福祉の町づくりに関しましていくつかの質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まず、介護保険制度の改正による利用者への影響と、10月から本格実施するための準備についてでございますけれども、高齢者の自立を支援する介護予防を充実いたしまして、介護保険制度が改正をされました。その改正による具体的な利用者等への変化については、具体的に課長の方から申し上げますけれども、そこでまあ、要支援、要介護状態になる可能性の高い方に対する介護予防の特定高齢者事業というものがあるわけございまして、これについては栄養の改善、運動機器の機能向上、口腔ケアの介護予防サービスを中心に、地域包括支援センターが担当してこれを行ってまいります。

現在対象者の特例、これは健康・検診の結果が出ている方々へ、あるいは生きがいデ

イサービスへ出席している方々、これらが含まれておりますけれども、これと教室や講座に当たる職員との調整を現在行っておるということでございます。6月中に町内の医師に介護予防のための生活機能評価判定への協力を依頼をしていく予定でございます。事業開始の具体的な日程はまだ決まっておられませんけれども、少しでも早く実施をできるよう努力をしております。また一般高齢者に対しましては食の自立支援事業さらには生活管理指導員の派遣事業、生活管理短期宿泊事業を4月から行っておるところでございます。

また一方で、この障害者の自立支援法について触れてのご質問でございますが、10月の実施に向け在宅の障害者の方に対する障害程度の区分認定の調査を現在行っておりまして、認定調査を7月中終えて、主治医による意見書の提出をお願いをし、認定審査会の審査に付していくと、そして9月下旬にはサービス内容を決定をして本人に受給者証を交付していく予定となっております。移動支援事業などの地域生活支援事業の内容の決定につきましては、国の指導を受けて、他の市町村の動向などを参考に定めてまいりたいというふうにご考えております。

次に、医療保険制度の改正、これが住民の健康・生活への影響にどうなっていくかという問題等でございます。お話にございましたように、現在の医療制度は住民の安心を確保するための国民皆保険制度ございまして、この制度を維持継続するために、医療制度の改革が6月14日法律として成立をいたしました。予防を重視し医療サービスの質の向上・効率化等を図ることによって、医療費の適正化を図ること、また医療費にかかる給付と負担の関係を、老若を通じて公平でわかりやすいものとするための改革でございます。

個々の改正内容のポイントは、これも課長の方から申し上げますけれども、このようなその、今度の医療制度改正・改革というものは、再三まあ言われておりますように、増高する医療費に少しでもまあ歯止めをかけて、また高齢者といえども現役並みの所得のある方についてはそれ相応の負担をしていただいて、子育て支援の面も含めて、若者の将来の負担これがまあ将来負担しきれないような、この過度とならないようなことを主眼に、制度改正が図られたということでございます。おっしゃるように総体的に負担の増も伴っておりますので、大変厳しい状況もありますし、将来に対する不安もあるということは事実であると思っておりますけれども、こうした医療制度、財政問題も含めてですね、持続可能な制度として定着を見ながら、また折りに触れて改善すべき必要があればこれは改めて行ってもらわなければならないということもございまして、いずれにしましてもこの医療制度・医療財政の健全化を確保していくための必要がある改正であるというふうにご受け止めておるところでございます。

さらにまた、真に手を差し伸べるところに手厚くという観点からの取り組みでございますけれども、お話ございましたように、私はかねてから予算編成方針でも、また所信表明の中でも、常にまあ自立のまちづくりを進めるに当たっては、これまでのこの一律的ないわゆるばらまきの考え方を改めて、真に手を差しのべていくべきところにはメリハリをつけて、手厚くという方針で進んでまいります。

こうした医療の問題、介護の問題、子育ての問題、住民サービスの問題も含めてでありますけれども、そうしたすべてに、こうしたメリハリのある真に手を差し伸べて手厚くしていく部分については、いささかもその考え方は変わっておりませんし、これか

らもそういう考え方で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上第1回目のお答えといたします。

それでは補足の説明をさせていただきます

昨年の10月から食費とかまた住居費こういったものが全額個人負担とこういうことになったわけなんでございますけれども、当初の状況でありますけれども、これはケアマネジャーの調査によるものでありますけれども、当初はやはりショートステイ等において数人の、将来まあ数人の皆さんですけれども、回数を減らすとこういうことはございました。現状ではそういった皆さんも3月時点ではもうほとんど回数等についてもずっと以前の10月以前の回数になっておると、こういうような状況でございます。特にショート等につきましては、この施設の利用に対するですね、予防というか志向といったものが非常に高いわけでありますので、いわゆる負担は上がりましてけれども使用しておるところのように見ております。

またいわゆる、施設サービスの関係でございまして、特養とかまた老健施設の利用でございまして、これにつきまして当町においてはですね、当町の2箇所におきましては、施設替えとかまた部屋を替えるとか、こういった事例は今のところ聞いておりませんので、お願いをしたいと思います。これが状況でございます。

続きまして、先ほどお話がありました新予防給付の準備状況、これはどうかと言うお話でございますけれども、これにつきまして説明をさせていただきます。で、特に要支援1と認定された皆さんですけれども、そういった方が今よりも状態が悪くなるようにと、また自分で少しでもできることが増えるようにという考え方で始まりました介護予防サービスの対象者をですね、4月以降の認定業務におきまして30数名が該当者となっております。このうち要介護1から要支援に移った方でありまして、これにつきましては18名ほど現在おるわけでございます。これの数字的にはおおむね60%前後の数字ということでございます。

また要支援の1になった皆さんでありますけれども、これ地域包括支援センターが介護予防プランを作成するわけでありまして。それによってそれぞれの介護の予防のサービスを受けておると、全員受けておると、こうゆう状況でございます。特にこのサービスの内容でございましては日常生活の支援の他に、利用者の目標に応じたサービスを受けるということです。特にこの中では運動器ですね、の向上こういったものが選択サービスからまあ選択的サービスですけれども、こういったものが新たに加わったわけでありまして。いずれにいたしましても、自分でできることは自分でやっていただき、その人らしい自立した生活を生み出していただきたいということになるわけでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、医療費の医療保険制度の改正の概要につきまして簡単に説明させていただきます。まず、この8月からは公的年金のもっともこの控除でありますけれども、こういったものの見直しに伴いまして、高齢者のうち1割の負担ですけれども、これがまあ2割になる、そういった人が出てまいります。また10月からは高齢者の現役並みの所得の自己負担が2割から3割に変わる、こういうふうになります。またただ、負担限度額がこういった制度があるわけございまして、実際の外来支払いの限度額は2割になっても変わらず、3割になった方でひと月多くても4,000数百円の増加が見込まれると、こういう状況でございます。

当町におきましては、3割になる人ですけれども、おおむね50人前後と考えております。また一般の外来者また低所得者こういった人たちには変更はありません。そして新たに70歳以上の入院に食事の見直しと、また光熱水費相当額、こういったものの負担が1日920円ほどかかります。まあこれは介護保険という居住費これに相当するものということでございます。

また10月改正の高齢者以外では、子育て支援の一環といたしまして、現在300,000円の出産育児金に引き上げとなるということであります。また来年4月からは入院費につきましては医療機関での窓口支払いを自己負担限度額の範囲になるということになります。なお20年の4月からは、75歳以上の人を対象といたしました独立した高齢者の医療制度が新設されると、こういうようになっております。概要は以上でございます。

それでは2回目の質問をいたします。

ただいま介護予防それから医療問題などお答えいただいたわけですが、ちょっと実例をあげながらどうお考えになるのか、今後の方向などもお考えいただきたいので、挙げてみたいと思います。新介護保険制度になりまして介護度が先程も課長の方から報告がされましたが要介護1から要介護2になられた男性の方で70代の方なんですけれども、6月1日付ということでまあ新しい要介護要支援2ということで決定をされ認定をされたというふうにお聞きをしておりますが、今まで介護保険で借りておりました介護ベットをですね、もう5月の末に業者がきまして引き揚げていってしまいました。そこで困りますので中古のベットを10,000円で買ったとそう言っておりますが、この件について要支援になってしまったので仕方ないと思われませんか。まあベットは買わなくても社協とかどっかで借りることができたんじゃないかと、このように思われるでしょうか。また4月1日の時点でまあ今まで介護ベットを貸与されておりましたので、6ヶ月間の経過期間があるということで9月末まで継続をして借りていることができるのかどうか、どれが正しいと思われませんか。この方はもう4月1日以前から介護ベットを使っておりましたので、貸与されて介護保険の中で借りておりましたので、9月末までは利用をすることが可能であったわけですが、認定されたということで、もう5月の終わりには業者が持って帰ってしまったということで、まさかそんなこととは知らないのです。その日から寝るところ困るので、新しくしょうがないからベットを買ったということでございます。

それからまた、ひとり暮らしの男性なんですけれども、今まで5月の末まではほとんど毎日デイサービス・デイケアを利用して身体機能の維持や、ひとりではお風呂も入れませんので、入浴の介助、それから食事も1人では用意も十分できませんので、まあそういう通所の施設で介助をしてもらってお風呂に入ったり、そういうところで食事もそれなりに栄養補給を補ってきたという状況でした。ヘルパーさんも入ってお掃除もしてくれたり食事も作ってもらうなど生活支援を受けて生活を今までやってまいりました。要支援2になりまして、デイサービス、介護予防通所介護ということになるので、予防デイサービスとでも言うのでしょうか、週1回在宅サービスということになりました。ですからデイサービスに週に1回、要支援になったのでということになったわけですね。ところが今まではいくたんびにお風呂も入れたりということで、週に2・3回はお風呂に入れたものが週1回になってしまいましたので、どうしても週に2回、せめて2回は



お風呂に入りたいということでお願いをしたら、自費で月に約 10,000 円を払ってお風呂に入り施設に行くということになったそうです。

それから、今まではそういうわけでお昼は施設で食べていたんですけども、行くことができなくなってしまったものですから、食材を宅配をしてもらうことにいたしました、それで約 10,000 円ひと月かかるそうです。ところが自分では作れませんのでヘルパーさんをお願いしますと、これもその費用は要支援の中に入りませんので、自費ということになったそうです。まあこの方はほとんどまあそういう中でひとりで自宅で過ごすことになってしまいました。身体機能の維持ということで今まではリハビリもやっておりましたが、そういうことも不十分になりますし、話し相手もいなくなりまして、まあ今までにぎやかな環境の中で非常に楽しくにこやかに過ごしておられた方ですけども、これだけ介助が必要な方なのですが、自宅にいることになったと。それから外出もひとりではできませんので、誰かに手伝ってもらわなければどこも行けないと。また要支援になってしまったので自分では望んでいませんけれども、まあ引きこもり、まあ引きこもりはよろしくないと言われておりますが、望まない引きこもり状態に陥ってしまったと言うのがこの方の実態ですが、これは要支援になってしまったので仕方がないとお考えでしょうか。

またもうひと方、50代の男性の方です。この方は障害がおりで特定疾患もおりの方ですけども、日常生活の生活用具ですね、利用をしたいというふうに思っておりますが、特殊な介護用のマットのために、そこらでレンタルでお借りしようというふうに考えてもそのものがないそうです。そこでなにか補助制度を使って購入できないかと考えましたが、介護保険料を払ってはいますけれども、障害がもともとありということで、他に介護保険の適用になるような疾病がありませんので、疾病で不自由になったわけではありませんので、介護保険の対象にはならないということであります。特定疾患でもその補助具は対象にはならないそうで、では障害があるから障害者としてそういう補助制度がないかということで探してみましたが、介護マットは障害1級の方でないと補助が受けられませんので、そんなにまあ、介護マットが必要という方ですので、特殊なものということですから、自分で寝起きをしたり自由になる身体ではない方なんですけども、全くそういうものに対する補助の対象から外れてしまっているという方もおありです。こういう方に対して、寝たきりの状態でも自己負担で購入するしかないのかと、こうだれもが思うわけですけども、その点についてまあ対象のそういう制度がなければしょうがないのかと、いうふうに思われるのかどうかをお聞きをしたいと思っております。

これは昨年の私6月にですね、同じような今度の介護保険や障害者支援法の法案が出ておまして、大変心配をいたしまして、予測されることなどをいろいろあげてご見解をお聞きしたときのものでございますけれども、先程も町長、課長も言われましたが、制度を維持していくにはやむを得ないというふうにお考えのようですけども、私は飯島町に住んでいらっしゃるお年寄りであろうと、障害者であろうと、またお若い方であろうと、どなたでもやはり安心して生活するには憲法で保障された当たり前の最低でも健康で文化的といわれる生活を営む権利がありますから、それを踏みにじるようなことは町としてはやってはまずいと、それなりの支援が求められているというふうに感じるわけですけども、昨年町長は私に、何かこの2つの法律の改正案というものが方向がまったく

この時代に逆行した、そうした方向ばかり目につくというふうに表現にうけとめられているけれども、決してそうではないと思っておりますと、2つの法律はそれぞれこれからの日本の国民の少しでもより良い、この支援なり介護なりというものを捉えてよくしていかうという改正に他ならないと、全体としてはそういうことであり、一部の負担の問題も出てくるけれども、新しい予防介護に重点を置くということもあるので、新しいメニューも用意して前向きに検討していくというような内容であるので、そういうことだというふうにご答弁をいただいております。しかし1年たって、実際にそうした法律が通り、町の中の先程事例をお話ししたけども、住んでいらっしゃる方がそういう状況に陥ったわけです。じゃその方の介護保険が要支援になって生活が運動機能がこれ以上、今以上によくなって、自分で食事を作ったり、自分でお掃除をしたり、自分でお風呂に入れるようになったり、買い物に行ったり、そういうことができるようになるでしょうか。それにはやはり、生きていくためには支援がなければ生活ができない実態があるわけですので、私はこんな不条理な理不尽な話はないなと思って受け止めているんですけども、こういうことについての、先程の答弁と今私の事例とを考えた上で、どのようにお感じになり、これからどう対応したらよいかと、考えられるのかお聞きをしたいと思っております。

町長

今回の介護保険制度と医療費制度の改革改善によりまして、具体的に総体的に負担増というものは当然これは、まあ、あるわけあります。そこで、まあ、個々の問題いろいろあるかと思っておりますけれども、やはりこれは制度として持続可能な国家的なひとつの将来方向の中で、十分に検討をして創設されたこの改正の制度でございますので、やはりこれは末永く持続可能な制度でなければならないということだろうと思っております。したがってこれは今後人口の減少等も当然まあ必須の条項として出てまいりますので、将来のこの国全体としての支える人と支えられる人が、財政的にもまた心理的にもこの逆転するような負担のアンバランスが将来続いたんでは国は疲弊していつてしまう、というふうに思っておりますので、いろいろ厳しい状況もあるわけでございますけれども、これはひとつの十分な時間をかけて、しかも負担の増を伴う部分は、また今度は若い世代子育て支援的なあるいは予防的な措置にひとつの内容を切り替えて、そちらを手厚くしてというバランスの中でやっとなことだろうと思っておりますから、一概にこの個々の問題は確かに要介護から支援に向かったその判定の18名の飯島町の中におられる18人の心情はわかりますけれども、やはりこれは総体的にとらえていくべきであるということだろうと思っております。したがって昨年6月にお答えした、そしてその成立が法律が具体的に成立した現在の考え方もやはり同じ私なりきの見解は変わらないというふうにお答えしておきたいと思っております。

三浦議員

ちょっと、それ前にいくつか事例をあげましたが、特別そういうことについてはお考えはありますか。

町長

いくつかの事例によって、まあ、このことが介護保険制度上どうか、適か否(ひ)かというふうなことも、ちょっと私詳しい実務的なことも不理解でございますけれども、担当課長の方からお答えさしていただきたいと思っております。

住民福祉課長

3つほど事例を挙げて具体的にお話しをしていただきましたけれども、これらについて、あの例えば一番初めの70代の方、ベッドが引き上げられたというふうなお話してございます。またまあ、その他それぞれまあ条件が悪くなったという事例をお話しした

いただきましたけれども、いずれにいたしましてもこの制度でございますので、何回も申し上げますけれども、利用の限度額というのが決まっておるわけなのでございます。そしてその原則としてその範囲内で介護サービスを受けていただくと、これが原則であります。そういったことでありますので、またそれ以外、費用負担につきましては負担の能力に合った利用料金こういったものも設定をされておるということであります。いろいろここであれですからまた包括支援センターでまあ相談を個々にして対応をしていくとこういうことにしたいと思っておりますのでお願いをしたいと思っております。

三浦議員

非常に私は残念でなりません、確かにこれから若い世代また住民の皆さん、国民の皆さん、まあ飯島町だけではありませんのでそういう方々が、これからそういう状況の中で生きていくわけです。もし、先ほど私ちょっと知的障害をもたれた方の親子心中の話もしましたけれども、今全国ではあらゆるところで餓死をされた方や生活保護を打ち切られて、非常に大変な思いをされている方、生活保護も申請をしても受け付けてもらえなくて、ガスや水道電気みんな止められて死亡していたというような記事が連日私は聞き及んでおります。そういう状況が、私はこの方は本当に苦しい生活をしておりますので、いつまでこれで持つのかなと思って見ているんですけども、そういう方が現実にいる中で、じゃこういう制度で若い人たちは子育て支援や若い人たちの世代は大事だけれども、お年寄りまあ高齢者の方は制度が制度だからしょうがないじゃないかというふうに言い切っていいのでしょうか。

先程言いましたが、憲法25条から考えるとこの改定された制度そのものが私は間違っているとは思っていますけれども、そうでなくてもやはり飯島町の住んでいる住民の命や暮らしを守る福祉の増進に地方自治体は邁進しなければならない、そういう中で、本当に明日生きられるかどうかという状況に陥った方にも、しょうがないというふうに町長自ら言われるということに、私は非常に驚きと怒りが今感じております。

それを言っている、今さら、それがすぐ変わるわけではありませんので、いくつかそれではこれからの制度について、私は提案をしていきたいと思っておりますが、例えば介護保険ですけれども先程言いましたように、そういう生活が苦しい中で利用限度も減って、サービスが非常になくなり、お金のない人が自費で支援を受けなきゃならないという方に対しては、やはりきちんと調査をしながら実態に合った、自費でしなくてもちゃんとある程度の補助を援助をしながら、町の中で安心して暮らせるような支援体制をつくる、そういうことがこれからの制度を作っていく上では重要ではないかというふうに思うわけで、是非実態をきちっと調査をしていただきながら、困ることのないような、ほんとに安心してどんなに貧しくてもどんなにお金があってもひとりの人間として生きている皆さんです。きちっと人として生きられるように行政として是非きちっとした対応をしていただきたい。

それからですね、障害者自立支援法では10月までにですね、生活支援事業ですかを立ち上げて、実施をしなければならないようになっております。先程準備をしながらということで、よその他の市町村の様子も見ながらと、というようなことも言われましたけれども、やはり町の障害を持っている皆さん、今制度を利用している方以外にも、やはり利用はできないけれども、障害を持っておいでの方や養護学校に行っこれから卒業をして地域の中で生活をしなければならない方や、またそういう関係機関でお仕事をしていたらしゃる皆さんの実際の声を聞いていただきながら、実情に合ったそういう事業

に心を配っていただきたいというふうに思います。今回の議会にも手をつなぐ親の会の方から請願も上がってきておりますので、そういうことも踏まえて、やはり地域の中で障害をお持ちの皆さんが安心して暮らせる、またその保護者の皆さんも安心して生活のできる介護と一緒に暮らせるそういうふうな制度になるように実態を調査しながら内容を濃いものにしていただきたい。また障害者福祉計画も来年の3月ですかね、に作らなければならないというふうになっていると思っておりますので、そういう中でもやはり実態に合った安心のできる、障害者の方々が本当に自立できるような内容になるように、是非実態調査をしながら現状にあった、今現在だけではなくて将来予測できるようなそういう皆さんの声も聞いていただきながら作り上げていただきたいというふうに思います。

それからですね、これは上伊那圏域の障害者総合支援センターというところでなんですけれども、来年の3月からは、今まではこれはあの、県がかかわって地域にできていた支援センターなんですけれども、来年4月からは市町村が実施するという事業に変わってまいります。今現在伊那市での希望の家ですね、あそこでセンターがありますが、やはり上伊那圏域ということで多くの障害をお持ちの皆さんが、これは3障害みんな一緒に支援をしていただいている、きめ細かな支援もしていただいておりますが、上伊那の広域で運営をするような体制にすることが、飯島町の障害をお持ちの皆さんの支援にもつながるといふふうに私は考えておまして、是非そういう形で上伊那の広域連合の皆さんとも相談しながら、そういう形で実施をしていただきたいというふうにお願いをするものですが、以上でお答えをいただいて質問を終わりたいと思っております。

町長

今度のまあ医療費改正介護保険制度の改正等が憲法問題に触れて、そしてこのそれぞれの改正が非常にまあ、この受け止め方について、飯島の町長としてそのことを申し上げることが、非常にまあ残念であり、その憤懣やるかたないというお話でございまして、これはまあ、いろいろ考え方はあろうかと思っております。立場立場で。であの、いずれにしましてもこれはあの、われわれの代表する国会の場でですねえ、相当の時間をかけてこの将来の医療費、介護保険のあり方、持続可能な制度として構築していくうえで一番のまあ、その最善の努力をする方向というものを、この今回の制度改正でもって出されたということから、これに対してまあ反旗を翻してどうのこうのというわけにはまいりません。私ども自治体の立場としては、これは法治国家でございまして、制度は制度としてこれを適正にまあ執行順応していくということがわれわれの公務の立場での責任であるし義務であるというふうに思います。

ただまあ、個々に具体的ないろいろ、今あの、問題ちゅうか課題、その立場立場になっておられる方に見ればそうした問題も当然あるわけでございまして、そのへんにつきましては、またあの、常に申し上げておりますように、きめ細かな実態等も見ながら常にこの真に手を差し伸べていかなければならない立場にはそうした目線に沿ってやってくこともやっぱりこれは末端の地方自治体としても責務であると考えておりますので、今後ともケースバイケースの中でいろいろと対応していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これはあの、障害者も含めて町民の方が、すべての方が安心安全な、まあ安心の中で生活を行えるという、この姿勢については全く変わるものではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、障害者支援のことの広域での取り組み、そういうまあご提案でございまして

議 長

けれども、また今後、機会あるごとに事務担当レベル等もふまえて、ひとつ検討課題とさせていただきますというふうを考えております。以上であります。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもって散開とします。

ご苦労さまでした。

午後4時18分 散会

平成18年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）  
平成18年6月23日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第19号議案 飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する契約の締結について

日程第 3 第11号議案 飯島町国民保護協議会条例

日程第 4 第12号議案 飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

日程第 5 請願・陳情の処理について

日程第 6 発議第4号 飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議について

日程第 7 議会閉会中の委員会継続審査について

平成18年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）  
平成18年6月23日

追加日程第1 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第6号 35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番 内山淳司                    3番 曾我 弘  
4番 平沢 晃                    5番 森岡一雄  
6番 三浦寿美子                7番 竹沢秀幸  
8番 坂本紀子                   9番 宮下覚一  
10番 松下寿雄                 11番 織田信行  
12番 野村利夫

○欠席議員            2番 宮下 寿

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長    高坂宗昭	助 役            山田敏明 総 務 課 長      箕浦税夫 住民福祉課長    米沢長実 産業振興課長    斉藤久夫 建設水道課長    松下一人
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長            大沢利光 教 育 次 長        北沢正文

○説明を欠席した者

教 育 長            大沢利光

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長        小林廣美  
議会事務局書記      吉川恵子

## 本会議再開

開 儀  
議 長

平成18年6月23日 午前9時10分  
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
町当局ならびに議員各位には大変ご苦労さまです。  
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において付託案件につきましては、大変ご熱心な審査に当たられ感謝を申し上げます。  
去る16日の本会議において付託した条例案件2件、請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書、請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの審議ならびに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。  
本日お手元のとおり町長から1件、内山淳司議員から1件の議案が提出されております。なお、宮下寿議員から義理のため欠席の旨通告がなされております。大沢教育長が病気療養中のため欠席となっております。  
これで諸般の報告を終わります。

議 長

日程第2 第19号議案 飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する契約の締結についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第19号議案、飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今年度から平成19年度の2年間で建設をいたします、飯島町公共下水道根幹的施設七久保浄化センターの建設工事委託につきまして、日本下水道事業団と委託契約を締結するため承認を求めます。詳しくは担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願いを申し上げます。

建設水道課長

(補足説明)

議 長

これから質疑行います。質疑はありませんか。

9番

宮下寛一議員

今の説明の中でですね。まずその施設の、ちょっと断面がないものですかから状態が分かりませんが、処理槽については多分、地下だというふうに想定をしますけれども、上屋につきまして、これでいくと一番左の建物が上屋がつくのではないかと思います。今まで飯島地区の施設につきましては比較的陣屋風といいますかね、の形態をとってきたと思います。まあそんなことからして、この施設もそういった考慮をしてあるのかどうかということをお聞きします。それから、これから契約、まあ実質はわかりませんが、契約をしたうえで仕事を始めるということですので、工事の着工時期の予定計画ですね

建設水道課長

その辺をお聞きしたいと思います。

この施設の関係でございますけれども、オキシデーションディッチにつきましてはこの地下に埋まります。約30センチほど出ます。オキシデーションディッチの関係につきましては、深さが約4メートルの深さになります。それでこの移動脱水車棟でございますけれども、簡易な鉄骨の建物になるということでございますのでお願いをいたします。それで管理棟につきましても、今までの複雑な建物でなく、シンプルな建物ということで、鉄骨での建物ということでございますのでお願いをしたいと思います。また発注でございますけれども、お盆過ぎ8月の下旬に発注をするということになっておりますのでお願いをしたいと思います。以上でございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

3番

曾我議員

この法の地方自治法の規定によって、この日本下水道事業団というところへ随契をするという、これはまあ法律でそういうふうになっておるなら、それでまあそういうもんだと思うし、それで、事業を工事を施工する業者たちゅうものも、これは事業団の方で決めるものなのか、それはまた別なのか、ちょっとそこらの組み合わせをお伺いしたいと思います。

建設水道課長

工事の施工につきましては、一切を事業団が請け負って委託をするということでございますので、工事の発注につきましては、事業団が発注をし、事業団が管理監督をして工事を完了すると、そこまで全部を一切を事業団がやるということでございますので、お願いをしたいと思います。

議 長

他に質疑はありませんか。

4番

平沢議員

放流水のことについてちょっとお聞きしたいと思います。もちろん土地の選考のときにも地権者あるいは下流域の行政がまたぐので中川村の承諾を得ると思いますが、このネズミ川じゃない何だったかなこれは、ああウナギ沢ですね、ウナギ沢のこれはずうっと下流じゃあなくて、工事的にはその近くに最終をもっていけるのかどうか、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

建設水道課長

放流の関係につきましては、七久保の中川の地区の皆さんに説明をし、了解をいただいたウナギ沢の山を下ってすぐのところ放水をすると、放流をするということでございます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第19号議案飯島町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 第11号議案 飯島町国民保護協議会条例を議題とします。  
 本案については、総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。  
 松下総務産業委員長。  
 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る6月16日の本会議において本委員会に付託されました第11号議案飯島町国民保護協議会条例については、6月21日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したのでご報告申し上げます。なお審査の過程に出された意見について、以下申し上げます。外国から攻撃される危険性もある。またゲリラ、テロ等を想定しているのもあって、攻められたとき何も対処しなくていいのか、行政が事態に対応する条例であるので、という意見。それから憲法で戦争放棄、基本的人権が定められている憲法に反する国民保護法に従うことはない。戦争前提の条例には反対である。等の意見がありました。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
 総務産業委員長自席へお戻りください。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 三浦議員 では、私はこの条例案に対して反対の立場から意見を申し上げます。憲法は戦争放棄・基本的人権を定めております。戦争を前提にした国民保護法は憲法に反するものであると私は考えております。認識をしております。国民保護法は、土地家屋の収用、物資保管などを刑事罰で国民に強制をし、自治体を軍事態勢に組み込む、そういうのものであって、私は容認できません。憲法の前文においても恒久の平和を条文化しており、また9条で戦争の放棄を定めております。11条では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障をされております。国民保護法は戦争を前提にした法律であって、憲法に反するものと私は認識をしております。憲法98条は、憲法は国の最高法規であってその条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しない、と定めております。国民保護法は憲法に反する法律であって、効力のない法律に従って条例を設置する必要はないと私は考えておりますので、反対いたします。

議 長 他に討論はありませんか。

11番 織田議員 先程委員会報告を委員長から伺いました。その中で委員会の審査報告の可決すべきものと決定したという内容に賛同するものでございますけれども、この法律はすでに国会の議論の場で経過をさんざ論議をされて法が成立し、それから全国の47都道府県においてもその策定計画が整っておるということで、すべて全国のそうした足並みというか、法律を理解する中で対処する足並みの中で進んできた内容でありますので、この内容についてはすべてこの戦争という言葉ということは使っていないわけでありまして、いろんな場合も想定されますけれども、今後こうした内容について対処する構えも必要じゃあないかと思っておりますので私は妥当だと思います。

議 長 他に討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第11号議案飯島町国民保護協議会条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
 [賛成者起立]  
 お座りください。

議 長 起立多数です。したがって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 第12号議案 飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題とします。本案について、総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。  
 松下総務産業委員長。  
 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る6月16日の本会議において、本委員会に付託されました第12号議案飯島町国民保護協議会対策本部および緊急対処事態対策本部条例については、6月21日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり第12号議案飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、可決すべきものと決定したのでご報告を申し上げます。なお審査の過程で出された意見について以下申し上げます。戦争そのものがよくない。世界では話し合いが行われている。全く手を出さないところに攻めてくることはない。アメリカの基地があるから危険である。等の意見がありました。以上でございます。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

11番 織田議員 審査の中で、武力攻撃災害への対処という中で、それぞれ国から県、県から市町村へと、指示がくるわけでありましてけれども、その中で末端へきますと、市町村においては消防という関係のかかわりがどうしても出てくるわけでありましてけれども、末端でのそうした消防団だとか消防にかかわるようなところで、言葉の中でというか論議の中でそんなこともありましたかどうか伺います。

総務産業委員長 防災会議にこれは準じるのかという、そういう質問がありまして、そのとおりですというやり取りがありました。

議 長 他に質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議 長 これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 三浦議員 私は反対の立場で討論をいたします。先程の第11号議案の飯島町国民保護協議会条例に対して、先程反対討論いたしましたが、それに関連した条例ですので私は反対いたします。

議 長 他に討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案飯島町国民保護協議会対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

お座りください。

議長 起立多数です。したがって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 請願・陳情等の処理についてを議題とします。

去る16日の本会議において、所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情について、お手元に配布のとおり、各常任委員長から請願陳情審査報告が提出されております。

議事進行についてお諮りします。

各請願陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

松下総務産業委員長。

総務作業委員長 それでは総務産業委員会審査報告を申し上げます。去る6月16日の本会議において本委員会に付託されました、18陳情第4号国道153号線信号機の設置について、提出者飯島町四区連絡協議会については6月21日委員会を開き、関係所管課職員と現地視察をいたしました。なお、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したのでご報告申し上げます。なお審査の経過、その過程に出された意見については以下申し上げます。信号機は必要な箇所だと思う。早い設置を働きかけてほしい。見通しも確かに悪い。行政としても必要と感じているし重要交差点と認識しているので積極的に取り組んでいきます。ということでありました。以上でございます。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

議長 平沢社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る6月16日の本会議において本委員会に付託された18請願第2号障害児の放課後及び長期休みの保育及び支援の安全対策を求める請願書、18請願第3号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書、18請願第4号35人学級の早期実現教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、18陳情第2号教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情書、18陳情第3号高校改革プラン実施計画で地域の合意のない部分を撤回し学校現場に十分検討期間を保証できない平成19年度実施を見送ることを求める意見書採択を求める陳情書、については、6月20日及び21日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員および参考人として、18請願第2号については請願者の手をつなぐ親の会の倉田晋司さんの出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり、18請願第2号については採択すべきもの、18請願第3号については採択すべきもの、18請願第4号については採択すべきもの、18陳情第2号については趣旨採択すべきもの、

18陳情第3号については趣旨採択すべきものと決定したので報告します。

なお審査の経過その過程に出された意見について以下申し上げます

まず18請願第2号について主な意見は、手をつなぐ親の会の活動と近隣市町村の対応はどうなっているのかの意見については、手をつなぐ育成会は19名で県郡の育成会とともに障害者の福祉の向上に活動している。飯島は伊那と飯田の両施設を利用しているが、範囲の市町村は飯田の施設利用者という答弁があり、中学までの支援と高等部の支援の違いと移動介護支援の取り組みについては、学童保育は中学までで学童保育は市町村で違う。高等部の支援は薄い。居宅で選択すると10月からの居宅サービスの問題でいろいろな支援を組み合わせて取り組んでいる。移動サービスについては4月から実施された障害者自立支援法によって1割負担をしている。との回答がありました。障害児を抱える家庭環境の大変さは理解する。現状の支援を維持するには市町村の地域生活支援事業はしっかり福祉計画を立てて請願書の願意を尊重して行政として支援をすべし。請願の願意は妥当。障害児家庭の生活の安定と自立を助けるためにも近隣市町村とともに連携して安定した対策を講ずるよう、強い意見もありました。

18請願第3号についての主な意見は、義務教育費国庫負担制度は全国どの地域でもすべての国民が無償で一定水準の義務教育を受けられるように、教職員給与費の一定割合を国が負担するもので、この制度の堅持が明確化され安定した財源保障制度の下で、教育関係者が安心して教育活動に邁進できるようにするためにも、請願の趣旨を尊重する意見がありました。

18請願第4号につきましては主な意見は、平成17年6月、30人学級で請願している。35人学級にした理由はなにか。前回は県の教職員組合で請願したが今回は飯島単組で請願している。町の教育の中でも中学は規模集団が必要。授業だけではなく子供ネットを考えたとき35人くらい画妥当。40人学級の標準法を変える考えは。中教審等で検討しているが財源を伴う教職員定数の改善も行っている。21世紀の教育は個性に応じた対応ができることが重要。という意見がありました。

18陳情第2号につきましては、教育基本法の改定については今国会では見送られ継続審議になっている。未来を担う人間の育成について教育の果たすべき使命の重要性に鑑み、もっと深い論議は必要。今の教育基本法は昭和22年に制定したもので新たな基本法の下で最善な教育の機会および環境の整備等、国及び地方公共団体の責務は明らかにされていない。等の質疑がされましたが、陳情の内容は理解するところがあるとの意見が多く、委員会では全員一致で趣旨採択としました。

18陳情第3号につきましては、平成17年6月に県民合意の高校教育改革を求める意見書を採択しているが、今回は実施計画で地域の合意のない部分の撤回を求めるもので、上伊那全体の状況第3通学区の状況も一定の譲歩をした中でその方向に動いている。飯中では箕輪・飯田の該当者もあり、混乱を起こさないよう生徒指導もしているが、いずれも19年実施は地区の合意が得られていないところが多い。等の質疑の中で、この問題は平成15年から始まっていて世論・論議は積み重ねてきている。地域の問題は難しく、もう少し時間がほしいが、陳情は合意のない部分の撤回にある。これ以上の先延ばしは混乱を招くという意見もあり、委員会ではこれも趣旨採択としました。以上主なる意見を申し上げまして報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻りください。  
以上、請願・陳情の処理にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに順次討論採決を行います。  
最初に18請願第2号障害児の放課後及び長期休みの保育及び支援の安定対策を求める  
請願書について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18請願第2号障害児の放課後及び長期休みの保育及び支援の安定対策を求める請願書  
を採決します。  
お諮りします。  
本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって18請願第2号は採択することに決定しました。

議長 次に18請願第3号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書  
について討論を行います。討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18請願第3号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する請願書を採  
決します。  
お諮りします。  
本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって18請願第3号は採択することに決定しました。

議長 次に、18請願第4号35人学級の早期実現教職員定数増を求める意見書提出に関する  
請願書について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18請願第4号35人学級の早期実現教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書  
を採決します。  
お諮りします。  
本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに  
異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって18請願第4号は採択することに決定しました。

議長 次に、18陳情第2号教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書の採択を求め  
る陳情書について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18陳情第2号教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情  
書を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方は起立を願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
議長 起立全員です。したがって18陳情第2号は趣旨採択とすることに決定しました。

議長 次に、18陳情第3号高校改革プラン実施計画で地域の合意のない部分を撤回し学校現  
場に十分検討機関を保障できない平成19年度実施を見送ることを求める意見書採択を求  
める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18陳情第3号高校改革プラン実施計画で地域の合意のない部分を撤回し学校現場に十  
分検討機関を保障できない平成19年度実施を見送ることを求める意見書採択を求める陳  
情書を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は趣  
旨採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
[賛成者起立]  
お座りください。  
議長 起立全員です。したがって18陳情第3号は趣旨採択とすることに決定しました。

議長 次に、18陳情第4号国道153号線信号機の設置について討論を行います。討論はあ  
りませんか。  
11番  
織田議員 付託委員会からの報告がありましたとおり、採択すべきものだと私は思います。特に先  
程審査報告の中でも意見もありましたけれども、あそこでの現場、特に南消防署が近くに  
あり、南消防署の機能の更に、より向上という活動機能の向上、それから、ふるさと農道  
が間もなく開通いたしますので、そうした面においての交通量も増えるかと思しますので、  
更に早急に設置されることが望ましいし、人身事故も起きている実態も承知いたしてお  
りますので、この陳情については早急に実現されるよう申し上げて賛成討論といたします。

議長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
18陳情第4号国道153号線信号機の設置についてを採決します。  
お諮りします。



本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって18陳情第4号は採択することに決定しました。

議長 日程第6 発議第4号飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番 内山淳司 議員。

1番 内山議員 それでは、飯島町郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議についての趣旨説明を申し上げます。ただいま事務局の方で読み上げましたような内容でございますが、この現在飯島町の郵便局が行っている郵便集配業務そして貯金・保険の集金業務を駒ヶ根郵便局に変更し、飯島郵便局では窓口業務だけだということになってしまふわけでございます。先程この決議文の中でも申し上げておりますように、この計画では、これまで時間外や土曜、日曜、祭日も窓口で受付を行ってきた郵便物の取り扱いなど等も、かなりの制限ができてまいります。配達遅れやサービスの低下、町民が大きな影響を受けることが予想されております。飯島町郵便局は町の中心に位置し、多くの町民が日々利用しているわけございまして、また郵便局ならではのこの町に対しての高いサービス、また社会福祉協議会へのボランティア、あるいは道路危険箇所の連絡、また交通安全運動にも参加をいただき、いろいろなイベントへも協力を願いながら、この地域が支えられております。こういったことがこの集約によりまして大きく阻害されるのではないかと、こんなように思うわけでございます。また遅配等も出てくるのではないかと、こんなことを思うわけでございます。どうかこの計画を撤回されまして、今まで通りのこの飯島町の郵便局の果たしてきた、その業務が行われていくように強く要望するものでございます。それぞれの議会の皆さん方の理解あるご協力の中で、この決議文が関係当局へ届けられるよう、この議会をもって議会活動の中で積極的に取り組んでまいり所存でございます。それぞれの立場でのご協力をご指導を賜りましてご賛同いただきますよう、お願い申し上げ趣旨説明とさせていただきます。

議長 次に本案に賛成の意見を求めます。

7番 竹沢秀幸 議員。

7番 竹沢議員 それでは私の方から飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議の採択を願うため、賛成討論を行いたいと思います。先般平成19年10月郵政民営化を前提とする中で日本郵政公社信越支社より提案があった本件につきましては、長野県下で5つの町と9つの村の14町村であります。伊南4市町村では宮田を除きまして飯島・中川の郵便局が無集配局となるものであります。一部の町村だけであるのがちょっと腑に落ちないところがあるところでございます。この計画ではこれまでの時間外や土曜、日曜、祭日の郵便物の受付が無くなり、サービス低下となるとともに、郵便集配や配達に合わせた飯島町との連携によるいくつかのサービス業務も無くなるわけであります。ま

た貯金や保険の集金業務は町民と見える関係であったものが、今後は希薄な人間関係となることが想定されるわけでありまして。これらのことは間接的に自立の町づくりに悪影響をもたらすものであります。郵政民営化は民間の活力を導入し、国民の利便に支障を生じないように、むしろ現状より、よりよいサービスを向上させるということが求められているところだというふうに思うわけでありまして。飯島町議会が今日提案を受け、議会制民主主義の精神に基づき、町民の代表としての現状の飯島郵便局体制を維持できるよう決議をし、日本郵政公社信越支社に働きかけることは当然のことでありまして、議員各位には趣旨に賛同願ひ全会一致で採択いただきますことをお願いをし賛成討論といたします。以上。

議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

議長 これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 発議第4号飯島郵便局の郵便物の集配、貯金・保険の集金業務の存続を求める決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

議長 会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。

お諮りします。

申し出の案件について議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を10時20分といたします。休憩。

午前10時 8分 休憩

午前10時20分 再開

議長 会議を再開します。

議長 ただいま、宮下覚一議員他からお手元のとおり議案2件が提出されました。

お諮りします。

議長 本案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思ひます。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって議案2件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番 宮下覚一議員。

宮下議員 それでは義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出につきまして、趣旨説明をさせていただきます。まあ義務教育は子供が教育を受ける義務ではなくて、大人が子供に教育を受けさせる義務でありまして、そして現法でこれは無償ですというふうに謳われております。これを受けて昭和28年に義務教育費国庫負担法が制定されました。そして今日に至っております。また教育内容水準を同等に保つためには、地域間の財政力の違いや、年々の財政状況の変動に左右されることなく、どの地域でも優れた教職員が一定数確保されることが必要であります。義務教育費国庫負担制度はこうしたことから全国どの地域でもすべての国民が無償で一定水準の義務教育が受けられるように、公立の義務教育間の教職員給与費の一定割合を国が負担するものであります。しかし国では三位一体改革を推し進めるなかで、この制度の国庫負担率が今年度から2分の1から3分の1に引き下げられました。そして教職員の人件費についても市町村負担が求められるなど、町財政にも影響を与えることが予想されております。さらに保護者負担の増額にもつながることが考えられます。またこの制度の見直しによりますと、教材費、旅費、諸手当等を国庫負担の対象から除外する有様でございます。財政的に最低保障としているこの義務教育費国庫負担制度これはどうしても必要不可欠であると理解しております。よってこの制度の堅持を求める意見書を提出するにあたりまして、皆様のご賛同をよろしく願いをいたします。

議長 次に本案に賛成の意見を求めます。

11番 織田信行 議員

11番 織田議員 ただいま義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について、提案者の説明がありました。説明全くそのとおりで同感するものでございますけれども、現在の義務教育費国庫負担法は、その基礎は昭和28年に作られて、そこから始まっているわけでありまして、義務教育の一番根幹とする、いわゆる人格の形成それから次代の国家を担って行く者の形成という、一番の根幹とするものが義務教育であり、そのために義務教育法で機会均等とそれから教育水準の確保ということがうたわれているわけでございます。特に心配することは、この機会均等ということが失われてはならないわけでありまして、地域的ないわゆる財政力による地域間格差それから経済的ないろんな面での自治体あるいは親の経済的な面での格差を生ずる中での受ける教育の格差、そういうことが心配されるわけでありまして、今日の社会の中で、負け組、勝ち組あるいは格差ということがしきりと論じられている昨今でございますが、一層そんな風潮の中から教育に格差ができることを危惧するものであります。そんな中で三位一体の改革による影響を、今提案者から説明がありました三位一体の改革の提出者たる小泉首相も、初期の段階においていわゆる米百表の理論で、教育の大切さを訴えた経過があります。明治の初年のころのいわゆる長岡藩の窮状した実情に見かねて、近くの峰山藩から贈られた米百表、時の長岡藩の役人である小林寅

三郎はそれを財政にすぐ窮状しているので食物を買うことに使ってしまうとかそういうことでなくて、まず教育に使うということで、その百表を売って、そこの長岡藩の教育、学校の設定、教材費の購入に役立てた。そしてそこから後々明治を支える大きな有名な全国的な日本人たちが輩出していったというそんな経過があります。要はその中に教育は国家100年の大系だということが基本になるわけでありまして、順次負担率が2分の1から3分の1ということで削られてきております。現在総量規制だとか総量裁量制ということもしてありますけれども、いずれにしてもだんだんとそうした面での経済的負担、地域間格差が生じる現況でありますので、あくまでもこの制度は根幹が堅持されていくべきだと、そんなふうにするわけでありまして、提案者に賛同の意見といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

議長 これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について採決します。お諮りします。

議長 本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第2 発議第6号35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

議長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8番 坂本紀子 議員

坂本議員 35人学級の早期実現教職員定数増を求める意見書においての趣旨説明をいたします。

議長 現在の学校を取り巻く状況は、以前にも増して社会全体の不安の影が静かに子供たちの中にも渦巻いています。食生活の乱れ、親子の関係、祖父母の関係、地域との交わり方など、世の中の早い流れの中で翻ろうさせられているのが現実であります。学校生活は子供たちの生きる場所として重要な役割を持っております。友達との交流、先生からの新しい知識の学びの場所として、心の通い合う教育をすることが必要であります。その中であって、少人数学級を実現している都道府県もありますが、早急に国の責任で35人学級を実現し、また学校現場に必要な教職員の人員人材の確保を強く要望する意見書を提出するにあたり、皆様の賛同をお願いいたします。

議長 次に本案に賛成の意見を求めます

3番 曾我 弘 議員

曾我議員 趣旨については今坂本議員が申されたことに全く同感であります。これ前後のものとまあ義務教育ということで共通する部分があるので、くどくは申し上げませんが

も、じゃあ40人が悪くてなぜ35人ならいいのかという論理もあって、こりゃあ量や数で図ることのできないものであることは確かですけれども、一般論としてやっぱりきめ細かなということはやっぱり少人数の方がいいということはまあ考えられるわけでありまして。したがって以前には何でも30人ということにこだわって提出されてきておったわけでありまして、前回のものを調べてみたら、これは県教組で出したものであって、今度の35人ちゅうのは飯島の単組で出したものだというので、まあある程度実態を考えて、良心的というところと語弊があるかと思いますが、実態を理解した上で出されたものと考えて、私個人としては好感が持てます。したがって先程から申されておるとおり、義務教育は国の責任で行うべきだということが全くの基本的な考え方であると思っておりますので、併せて35人学級はこの少人数学級がいいとされる方へ移行をしていくステップになる一歩を踏み出すには、踏み出しやすい考え方だというふうに私は理解をしますので、ぜひこの35人学級ということに対してご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第6号35人学級の早期実現教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会挨拶をいただきます。

町 長

それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日23日までの8日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員の皆様には慎重審議をいただき、上程いたしました各案件すべてを原案のとおり議決いただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。自立を選択をし持続可能な飯島町の将来に向かってその第一歩を進め始めました。厳しい中にも今後元気で活力あるまちづくりのため、ふるさとづくり実践計画並びに中期総合計画に沿ってこれを具体的に進めていかなければなりません。そのためにも今後一層全職員一丸となって、協働のまちづくりという自立しうる町づくりの基本的な考え方に立って進めてまいります。議員並びに町民の皆さんの一層のご尽力ご協力をお願い申し上げます。

特に、今議会では武力攻撃やテロ・大規模犯罪などの発生に対処した、国の法律に基づく自治体の危機管理の観点からの責務である計画策定等に当たっての協議会、ならびに有事の本部設置に関する条例2件を可決をいただきました。イラクに対する復興支援の陸上自衛隊派遣は7月をもってようやく撤退の運びになりましたが、北朝鮮のミサイル発射が

危惧されているような不穏な世界情勢でもございます。不測の事態に対処する条例ではありますが、そうした事態がないことを切に願って止まないものでございます。

また先程は、郵政公社の飯島郵便局、郵便物の集配、貯金・保険の集金業務存続を求める決議を全会一致でいただきました。この無集配局計画は郵政サービスにおける住民へのサービスの低下と、南信地域での唯一町としての集配拠点の無い町としてのイメージダウン、ボランティアをはじめとする町づくりへの有形無形の果たしてきた役割等考えるとき、この集配業務の駒ヶ根統合は決して容認しがたく、何としても再考を求めてまいる所存でございます。この決議をいただいた重みとともに、議会共々に早急に関係当局に直接そのことを強く働きかけてまいりますので、議会はじめ住民の皆さんのご支援ご協力を節にお願いを申し上げる次第でございます。このほか、今議会の審議・一般質問を通じて、いただきました貴重な数々のご意見等十分に胸に留めおきまして、今後の町政運営に精いっぱい努めてまいりたいと思っております。

さて、今年の梅雨も今のところ小康を保っておりますが、今後その末期に向かって予断は許されませんが、大きな災害等ないことを願って止まないとともに、梅雨明けとともに猛暑がやってまいります。議員各位には時節柄健康には十分留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。6月議会定例会閉会のご挨拶といたします。大変にありがとうございました。

議 長

以上をもって平成18年6月飯島町議会定例会を閉会します。

午前10時44分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員